

上野放課後児童クラブ整備に伴う 津市立上野小学校屋内運動場改修工事

	意匠図		電気設備図		機械設備図
A - 1	改修工事特記仕様書 1	E - 1	電気設備 特記仕様書(1)	M - 1	特記仕様書(1)
A - 2	改修工事特記仕様書 2	E - 2	電気設備 特記仕様書(2)	M - 2	特記仕様書(2)
A - 3	改修工事特記仕様書 3	E - 3	電気設備 特記仕様書(3)	M - 3	凡例・空調換気設備機器表(改修後)
A - 4	改修工事特記仕様書 4	E - 4	配置図	M - 4	給排水衛生設備平面図(改修後)
A - 5	付近見取図・配置図兼仮設計画図	E - 5	盤結線図、照明器具姿図 防火区画貫通部処理図	M - 5	空調・換気設備平面図(改修後)
A - 6	現況平面図・外部仕上表	E - 6	コンセント設備図(改修後)	M - 6	給排水衛生設備平面図(改修前)
A - 7	立面図	E - 7	電灯設備図(改修後)	M - 7	空調・換気設備平面図(改修前)
A - 8	内部仕上表・平面詳細図(改修前)	E - 8	弱電設備図(改修後)		
A - 9	内部仕上表・平面詳細図(改修後)	E - 9	コンセント設備図(撤去図)		
A - 10	展開図 1 (改修前)	E - 1 0	電灯設備図(撤去図)		
A - 11	展開図 2・建具表(改修前)	E - 1 1	弱電設備図(撤去図)		
A - 12	展開図 1 (改修後)				
A - 13	展開図 2・建具表(改修後)				
A - 14	天井伏図				
A - 15	家具詳細図・雑詳細図				

アルテック設計

津市大谷町233番地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号

伊藤 公智

DRAWING BY
DATA

原図：A2

上野放課後児童クラブ整備に伴う
津市立上野小学校屋内運動場改修工事

図面リスト

A - 0

S : non

工 事 特 記 仕 様 書 （ 改 修 ）		
I. 工事名称	上野放課後児童クラブ整備に伴う津市立上野小学校屋内運動場改修工事	
II. 工事概要		
1 工事場所	津市 河芸町上野 地内	
2 敷地面積	15,126㎡	
3 工事内容		
様名称	津市立上野小学校	
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建て	
建築面積	952.60㎡	
延べ面積	1,124.47㎡	
工事項目	内部改修工事	
III. 建築改修工事仕様		
1 共通仕様	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版（以下「改修標準仕様書」という。）による。	
2 特記仕様	(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 (3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修仕の該当項目を示す。	

章	項 目	特 記 事 項																				
① 一般共通事項	① 適用基準等	1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（平成28年版） 2) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（平成28年版） 3) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（平成28年版） 施工方法及び検査に関する事項 ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 作業着手までの校内調査は、事前に学校及び市監督員の承諾を得るものとし、学校の授業終了後、休日等の行事に影響を与えない範囲とする。 ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※ 工事作業については、学校運営に支障をささないよう工事の遂行に必要な施工体制を確保すること。 ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規 制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。 ※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。 ※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 ※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 ※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 ※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ※ 工事期間中、工事に起因し既存施設破損等を与えた場合は、工事請負者の責任において速やかに現状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 ※ 工事着手前には、現状状況把握の為に破損箇所等があれば、市監員立合いのもと写真に記録しておくこと。また、工事過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、請負者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。 ※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり修復復旧は本工事に含む。 なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※ 工事用水、電力については施設既存の施設を無償で利用できる。但し、学校業務に影響しないよう事前に打ち合わせのうえ計画し、施工すること。 ※ 現場着手は、原則、7月22日からとする。但し、学校及び監督員との協議により承諾を得た場合は、この限りではない。 ※ 夏休み中も、屋内運動場等を利用する為、安全に十分配慮すること。なお、夜間開放も予定されている。 ※ 作業後の校舎等の施設については学校側と十分協議を行うこと。 ※ 8月30日までに、市検査課による完了検査を受け、引き渡しを行うこと。（書類含む）																				
	③ 発生材の処理等 (1.3.12)	本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 <table><tr><th>工程</th><th>作業の有無</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>造成等</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>基礎・基礎ぐい</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>上部構造部分・外装</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>屋根</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>建築設備・内装等</td><td>○ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>その他 ()</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr></table> ○ 引き渡しを要するもの ○ 無 ・ () ・ 特別管理産業廃棄物 ・ 有 () 処理方法 () ・ アスベスト成形板等解体時の留意点 1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 2. 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 3. 飛散されない様にする。こと。 4. 保護具及び作業着を着用すること。 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 ・ 現場において再利用を図るもの () ○ 再資源化を図るもの ○ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ○ 建設発生木材 引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	屋根	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	その他 ()	・ 有 ・ 無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
造成等	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
基礎・基礎ぐい	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
上部構造部分・外装	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
屋根	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	・ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																				
その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				

4	建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。 また、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。																																
⑤	三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。																																
6	電気保安技術者 (1.3.3)	適用する																																
7	技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。																																
⑧	施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による																																
9	調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ）																																
①	建築材料等	1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。 2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。																																
①	化学物質の濃度測定 (1.6.9)	測定対象化学物質（●で示したものとする。） <table><tr><th>適用</th><th>施設用途</th><th>ホルムアルデヒド</th><th>トルエン</th><th>キシレン</th><th>エチルベンゼン</th><th>スチレン</th><th>パラジクロロベンゼン</th></tr><tr><td>○</td><td>学校、教育施設</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td></td><td>住宅</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr></table> 測定対象室及び測定箇所数 ○ 図示（施工前2箇所、施工後2箇所） ・ （ ） 測定方法（ ○ バッシプ法 ・ アクティブ法） 報告書提出部数 2部	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン	○	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●			その他	●	●	●	●	●	
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン																											
○	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●																											
	住宅	●	●	●	●	●																												
	その他	●	●	●	●	●																												
12	特別な材料の工法	改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。																																
③	騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。																																
④	工事写真	営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官庁官庁営繕部（平成28年版））に従い撮影する。 提出部数 1部 用紙は上質紙とする。																																
⑤	完成図 (1.8.2)	作成する（ ○ 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ （ ） ） 完成図作図範囲（設計図を訂正） 完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。																																
⑤	完成写真	○ デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 （A4版用紙に1ページあたり3枚） 1部 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多大になる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。																																
⑦	設備工事との取合い	施工範囲 ・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ○ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び 操作スイッチ 施工図 ○ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。																																
⑤	既存部分等へ (1.3.13)	工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。																																
⑤	事故報告	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。																																
20	消防提出書類	1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・ 本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。																																
②	労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。																																
②	不正軽油の使用の禁止	1) 一般事項 市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。																																
23	屋外広告物	屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。																																

② 仮設工事

① 足場

(2.2.1)
(表2.2.1)

設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

内部足場の種別 ☒ 脚立 ☒ 足場板 ・ ()

外部足場の種別 ☒ (くさび緊結式足場)

防護シート等による養生 ☒ 適用する ・ 適用しない

② 既存部分の養生

(2.3.1)

既存部分の養生 ☒ 図示 (A-6)

既存ブラインド・カーテンの養生

養生方法 (工事期間中は撤去、工事後に再取付)

保管場所 ・ 構内既存施設内

固定された備品、机、ロッカーの移動

・ 行う ・ 行わない

③ 仮設間仕切り

(2.3.2)
(表2.3.1)

屋内の仮設間仕切り ・ A種 ☒ B種 ・ C種

合板 厚さ ・ 9mm ・ ()

せっこうボード 厚さ ☒ 5mm ・ (A-6)

合板又は石こうボードの塗装 ・ 行う ☒ 行わない

仮設扉 設置箇所 ☒ 図示 (図面番号: A-6)

種別 ・ A種 ☒ B種 ・ C種

4 監督員事務所

(2.4.1)

・ 構内建物内の一部を使用する。

・ 設置する ・ 設置しない

監督員事務所の規模(単位:㎡)

適用					
規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度

監督員事務所の仕上げ

部 位 等	仕 上 げ
床	合板張り又はビニール床シート張り
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り
屋根	装着融垂鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

5 監督員事務所の備品等

(2.4.1) (b)

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	組	台	個	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー
数量	足	着	個	個	台
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット
数量	個	個	台	台	台

⑥ 仮設便所

構内既存の施設

・ 利用できる ☒ 利用できない

⑦ 工事用水

構内既存の施設

☒ 利用できる (・ 有償 ☒ 無償) ・ 利用できない

⑧ 工事用電力

構内既存の施設

☒ 利用できる (・ 有償 ☒ 無償) ・ 利用できない

有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

⑨ 交通誘導警備員

配置 ☒ 図示、大型車両進入時 (A-5)

③ 防水改修工事

1 アスファルト防水 (3.1.4) (3.3.3) (表3.3.3)～ (表3.3.10)	工 法	種 別	施 工 箇 所
	・ P1B	・ B-1 ・ B-2 ・ B-3	
	・ P1E	・ E-1 ・ E-2	
	・ P2E		
	改質アスファルトルーフィングシート		
	種類	・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による	・ ()
	厚さ	・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による	・ ()
	部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート		
	種類	・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による	・ ()
	厚さ	・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による	・ ()
(3.3.2)	断熱工法の断熱材 (P1B1, P2A1, T1B1, POD1, M3D1, M4D1)		
	材質	・ ()	
		・ A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b (スキんあり)	
		・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号	
		・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種2号	
	厚さ	・ ()	
	ルーフドレン回り及び立上り部周辺断熱材の張りじまい位置		
		・ 図示 (図面番号:)	
	脱気装置 (M3D, POD, POD1, M3D1, M4D1)		
	・ 設ける (設置数量	・ 図示 (図面番号:)	・ 材質 ()
(3.3.3)(b)(2) (3.3.3)(C)	・ 設けない		
	・ 仕上塗料	種類 ()	使用量 ()
	(3.3.5)		
	保護コンクリートの厚さ	こて仕上げ	・ 水下80mm以上
		床タイル張り	・ 水下60mm以上
	保護層	・ 設ける	・ 設けない
	屋上排水溝の適用	・ 適用する	
	立上り保護	・ 乾式保護材 ()	
		・ れんが (材種 ・ JIS R1250)	
	改質アスファルトシート		
(3.4.3) (表3.4.1)～ (表3.4.3)	種類	・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による	・ ()
	厚さ	・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による	・ ()
	粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート		
	種類	・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による	・ ()
	厚さ	・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による	・ ()
	断熱工法の断熱材 (M3AS1, M4AS1, POAS1)		
	材質、厚さ	()	
	図示	・ ()	
	工 法	種 別	施 工 箇 所
	・ M4AS	・ AS-T1 ・ AS-T2	
(3.4.3) (表3.4.1)～ (表3.4.3)		・ AS-J2	
	脱気装置		
	・ 設ける (設置数量	・ 図示 (図面番号:)	・ 材質 ()
	・ 設けない		
	ルーフィングシート		
	種類	・ 改修標準仕様書(表3.5.1)及び(表3.5.2)による	・ ()
	厚さ	・ 改修標準仕様書(表3.5.1)及び(表3.5.2)による	・ ()
	絶縁用シート	・ 発泡ポリエチレンシート	
	固定金具の材質及び寸法形状	・ 図示 ()	
	断熱工法の断熱材 (POS1, S4S1, S3S1, M4S1)		
(3.5.3) (表3.5.1)～ (表3.5.3)	材質、厚さ	()	
	・ 図示 ()		
	工 法	種 別	種 別
	・ S3S	・ S-F1(S1-F1)	
	・ S3S1	・ S-F2(S1-F2)	
	脱気装置		
	・ 設ける (設置数量	・ 図示 (図面番号:)	・ 材質 ()
	・ 設けない		
	(3.5.4)		
	既存防水層下地がPCコンクリート部材の場合		
(3.6.3) (表3.6.1) (3.6.3)(a)	目地処理	・ 図示 (図面番号:)	
	増張り	・ 図示 (図面番号:)	
	保護層の施工	・ 図示 (図面番号:)	
	工 法	種 別	施 工 箇 所
	・ POX	・ X-1 ・ X-2	
	・ L4X		
	脱気装置		
	・ 設ける (設置数量	・ 図示 (図面番号:)	・ 材質 ()
	・ 設けない		
	工 法	種 別	施 工 箇 所
(3.6.3)(b)	・ PIY	・ Y-2	
	・ PZY		
	保護層		
	・ 図示 (図面番号:)		
	(M4AS, M4AS1, M4C, M4D1)		
	・ 行う	・ 行わない	
	(L4X)	・ 行う	・ 行わない
	5 既存防水層表面の仕上塗装の除去		
	(3.2.6)(c)(2)		
	(3.2.6)(c)(6)		

⑥ シーリング
(3
(表3

種類	材種	施工箇所
○ SR-1	シリコン系	建具（ガラス留め）
・ SR-2	シリコン系	
○ MS-2	変成シリコン系 変成シリコン系（耐火）	建具廻り、ライン・面台 特定防火設備、一時間耐火壁
・ PS-2	ポリサルファイド系	
・ PU-2	ポリウレタン系	

工法

○ シーリング充填工法

- ・ シーリング再充填工法
- ・ 拡幅シーリング再充填工法
- ・ ブリッジ工法

（ボンドブレード幅 mm、エッジング材幅 mm）

シーリング材の試験

- ・ 簡易接着性試験
- ・ 引張接着性試験
- 行わない

材種

- ・ 硬質ポリ塩化ビニル管（カラー）
- ・ 配管用銅管（白管）
- ・ （ ）

工法

- ・ 図示（図面番号： ）

部材の種類

- ・ 押出し250形
- ・ 押出し300形
- ・ 押出し350形
- ・ 板材折曲げ形（本体幅（ ）mm、板厚 ・ 2.0mm ・ （ ））

固定金具の間隔（ mm）

固定方法

- ・ （ ）

表面処理

- ・ （ ）

工法

- 既存笠木等の撤去 ・ 図示（図面番号： ）
- 下地補修の工法 ・ 図示（図面番号： ）
- 板材折曲げ形の笠木の取付方法 ・ 図示（図面番号： ）
- 笠木固定金具の工法 ・ 図示（図面番号： ）

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応したか固定金具の間隔固定方法等は施工計画書として提出する。

4 外壁改修工事

3 改修工法等

・ 樹脂注入工法

種類 ・ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
 注入量（ ） 注入間隔（ ）
 ・ 手動式エポキシ樹脂注入工法
 注入量（ ） 注入間隔（ ）
 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法
 注入量（ ） 注入間隔（ ）

材料 エポキシ樹脂JIS A6024(建築補修用注入エポキシ樹脂)
 ・ 低粘度形 ・ 中粘度形

コア抜き検査 ・ 行う ・ 行わない
 ・ 抜取り箇所数（ ）
 ・ 抜取り部分補修方法（ ）

・ Uカットシール材充填工法

材料 ・ シーリング用材充填
 （ ・ PU-1 ・ PU-2 ・ （ ） ）
 ・ 可とう性エポキシ樹脂充填

シーリング材の上にポリマーセメントモルタル充填
 ・ 行う ・ 行わない

・ シール工法

材料 ・ パテ状エポキシ樹脂
 ・ 可とう性エポキシ樹脂

・ 充填工法

材料 ・ エポキシ樹脂モルタル
 ・ ポリマーセメントモルタル

・ モルタル塗替え工法

材料 ・ 既製目地材の適用及び形状（ ）
 仕上げ厚（ ）

・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

アンカーピンの本数 ・ 標準 ・ （ ）
材料 ・ ステンレス鋼（SUS304） ・ （ ）

・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法

アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・ （ ）
材料 ・ ステンレス鋼（SUS304） ・ （ ）

・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・ （ ）
材料 ・ ステンレス鋼（SUS304） ・ （ ）

・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

注入口付アンカーピンの本数 ・ 標準 ・ （ ）
材料 ・ ステンレス鋼（SUS304） ・ （ ）
呼び径 ・ 6mm ・ （ ）

・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法

注入口付アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・ （ ）
材料 ・ ステンレス鋼（SUS304） ・ （ ）
呼び径 ・ 6mm ・ （ ）

・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

注入口付アンカーピンの本数及び注入口の配置 ・ 標準 ・ （ ）
材料 ・ ポリマーセメントスラリー（ ）
 ・ 注入口付アンカーピン（ ・ ステンレス鋼（SUS304） ・ （ ） ）
呼び径 ・ 6mm ・ （ ）

・ タイル張替え工法

材料 ・ ポリマーセメントモルタル

・ 変成シリコーン樹脂、エポキシ樹脂、ポリウレタン樹脂

④

塗り仕上げ
(4.2.2) (j)
表4.2.4(その1)
(その2))

種 類

呼び名

仕上げ形状

工法

薄付け仕上塗材

・ 外装薄塗材 E

・ 砂壁状
・ ゆず肌状
・ 平たん状
・ 凹凸状
・ ゆず肌状
・ さざ波状
・ 着色骨材砂壁状

吹付け

こて
ローラー

・ ()

・ ()

・ ()

厚付け仕上塗材

・ 外装厚塗材 C

・ 外装厚塗材 Si
・ 外装厚塗材 E

・ 吹放し
・ 凸部処理
・ 平たん状
・ 凹凸状
・ ひき起し
・ 掻き落とし

吹付け

こて
ローラー

・ ()

・ ()

・ ()

複層仕上塗材

・ 複層塗材 E
・ 複層塗材 RE
・ 防水形複層塗材 E
・ 防水形複層塗材 RE

・ ゆず肌状
・ 凸部処理
・ 凹凸模様

ローラー

吹付け

・ ()

・ ()

・ ()

可とう形改修用
仕上塗材

・ 可とう形改修塗材 E
・ 可とう形改修塗材 RE
・ 可とう形改修塗材 CE

・ 平たん状
・ さざ波状
・ ゆず肌状

ローラー
吹付け

・ ()

・ ()

・ ()

・ 外装厚塗 C の上塗材がセメントスタッコ以外の場合
材所要量 (kg/m²)

・ マスチック塗材塗り ・ A 種 ・ B 種
仕上塗り ()

(4.7.2)
(表4.7.1)

(表4.2.5)

複層仕上塗材の上塗材の種類

樹脂種類	溶媒種類	外 観
・ アクリル系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ シリカ系	・ 水系	・ 艶無
・ ポリウレタン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ アクリル シリコン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ ふっ素系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無

(注) 艶無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。

(4.6.3)

(4.6.4)

既存塗膜等の除去及び下地処理

工法	処理範囲
・ サンダー工法	
・ 高圧水洗工法	
・ 塗膜はく離削工法	
・ 水洗い工法	
・ デッキブラシ	
・ 高圧ポンプ	

下地調整
・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・ ()

⑤

① 改修工法
(5.1.3)

② 防火戸
(5.1.4)

③ 見本の製作
(5.1.5)

④ 防犯建物部品
(5.1.7)

⑤ ブラインドボックス等
(5.1.6) (c)

⑥ アルミニウム製
建具
(5.2.2)
(5.2.4)
(表5.2.1)

(表5.2.2)

○ かぶせ工法
○ カバー工法

・ 持出し工法 ・ ノンシル工法

・ 撤去工法
・ はつり工法 ・ 引抜き工法

・ 例示仕様 ・ 個別認定（認定番号： ）
・ 自動閉鎖機構 ○ 図示（図面番号： A-13 ）

・ 製作する ・ 製作しない

・ 図示（図面番号： ）

・ 再使用する ・ 再使用しない

性能等級等 ・ A 種 ○ B 種 ・ C 種

・ 防音ドアセット、防音サッシ（等級 ）
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ（等級 ）
・ 耐震ドアセット（等級 ）
・ 結露水の処理方法 ・ 図示（図面番号： ）

アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別
○ 外部に面する建具
・ B-1 ○ B-2 ・ ()
○ 内部に面する建具
○ C-1 ・ C-2 ・ ()

7	網戸 (5.2.3)(e)	○ 可動式 ・ 固定式 防虫網の材質 ・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ○ ステンレス(SUS316)製 網目 ・ 16メッシュ ○ 18メッシュ
8	樹脂製建具 (5.3.2)～(5.3.5) (表5.3.1)～ (表5.3.3)	性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級) ガラス ・ 複層ガラス ・ () 建具枠見込寸法 ・ 図示(図面番号:) 水切り ・ 図示(図面番号:) ぜん板 ・ 図示(図面番号:) 丁番 ・ 改修標準仕様書(表5.7.3)による ・ 図示(図面番号:)
9	鋼製建具 (5.4.2)	鋼製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級) ・ 耐震ドアセット(等級) ・ めっき付着量 JIS G 3302 ・ Z12 ・ F12 ・ () ・ JIS G 3317 ・ Y08 ・ () ・ H2400又はW950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示(図面番号:)
10	鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.5) (5.2.2)(b) (5.5.3) (5.5.4) (5.7.3)(a) (5.2.3)(a)	鋼製軽量建具の性能等級 ○ 簡易気密性ドアセット ・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級) ・ 耐震ドアセット(等級) ○ H2400又はW950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示(図面番号:) ○ 改修標準仕様書表5.5.1による
		表面仕上げ ・ 塗装 ○ 図示 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板(・ HL ・ 鏡面)
11	ステンレス製建具 (5.6.2) (5.4.2)	ステンレス製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級) ・ 耐震ドアセット(等級) 材料 ・ SUS304 ・ ()
		表面仕上げ ・ HL仕上げ ・ ()
		曲げ加工 ・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ
12	建具用金物 (5.7.2)	金物の見え掛かり部等の材質等 ○ 改修標準仕様書(表5.7.1)による ・ 図示(図面番号:)
		マスターキー ○ 製作する ・ 製作しない 引渡用鍵箱 ・ 必要 ○ 不要
13	自動ドア開閉装置 (5.8.2)	開閉装置の性能値 ・ 図示(図面番号:)
		センサーの種類 ・ 図示(図面番号:)
		凍結防止措置 ・ あり ・ なし
14	自閉式上吊り引戸装置 (5.9.3)	自閉式上吊り引戸装置の性能値 ○ 改修標準仕様書(表5.9.1)による ・ ()
15	重量シャッター (5.10.2)	種類 ・ 一般重量シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター 耐風圧強度(Pa以上)
		開閉機能 ・ 上部電動式(手動併用) ・ 上部手動式
		一般重量シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない ・ めっき付着量 ・ Z12 ・ F12 ・ ()
16	軽量シャッター (5.11.2) (表5.11.1)	開閉形式 ・ 上部電動式(手動併用) ・ 手動式
		耐風圧強度(Pa以上)
		スラットの材質及び形状 ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形 ・ めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 ・ () ・ JIS G 3322 ・ AZ90 ・ ()

17

オーバードア
(5.12.2)

型式及び機構
セクション材料
・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ

耐風圧強度 (Pa以上)

開閉方式
・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式

収納形式
・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形

ガイドレール
・ 熔融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板

○ 図示 (図面番号: A-13)

○ シーリング ・ ガスケット ()

・ 図示 (図面番号:)
○ 改修標準仕様書 (表5.13.1) による

ガラスブロック
表面形状、寸法、厚さ ・ 図示 (図面番号:)
金属枠、補強材 ・ 図示 (図面番号:)

化粧カバー ・ 図示 (図面番号:)
工法 ・ 図示 (図面番号:)
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施行計画書として提出する。

18

板ガラス
(5.13.2) (a)
(5.13.4)

19

ガラス留め材
(5.13.2) (b)

20

ガラス溝の寸法、形状等
(5.13.3)

21

ガラスブロック積み
(5.13.5)

6

内装改修工事

1

一般事項
(6.1.3) (b)

既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改修範囲
○ 天井	○ 図示 (図面番号: A-14)
○ 壁	○ 図示 (図面番号: A-9)
○ 床	○ 図示 (図面番号: A-9)

天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲
○ 図示 (図面番号: A-14) ・ ()

天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修
○ 図示 (図面番号: A-11) ・ ()

2

既存床撤去、下地補修
(6.2.2) (a) (1)

既存床仕上げ材の除去等
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去
○ 行う ・ 行わない

(6.2.2) (a) (2)

合成樹脂塗り床材の除去等
・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法

(6.2.2) (c)

改修後の床の清掃範囲
○ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲
・ ()

3

既存壁撤去、下地補修
(6.3.2)

既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法
○ (除外塗り)

4

木下地等
(6.5.1) (c)
(表6.5.1)
(6.5.2) (a) (2)
(表6.5.2)

(6.5.2) (b) (1)

表面仕上げ ・ A種 ・ B種 ・ C種

木材の含水率 (工事現場搬入時、質量比)

部材名称	種別
下地材	・ A種 ○ B種
造作材	・ A種 ・ B種

製材
「製材の日本農林規格」による製材

部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率
下地用 針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()
造作用 針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()
広葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()

「製材の日本農林規格」以外の製材
樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、難燃処理及び含水率 ・ 図示 (図面番号:)
造作材の材面の品質 ・ A種 ・ ()
樹種

部 位	樹 種	県 産 材

(6.5.2) (b) (2)

(6.5.2) (b) (3)
(表6.5.3)

(6.5.2) (b) (3)

代用樹種の使用 ・ 禁止する ・ 禁止しない

(6.5.2) (c) (1)

造作用集成材
「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

部 位	樹 種 ・ 寸 法	見付け材面の等級	厚さ
造作用集成材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	
化粧ばり造作用集成材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	
化粧ばり構造用造作用集成柱	・ 図示 (図面番号:)		・ ()

(6.5.2) (c) (ii)	「集成材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示（図面番号： ） 含水率 ・ 15％以下 ・ （ ）																																			
(6.5.2) (d) (i)	造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 <table><tr><th>部位</th><th>厚さ</th><th>表面の品質</th><th>防虫処理</th></tr><tr><td>造作用単板積層材</td><td>・ 図示 （図面番号： ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td></tr></table>	部位	厚さ	表面の品質	防虫処理	造作用単板積層材	・ 図示 （図面番号： ）	・ （ ）	・ （ ）																											
部位	厚さ	表面の品質	防虫処理																																	
造作用単板積層材	・ 図示 （図面番号： ）	・ （ ）	・ （ ）																																	
(6.5.2) (d) (ii)	「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 厚さ、表面の品質、防虫処理 ・ 図示（図面番号： ） 含水率 ・ 14％以下 ・ （ ）																																			
(6.5.2) (e)	・ 床張り用合板等 <table><tr><th>部材名称</th><th>樹種名</th><th>接着の程度</th><th>等級</th><th>板面の品質</th><th>防虫処理等</th><th>厚さ</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	部材名称	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ																												
部材名称	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ																														
(6.5.5) (a)	・ 防腐、防蟻処理 適用部位 図示（図面番号： ） 保存処理性能区分（ ） 薬剤の塗布等の処理方法（ ） ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理（ ）																																			
(6.5.5) (b)	・ 防虫処理 ・ 図示（図面番号： ）																																			
⑤ 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2) (表6.6.1) (6.6.3)	野縁等の種類 ○ 屋内 ○ 19形 ・ （ ） ・ 屋外 ・ 25形 ・ （ ） 形式及び寸法 ・ 屋外 ・ 図示（図面番号： ） ・ 耐震天井 ・ 図示（図面番号： ） ・ ふところ≧1.5m ・ 改修標準仕様書(6.6.4) (h) ・ 図示（図面番号： ） ・ ふところ>3m ・ 図示（図面番号： ）																																			
(6.6.4)	既存埋込みインサート ○ 使用する ・ 使用しない 既存埋込みインサート、あと施工アンカーの引き抜き試験 ・ 行う（図示（図面番号： ）） ○ 行わない 耐震天井 ・ 図示（図面番号： ）																																			
⑥ 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3)	スタッド、ランナー等の種類 ○ 図示（図面番号： ）																																			
⑦ ビニル床シート、 ビニル床タイル 及びゴム床タイル張り (6.8.2) (6.8.2) (a)	材料 ○ ビニル床シート【JIS A 5705（ビニル系床材）】 <table><tr><th>種類の記号</th><th>色柄</th><th>厚さ</th><th>備考</th></tr><tr><td>F S</td><td>マブ'ル</td><td>2.0mm</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類の記号	色柄	厚さ	備考	F S	マブ'ル	2.0mm																												
種類の記号	色柄	厚さ	備考																																	
F S	マブ'ル	2.0mm																																		
(6.8.2) (b)	・ ビニル床タイル【JIS A 5705（ビニル系床材）】 <table><tr><th>種類の記号</th><th>厚さ</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類の記号	厚さ	備考																																
種類の記号	厚さ	備考																																		
(6.8.2) (c) (1)	・ 帯電防止床シート又は床タイル <table><tr><th>種類</th><th>性能</th><th>厚さ</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類	性能	厚さ	備考																															
種類	性能	厚さ	備考																																	
(6.8.2) (c) (2)	・ 視覚障害者用床タイル <table><tr><th>種類</th><th>形状</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類	形状	備考																																
種類	形状	備考																																		
(6.8.2) (c) (3)	・ 耐動荷重性床シート <table><tr><th>種類</th><th>性能</th><th>厚さ</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類	性能	厚さ	備考																															
種類	性能	厚さ	備考																																	
(6.8.2) (c) (4)	・ 防滑性床シート又は床タイル <table><tr><th>種類</th><th>性能</th><th>厚さ</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類	性能	厚さ	備考																															
種類	性能	厚さ	備考																																	
(6.8.2) (e)	・ ゴム床タイル <table><tr><th>種類</th><th>厚さ</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類	厚さ	備考																																
種類	厚さ	備考																																		
(6.8.3) (a)	工法 下地 ○ モルタル下地 ・ 木下地 ・ その他（ ）																																			
(6.8.3) (b)	ビニル床シート張り 熱溶接工法 ○ 適用する ・ 適用しない																																			

8	カーベツト敷き (6.9.3)(a) (表6.9.1)	・ 織じゅうたん																	
		<table> <tr> <th>種別</th><th>パイルの形状</th><th>帯電性</th><th>品質の程度</th></tr> <tr> <td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td><td>・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用</td><td>・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ()</td><td>・ ()</td></tr> </table> 品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)	種別	パイルの形状	帯電性	品質の程度	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用	・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ()	・ ()									
種別	パイルの形状	帯電性	品質の程度																
・ A種 ・ B種 ・ C種	・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用	・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ()	・ ()																
(6.9.3)(b) (表6.9.2)	・ タフテッドカーベツト																		
	<table> <tr> <th>パイルの形状</th><th>パイル長(mm)</th><th>帯電性</th><th>工法</th><th>品質の程度</th></tr> <tr> <td>・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用</td><td></td><td>・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ()</td><td>・ 全面接着工法 ・ グリッパ―工法</td><td>・ ()</td></tr> </table>	パイルの形状	パイル長(mm)	帯電性	工法	品質の程度	・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用		・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ()	・ 全面接着工法 ・ グリッパ―工法	・ ()								
パイルの形状	パイル長(mm)	帯電性	工法	品質の程度															
・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用		・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ()	・ 全面接着工法 ・ グリッパ―工法	・ ()															
(6.9.3)(c)	・ ニードルパンチカーベツト																		
	<table> <tr> <th>厚さ(mm)</th><th>帯電性</th><th>備考</th></tr> <tr> <td></td><td>・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ()</td><td></td></tr> </table>	厚さ(mm)	帯電性	備考		・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ()													
厚さ(mm)	帯電性	備考																	
	・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ()																		
(6.9.3)(d) (表6.9.2)	・ タイルカーベツト																		
	<table> <tr> <th>種類</th><th>パイルの形状</th><th>寸法(mm)</th><th>総厚さ(mm)</th><th>品質の程度</th></tr> <tr> <td></td><td>・ カットパイル ・ ループパイル</td><td>・ 500×500 ・ ()</td><td>・ 6.5 ・ ()</td><td>・ ()</td></tr> </table>	種類	パイルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度		・ カットパイル ・ ループパイル	・ 500×500 ・ ()	・ 6.5 ・ ()	・ ()								
種類	パイルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度															
	・ カットパイル ・ ループパイル	・ 500×500 ・ ()	・ 6.5 ・ ()	・ ()															
(6.9.3)(e)	下敷き材	・ 第2種第2号、厚さ8mm	・ ()																
(6.9.3)(f)	見切り、押え金物	・ 適用する(材質、種類及び形状	・ 図示(図面番号：	))															
(6.9.4)(e)	敷き方																		
9	合成樹脂塗床 (6.10.3)(b)(1) (表6.10.4)	弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程																	
		・ 平滑仕上げ	・ 防滑仕上げ	・ つや消し仕上げ															
	(6.10.3)(b)(2) (6.10.3)(c) (表6.10.5)～ (表6.10.8)	エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類																	
		・ 薄膜流し展べ仕上げ(・ 平滑 ・ 防滑)	・ 厚膜流し展べ仕上げ(・ 平滑 ・ 防滑)																
		・ 樹脂モルタル仕上げ(・ 平滑 ・ 防滑)	・ 薄膜型塗床仕上げ(・ 平滑)																
	10 フローリング 張り (6.11.4) (表6.11.2)	・ 釘留め工法																	
		<table> <tr> <th>材料</th><th>種別</th><th>樹種</th></tr> <tr> <td>・ フローリングボード (根太張用)</td><td></td><td rowspan="2">・ なら ・ ()</td></tr> <tr> <td>・ 複合フローリング (根太張用)</td><td>・ A種 ・ B種 ・ C種</td></tr> </table> 防湿処理 ・ 図示(図面番号：)	材料	種別	樹種	・ フローリングボード (根太張用)		・ なら ・ ()	・ 複合フローリング (根太張用)	・ A種 ・ B種 ・ C種									
材料	種別	樹種																	
・ フローリングボード (根太張用)		・ なら ・ ()																	
・ 複合フローリング (根太張用)	・ A種 ・ B種 ・ C種																		
(6.11.5) (表6.11.3) (表6.11.5)	・ 接着工法																		
	<table> <tr> <th>材種</th><th>樹種</th><th>厚さ</th><th>大きさ</th></tr> <tr> <td>・ フローリングボード(直張用)</td><td rowspan="5">・ なら ・ ()</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td></tr> <tr> <td>・ フローリングブロック(直張用)</td></tr> <tr> <td>・ 複合1種フローリング (直張用)</td></tr> <tr> <td>・ 複合2種フローリング (直張用)</td></tr> <tr> <td>・ 複合3種フローリング (直張用)</td></tr> <tr> <td>・ モザイクパーケット (直張用)</td><td>・ ()</td><td>・ ()</td><td>・ ()</td></tr> </table> 緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示(図面番号：)	材種	樹種	厚さ	大きさ	・ フローリングボード(直張用)	・ なら ・ ()			・ フローリングブロック(直張用)	・ 複合1種フローリング (直張用)	・ 複合2種フローリング (直張用)	・ 複合3種フローリング (直張用)	・ モザイクパーケット (直張用)	・ ()	・ ()	・ ()		
材種	樹種	厚さ	大きさ																
・ フローリングボード(直張用)	・ なら ・ ()																		
・ フローリングブロック(直張用)																			
・ 複合1種フローリング (直張用)																			
・ 複合2種フローリング (直張用)																			
・ 複合3種フローリング (直張用)																			
・ モザイクパーケット (直張用)	・ ()	・ ()	・ ()																
(6.11.6)(2)	塗装																		
	・ ウレタン樹脂ワニス塗り(1液形、B種)																		
	・ オイルステイン塗りのうすワックス塗り																		
	・ 生地そのままワックス塗り																		
	・ ()																		
11	畳敷き (6.12.2) (表6.12.1)	種別	・ A種	・ B種	・ C種														
					・ D種														
	⑫ せっこうボード、その他ボード及び合板張り (6.13.2) (表6.13.1)	材種	種別	厚さ(mm)															
		・ せっこうボード		壁 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃) 天井 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃)															
		○ 強化せっこうボード		○ 12.5(不燃)															
		・ 硬質せっこうボード		・ 21.0(不燃)															
		・ 耐水せっこうボード		・ 9.5(準不燃)															
		○ 化粧せっこうボード	○ トラバーチン模様	○ 9.5(準不燃)															
			・ 木目模様	・ 9.5(準不燃)															
		・ ロックウール化粧吸音板	・ 普通	・ 12.0															
		・ けい酸カルシウム板	・ 立体模様																
			・ タイプⅡ0.8FK	壁	・ 4.0 ・ 8.0 ・ 12.0														
	(6.13.2)(h)	遮音シール材																	
		・ シーリング材	・ ジョイントコンパウンド																
	(6.13.3)(e)(3)	合板類の張付け																	
		・ A種	○ B種																
	(6.13.3)(g)(1) (表6.13.5)	せっこうボードの目地工法																	
		○ 継目処理	・ 突付け	・ 目透し															
	13 壁紙張り (6.14.2)	施工箇所	品質	防火性能															
				・ 不燃	・ 準不燃														
				・ 不燃	・ 準不燃														
				・ 不燃	・ 準不燃														

① 4

モルタル塗り
(6.15.3)

1 5

タイル張り
(6.16.2)
(6.16.3)

(6.16.3)(b)(1)

1 6

セルフレベル
ング材塗り
(6.17.2)
(6.17.3)

1 7

断熱材
(9.5.2)

(9.5.3)

既製目地材

・使用する（形状：
床の目地

・図示（図面番号：
）

伸縮調整目地

位置

・図示（図面番号：
）

タイルの種類

施工箇所	形状寸法	工法	用途による区分	すべり抵抗性	区分			役物	標準・特注色	耐凍害性有無
					I 類(磁器)	II 類(せっ器)	III 類(陶器)			

試験張り

・行う

・行わない

見本焼き

・行う

・行わない

・せっこう系

・セメント系

塗厚（
）mm

断熱材打込み工法

種類

・A 種

・B 種

種類	種別	厚さ（mm）	施工箇所
・ビーズ法ポリスチレンフォーム			
・押出法ポリスチレンフォーム			
・A 種硬質ウレタンフォーム			
・フェノールフォーム			

断熱材現場発泡工法（吹付硬質ウレタンフォーム）

種類	厚さ〔mm〕	施工箇所
・A 種 1		・窓回り等の断熱材補修部分、ルーフトレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所
・A 種 2	・（ ）	
・A 種 3		・（ ）

⑦

塗装改修工事

① 材料
(7.1.3)(b)

② 下地調整
(7.2.1～7.2.7)
(表7.2.1)～
(表7.2.7)

③ 錆止め塗料塗り
(7.3.2)
(7.3.3)
(表7.3.3)～
(表7.3.4)

④ 合成樹脂調合ベ
イント塗り(SOP)
(7.4.2)
(7.4.3～7.4.5)
(表7.4.1)～
(表7.4.3)

5 クリヤラッカー
塗り(GL)
(7.5.2)
(表7.5.1)

⑥ アクリル樹脂系
非水分散形塗料
(NAD)
(7.7.2)
(表7.7.1)

7 耐候性塗料塗り
(DP)
(7.8.2)～
(7.8.4)
(表7.8.1)～
(表7.8.3)

① 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：
）

既存塗膜の除去範囲（塗り替えてR B 種の場合）
・図示（図面番号：
）

種類

下地	種別	ひび割れ部の補修
○ 木部	・RA 種 ○ RB 種 ・RC 種	
・鉄鋼面	・RA 種 ・RB 種 ・RC 種	
・亜鉛めっき鋼面	・RA 種 ・RB 種 ・RC 種	
○ モルタル、プラスター面	・RA 種 ○ RB 種 ・RC 種	・行う
・コンクリート、A L C パネル面	・RA 種 ・RB 種 ・RC 種	・行う
・コンクリート、押出成形セメント板面	・RA 種 ・RB 種 ・RC 種	・行う
・せっこうボード、その他ボード面	・RA 種 ・RB 種 ・RC 種	

錆止め塗料種別

・亜鉛めっき鋼面

・A 種

・B 種

・C 種

錆止め塗料塗り種別

鉄鋼面

・A 種

・B 種

・C 種

亜鉛めっき鋼面

・A 種

・B 種

・C 種

塗料種別

○ 1 種

・（
）

種別

下地	種別
○ 木部	・A 種 ○ B 種 ・C 種
・鉄鋼面	・A 種 ・B 種 ・C 種
・亜鉛めっき鋼面	・A 種 ・B 種 ・C 種

種別

木部

・A 種

・B 種

種別

・A 種

○ B 種

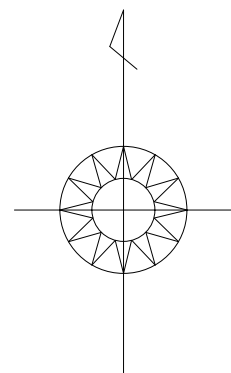
上塗り等級

・1 級（フッ素系）

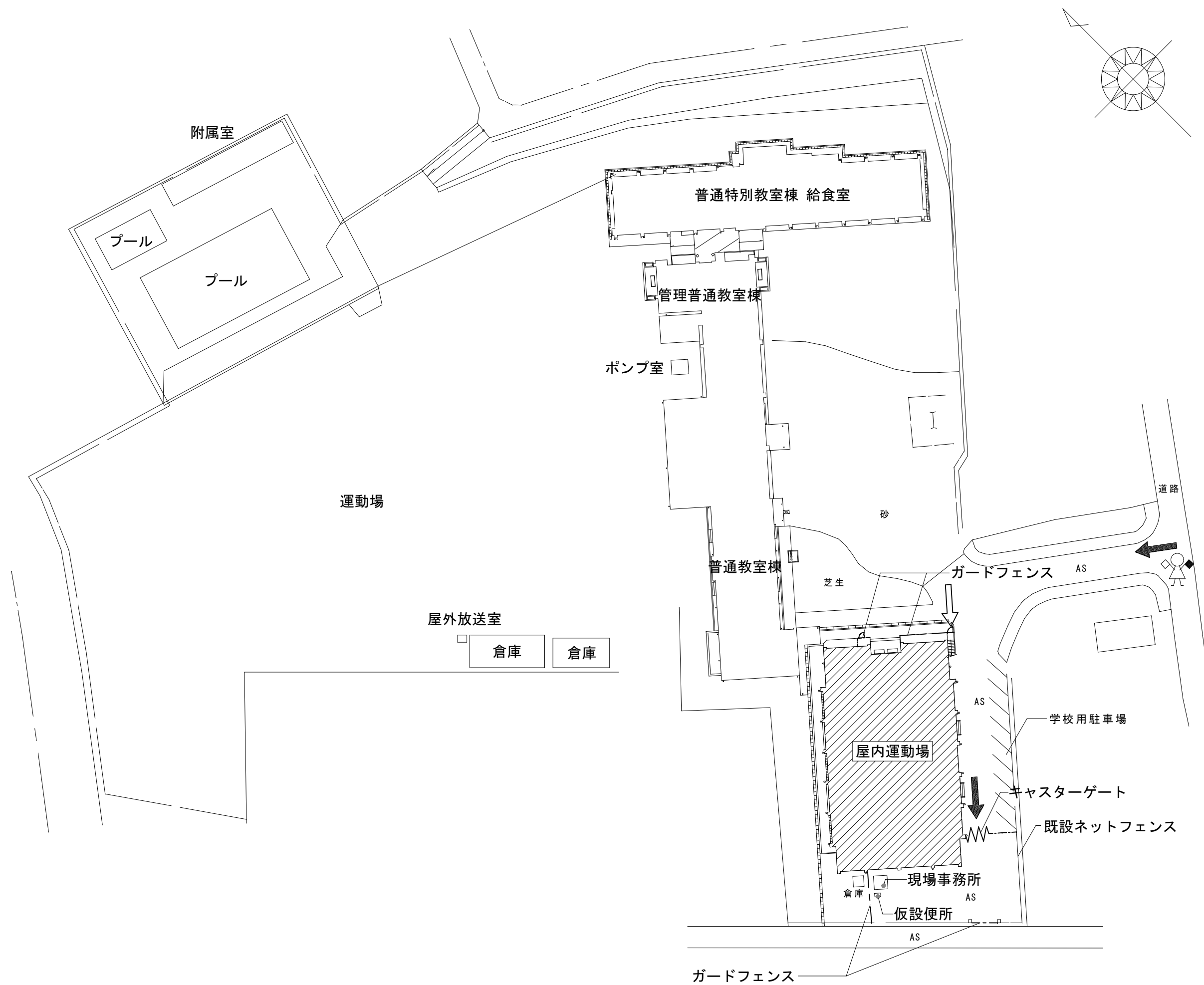
・2 級（シリコン系）

・3 級（ポリウレタン系）

下地	種別
鉄鋼面	・A 種 ・B 種 ・C 種
亜鉛めっき鋼面	・A 種 ・B 種 ・C 種
コンクリート面及び 押出成形セメント板面	・A－1 種 ・A－2 種 ・B－1 種 ・B－2 種 ・C－1 種 ・C－2 種



附近見取図



配置図兼仮設計画図 S:1/1,000

凡例

- 改修建物
- 作業員進入口
- 工事車両進入路
- ガードフェンス H=1,800
- キャスターゲート W=3,000 H=1,800
- 交通誘導員 (大型車両進入時)

※ 工事車両用駐車場及び資材搬入経路は、現場再確認の上監督員と協議すること。
※ 構内の車両通行は最徐行とし、安全確保に十分配慮すること。

アルテック設計

津市大谷町233番地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号

伊藤 公智

DRAWING BY
DATA

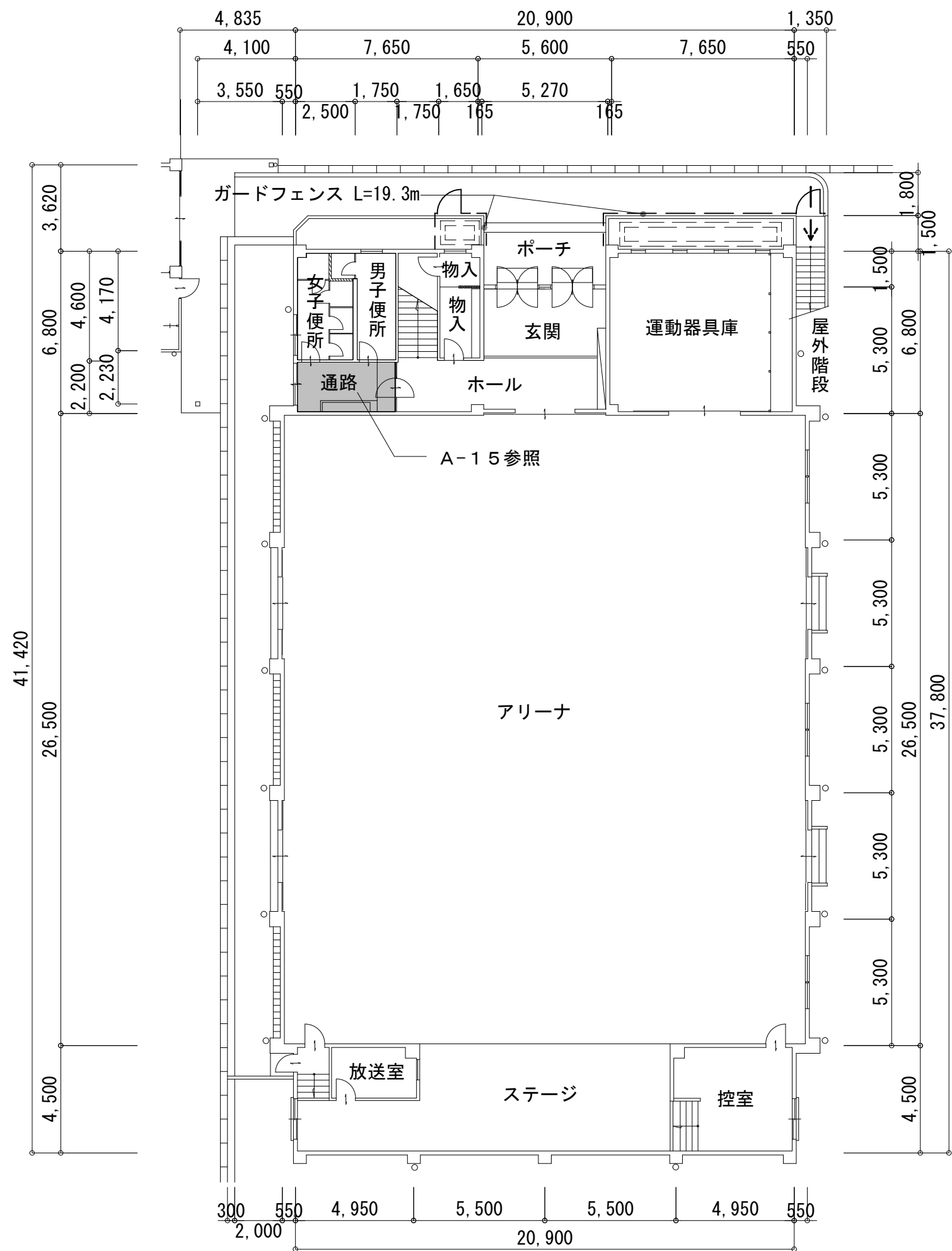
原図: A2

上野放課後児童クラブ整備に伴う
津市立上野小学校屋内運動場改修工事

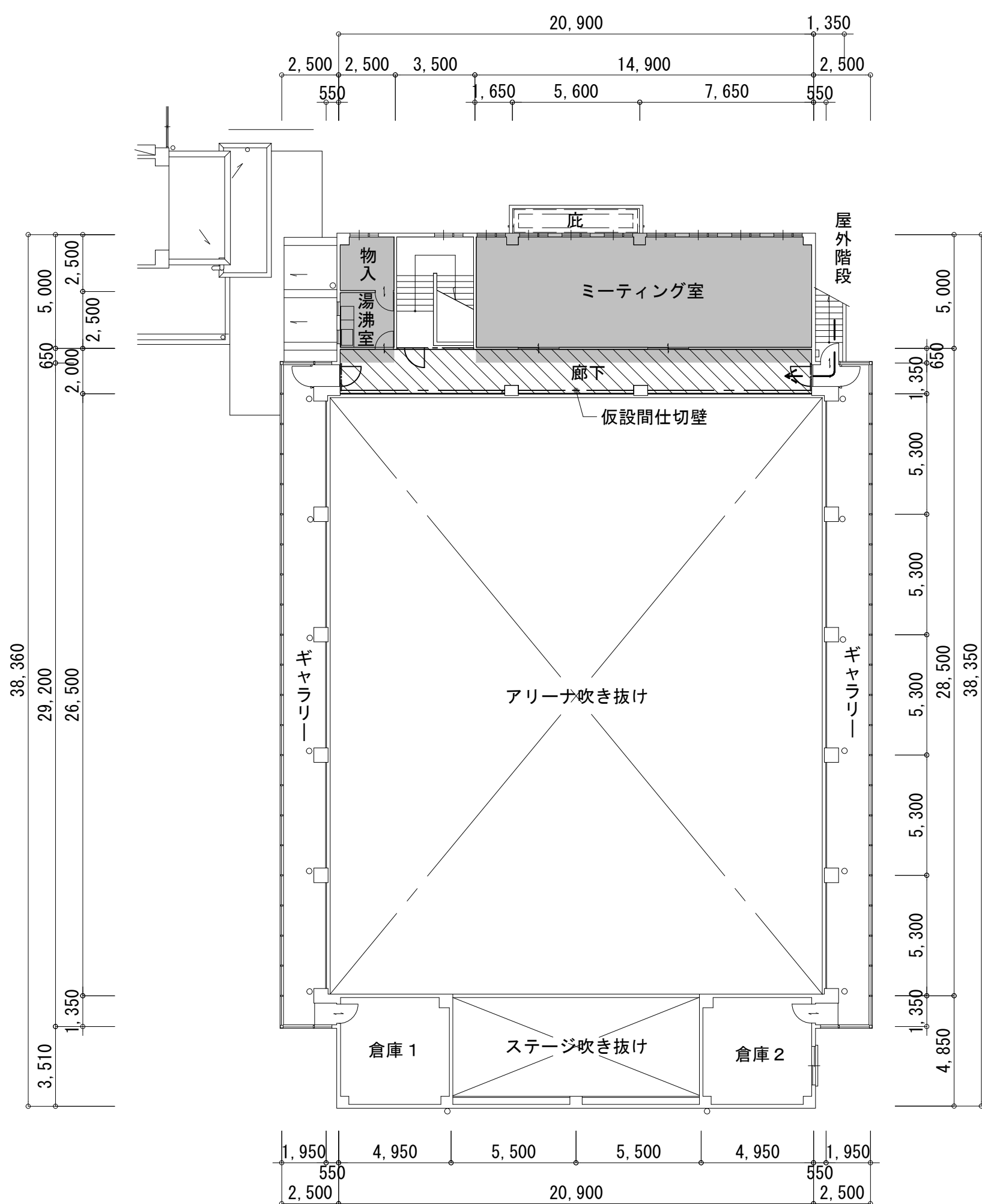
付近見取図
配置図兼仮設計画図

A - 5

S: 1/1000



1 階平面兼仮設計画図 S: 1/200



2 階平面兼仮設計画図 S: 1/200

外部仕上表

1 F 底	防水モルタル金コテ押え	既設のまま
外部梁型	防水モルタル金コテ押え	既設のまま
縦樋	VP φ125 V P 塗り	既設のまま
外壁	複装塗材 E (コンクリート打放し下地)	既設のまま

体育館 建築面積 : 952.597㎡
1 階面積 : 813.309㎡
2 階面積 : 311.165㎡
延床面積 : 1,124.474㎡

- ・ミーティング室 : 74.50㎡
- ・湯沸室(改修前) : 6.25㎡
- ・湯沸室(改修後) : 12.50㎡

アル テ ッ ク 設 計

津 市 大 谷 町 2 3 3 番 地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号

伊 藤 公 智

DRAWING BY
DATA

原図 : A2

上野放課後児童クラブ整備に伴う
津市立上野小学校屋内運動場改修工事

現況平面兼仮設計画図
・外部仕上表

A - 6

S : 1/200

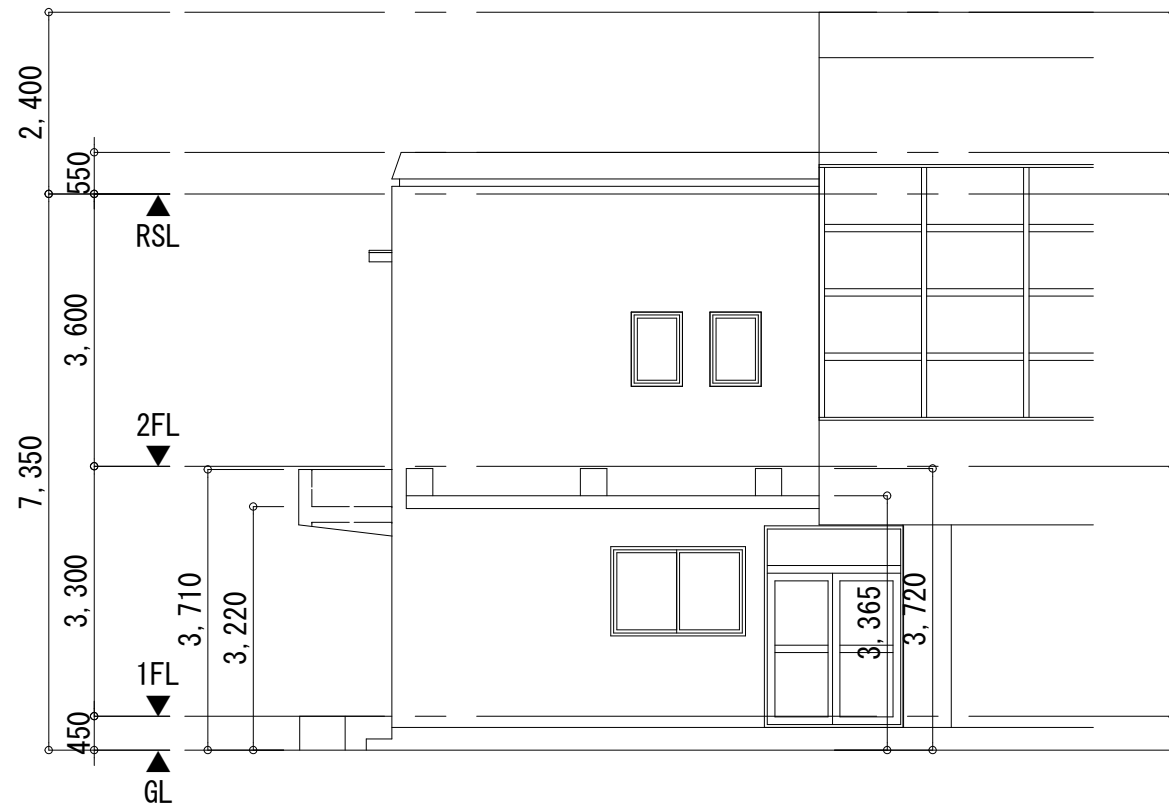
凡例

- 改修範囲
- 床養生範囲 (シート+ベニヤ)
- 工事関係者動線
- 外部足場設置予定場所
- 仮設間仕切壁
(PB t=9.5 片面張り LGS下地)
アルミ製片開戸W=800 南京錠共
- ガードフェンス H=1,800



北立面図

S: 1/100



西立面図

S: 1/100

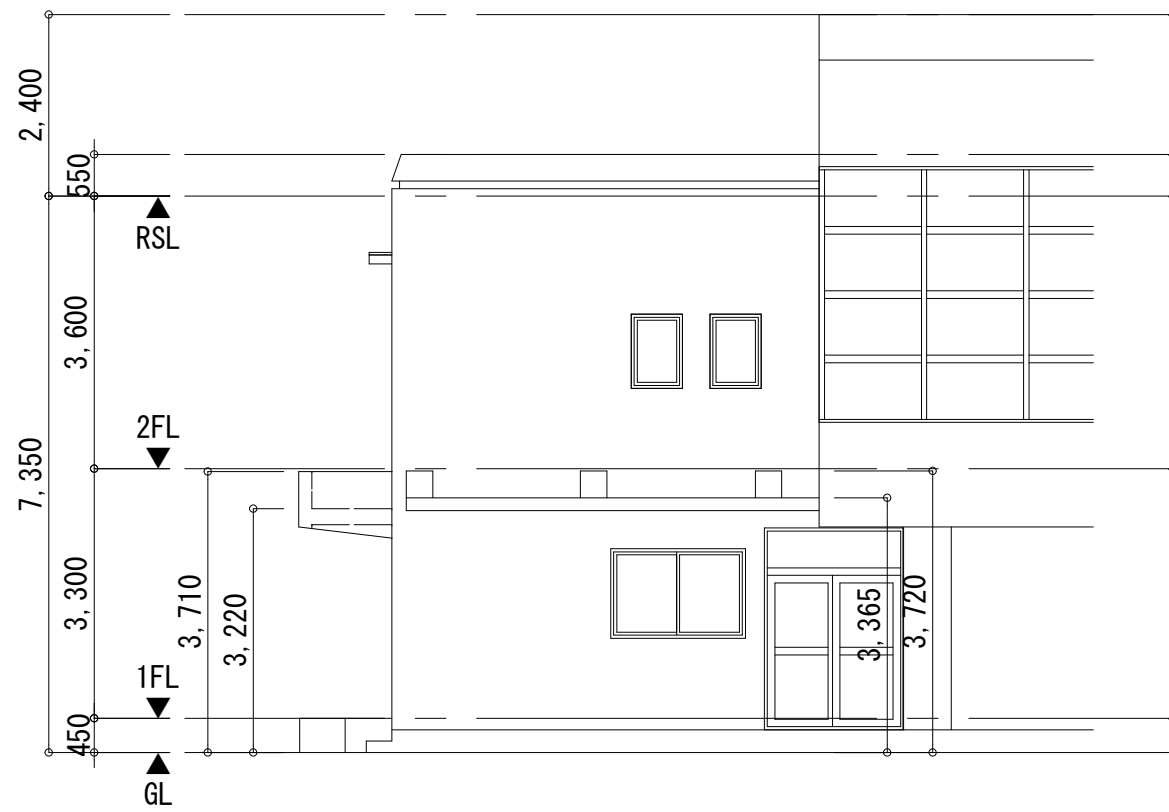
凡例

：アルミ製建具撤去範囲



北立面図

S: 1/100

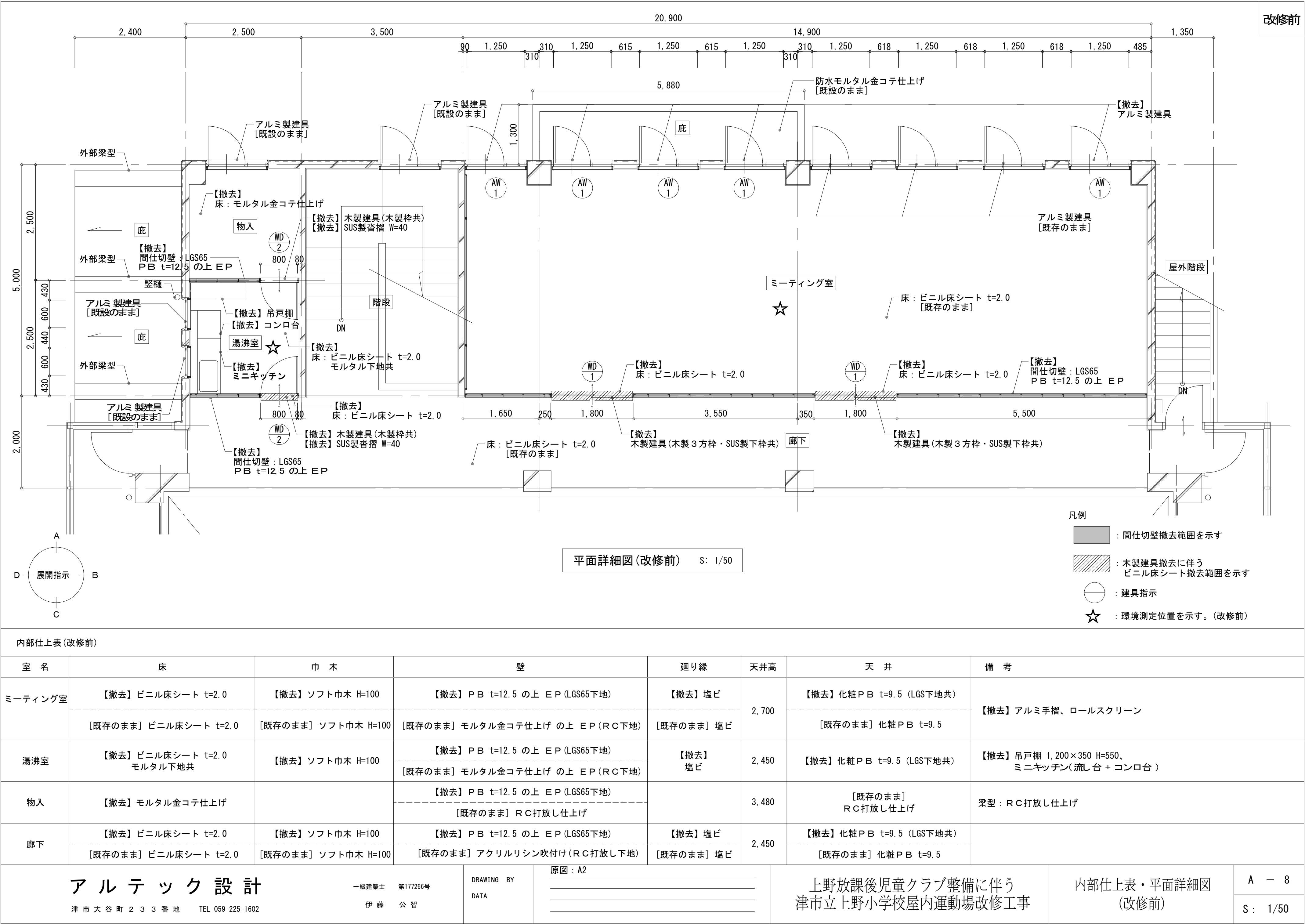


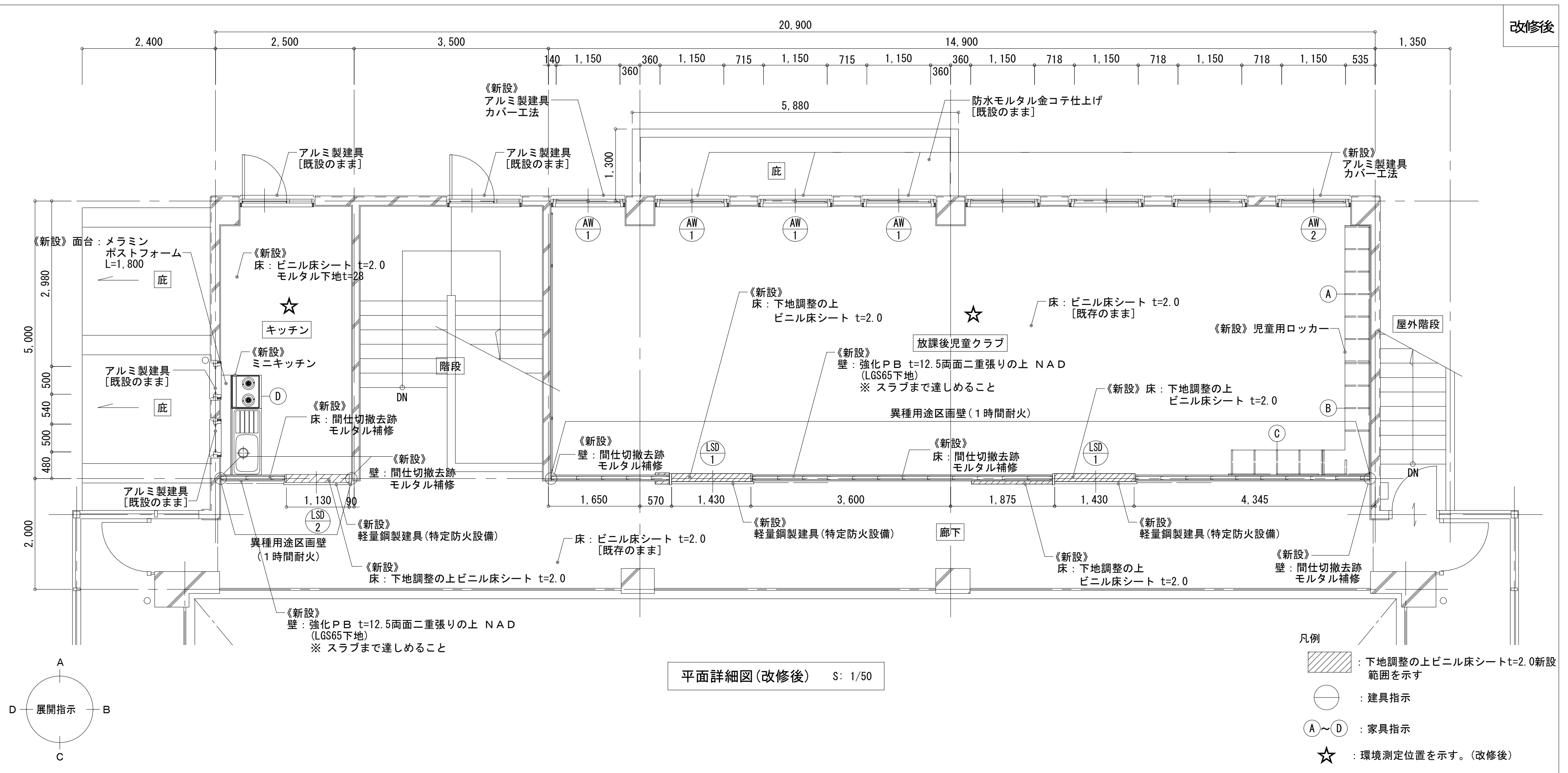
西立面図

S: 1/100

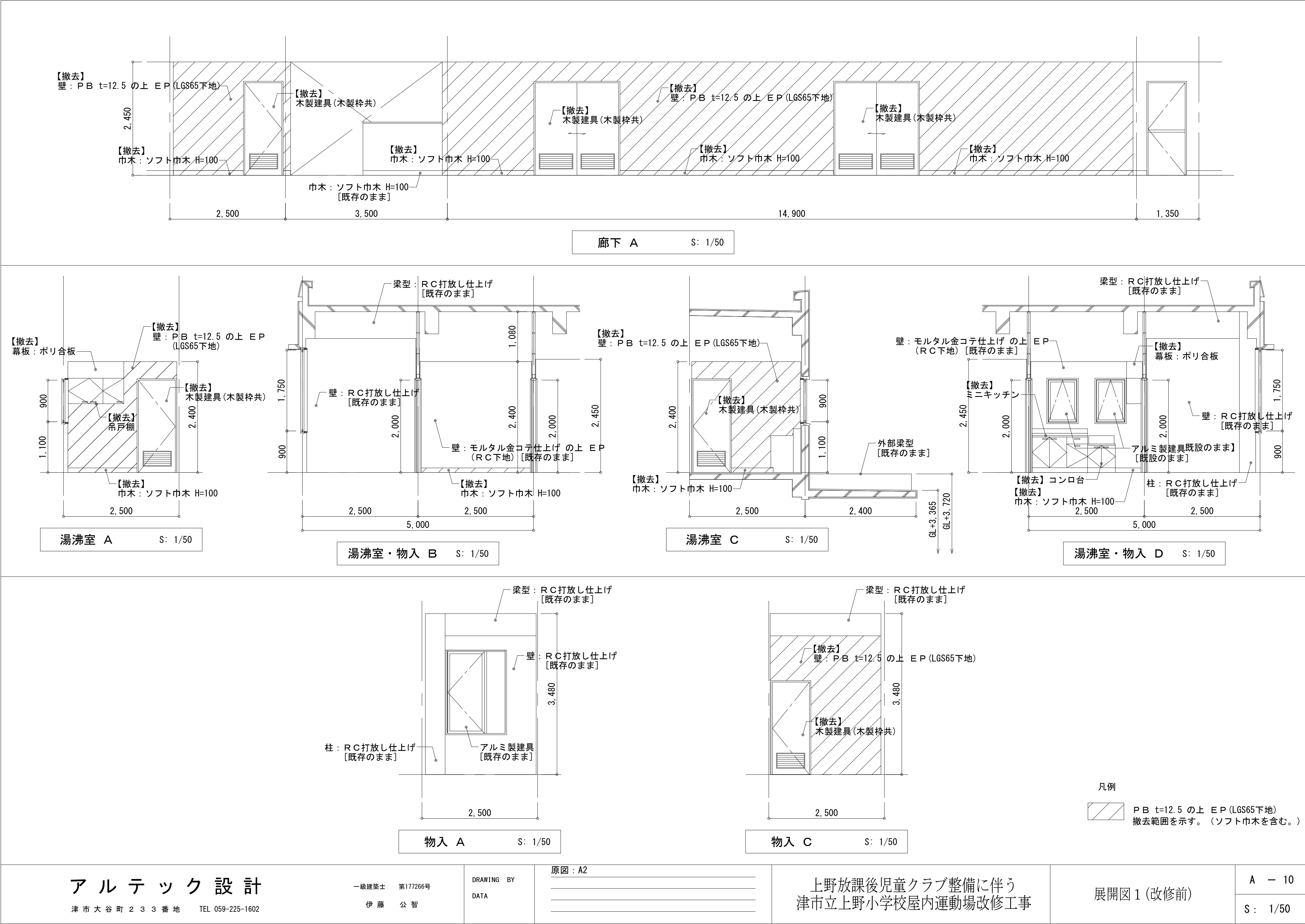
凡例

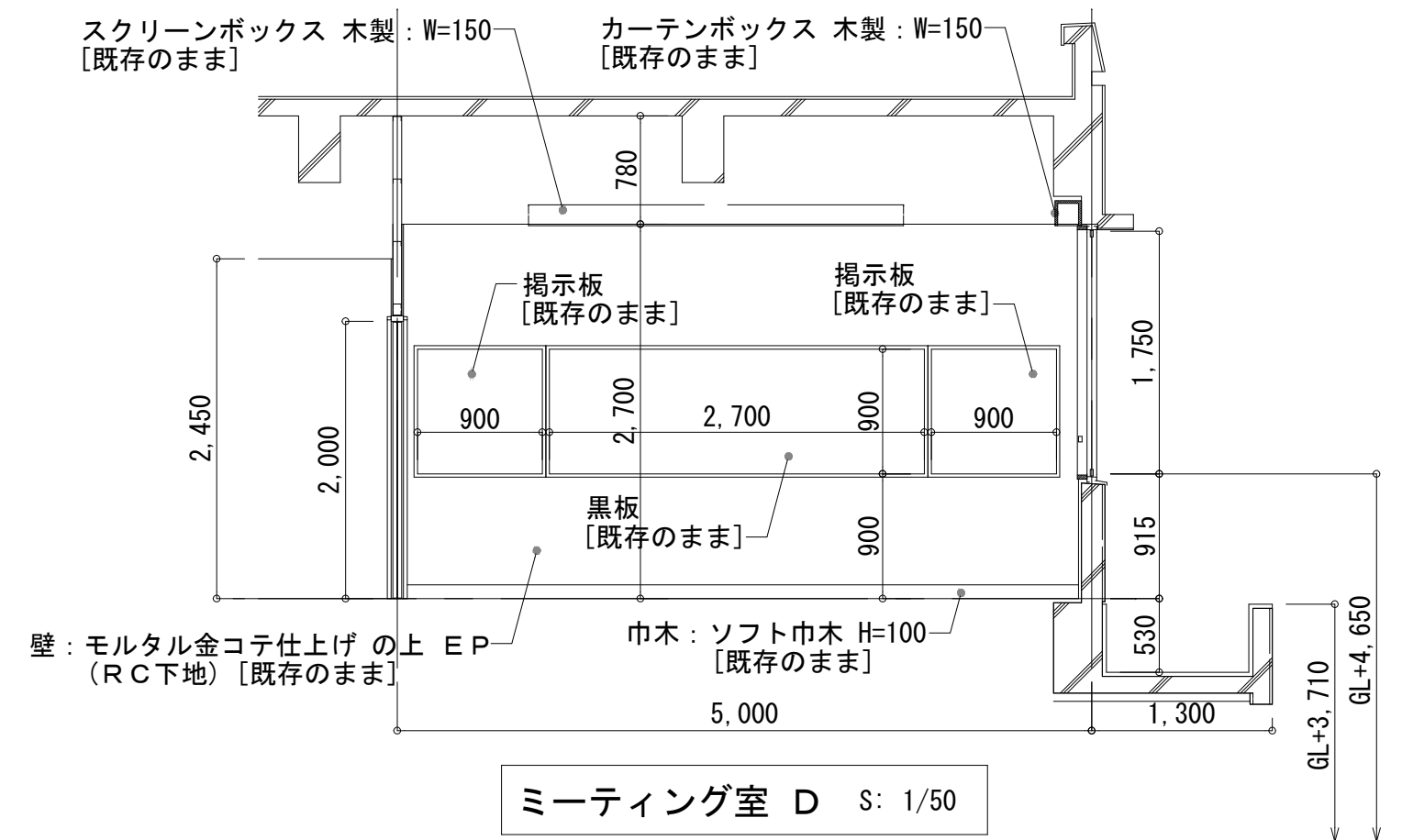
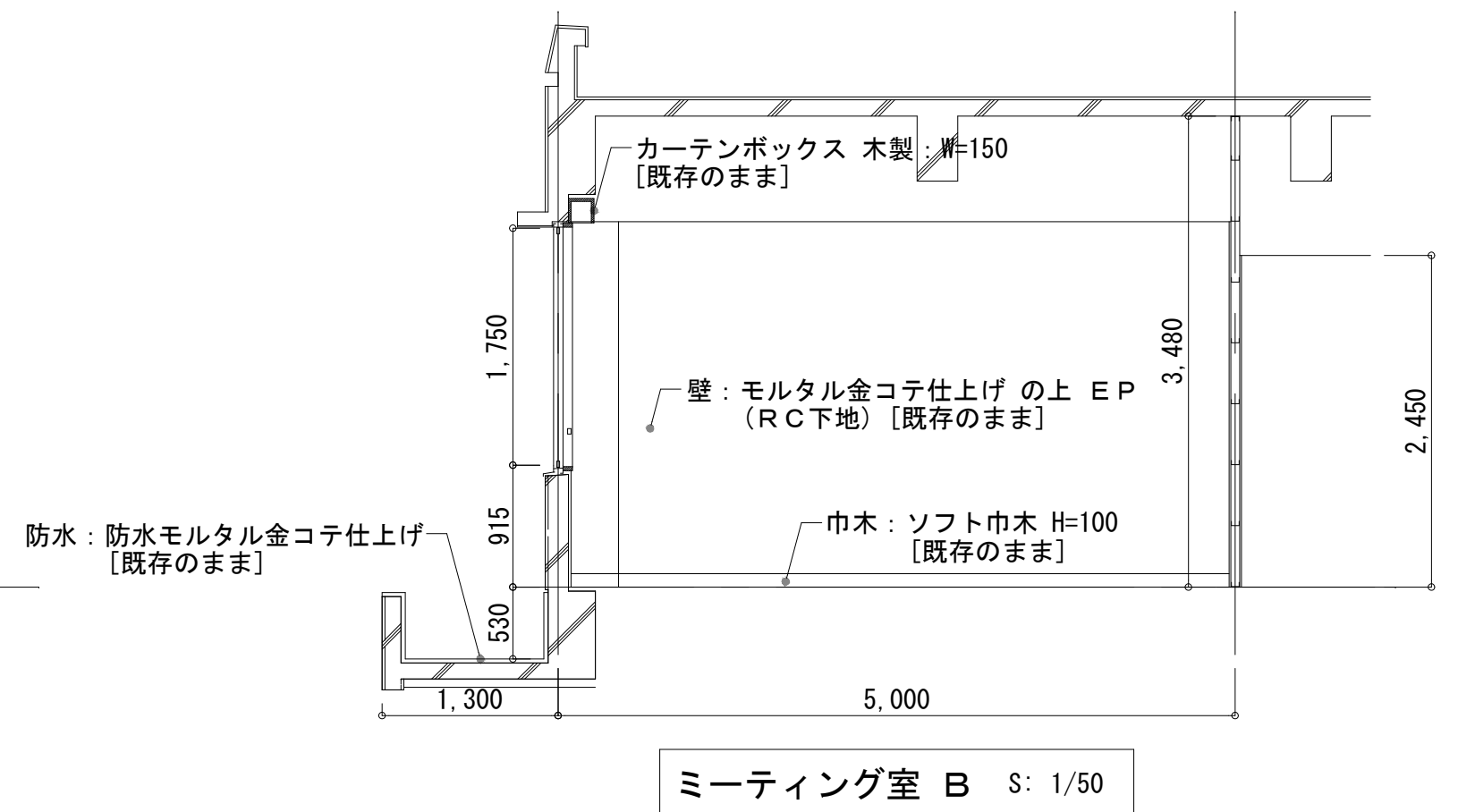
：アルミ製建具新設範囲
(カバー工法)

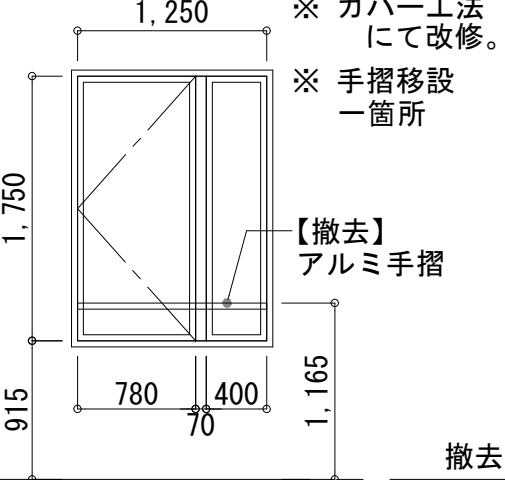
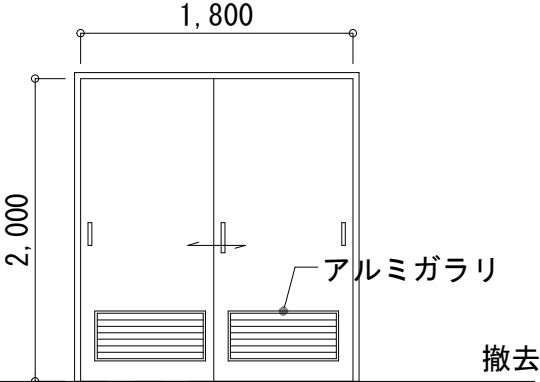
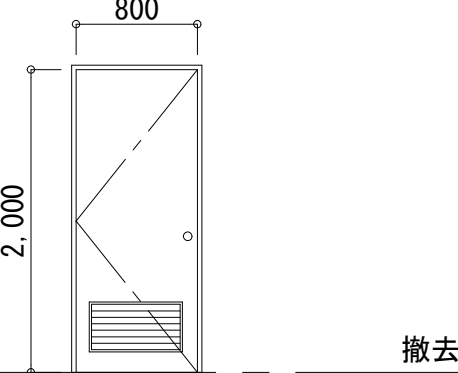


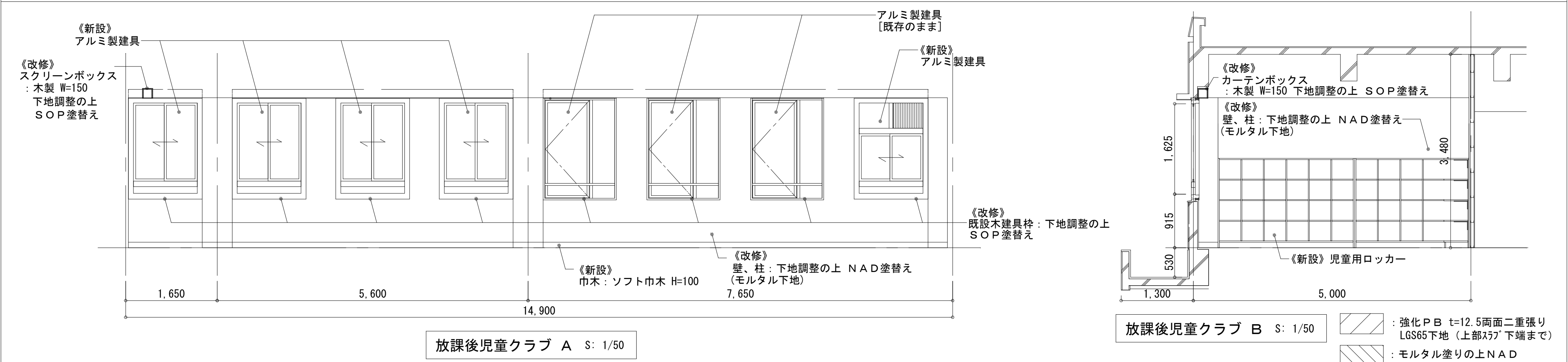
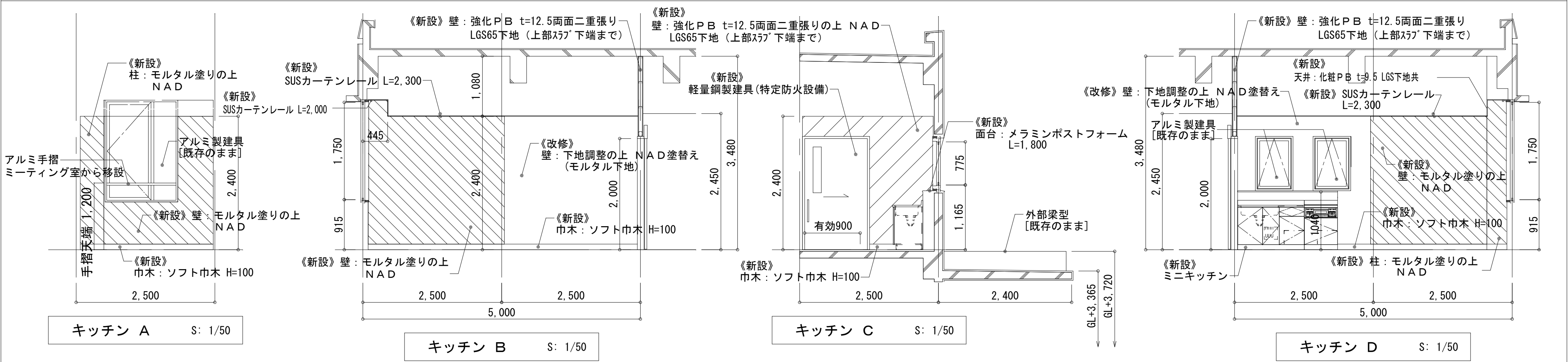
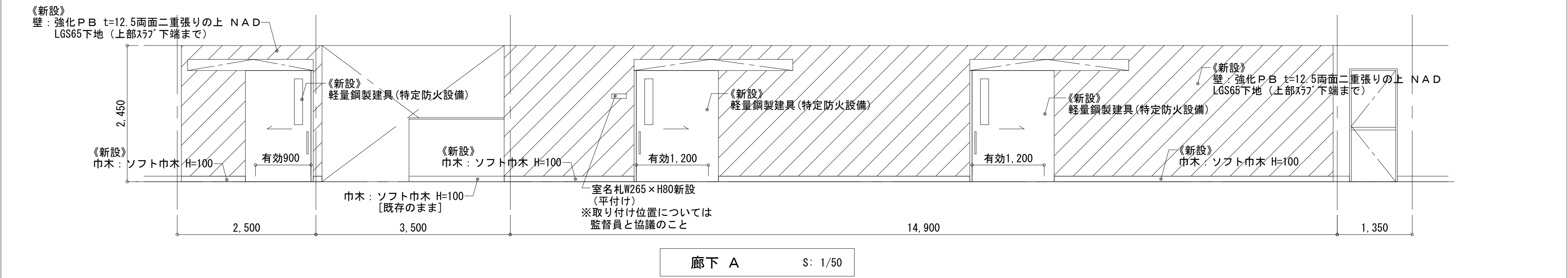


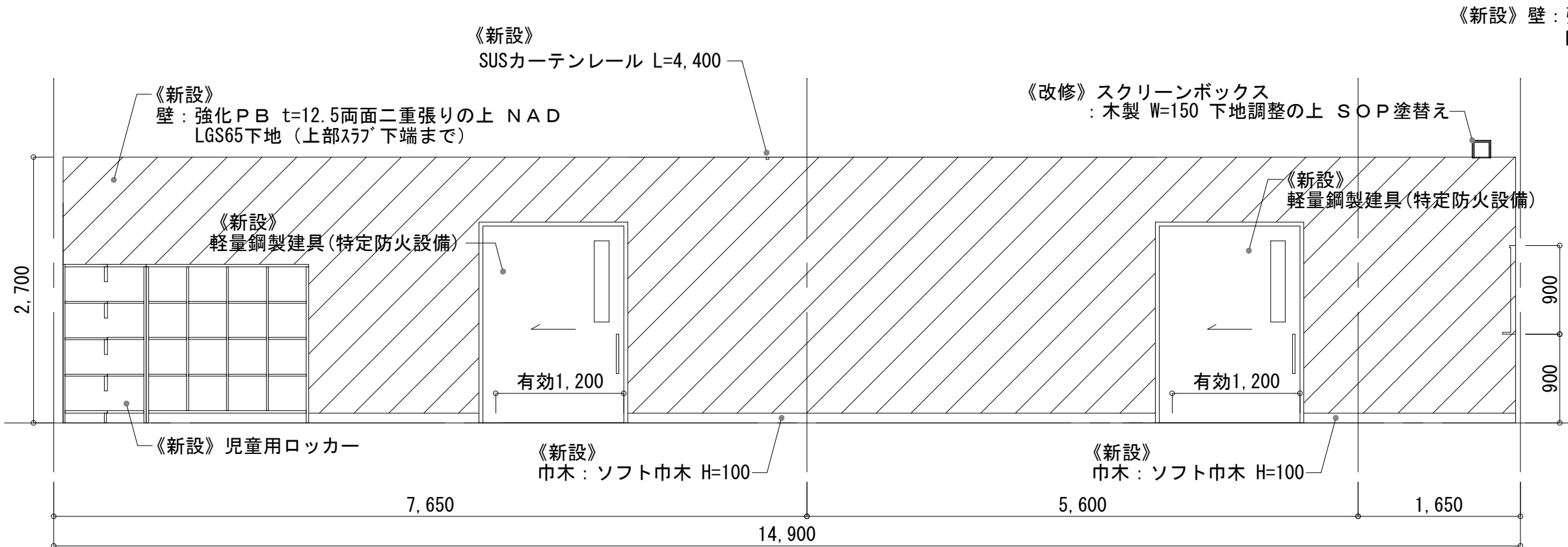
内部仕上表(改修後)							
室 名	床	巾 木	壁	廻り縁	天井高	天 井	備 考
放課後児童クラブ	《新設》下地調整の上ビニル床シート t=2.0	《新設》ソフト巾木 H=100	《新設》強化ＰＢ t=12.5両面二重張りの上 ＮＡＤ(LGS65下地)	《新設》塩ビ	2.700	《新設》化粧ＰＢ t=9.5 LGS下地共	《新設》児童用ロッカー 《改修》既存木製カーテンボックス W=150 下地調整の上 ＳＯＰ塗替え、 既存木製スクリーンボックス W=150 下地調整の上 ＳＯＰ塗替え
	〔既存のまま〕ビニル床シート t=2.0	〔既存のまま〕ソフト巾木 H=100	《改修》下地調整の上 ＮＡＤ塗替え(モルタル下地)	〔既存のまま〕塩ビ		〔既存のまま〕化粧ＰＢ t=9.5	
キッチン	《新設》ビニル床シート t=2.0 モルタル下地 t=28	《新設》ソフト巾木 H=100	《新設》強化ＰＢ t=12.5両面二重張りの上 ＮＡＤ(LGS65下地)	《新設》 塩ビ	2.705 2.400	《新設》化粧ＰＢ t=9.5 LGS下地共	《新設》ミニキッチン(流し台 + コンロ台 + IHヒーター)、面台
			《新設》モルタル塗りの上 ＮＡＤ				
			《改修》下地調整の上 ＮＡＤ塗替え(モルタル下地)				
廊下	《新設》下地調整の上ビニル床シート t=2.0	《新設》ソフト巾木 H=100	《新設》強化ＰＢ t=12.5両面二重張りの上 ＮＡＤ(LGS65下地)	《新設》塩ビ	2.450	《新設》化粧ＰＢ t=9.5 LGS下地共	
	〔既存のまま〕ビニル床シート t=2.0	〔既存のまま〕ソフト巾木 H=100	〔既存のまま〕アクリルリシン吹付け(ＲＣ打放し下地)	〔既存のまま〕塩ビ		〔既存のまま〕化粧ＰＢ t=9.5	



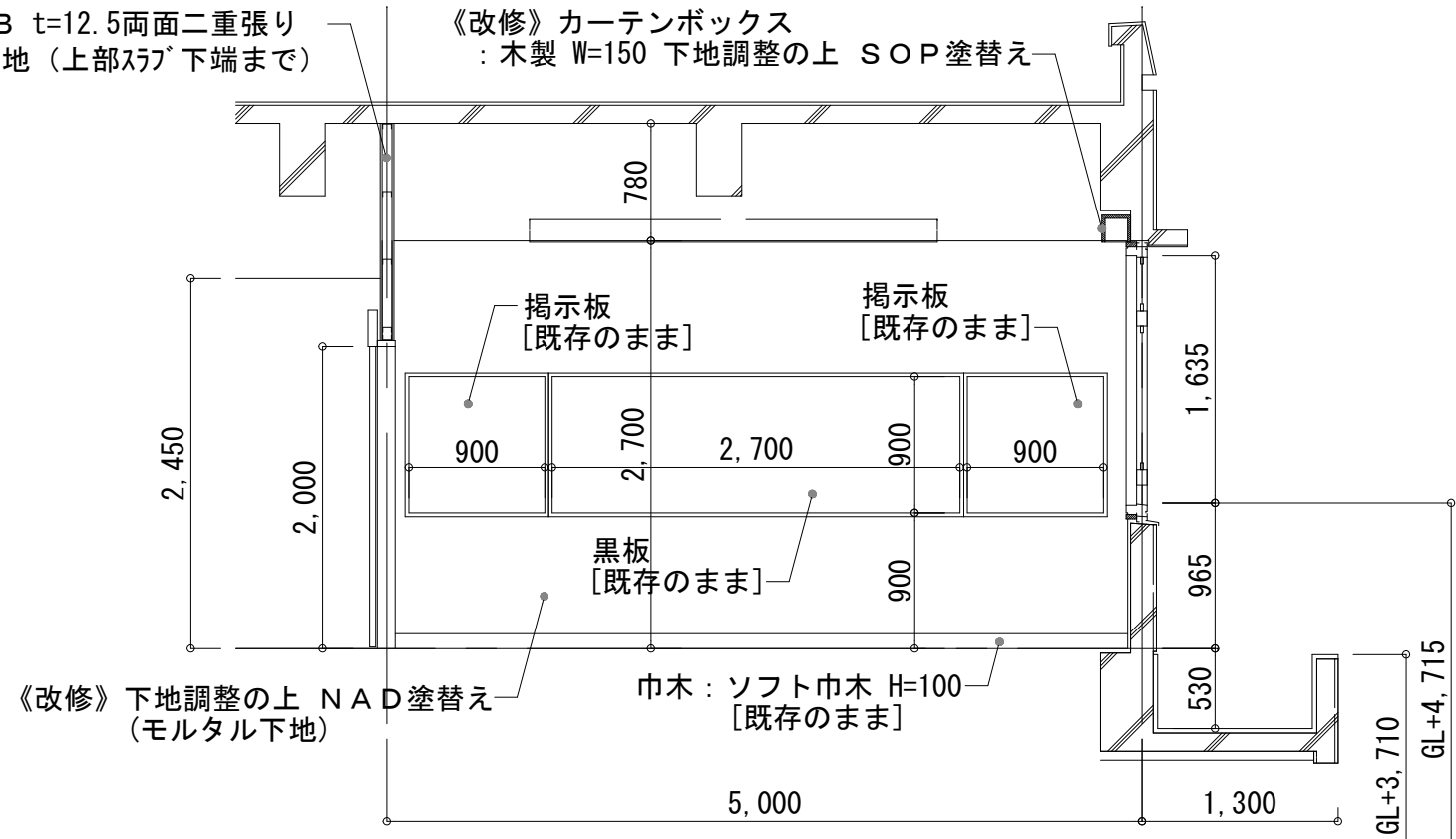


番 号		名 称		AW-1	袖付きアルミ片開き窓		WD-1	木製引違い戸		WD-2	木製片開き戸						
姿 図 F L ▼																	
										場 所		箇 所		ミーティング室		5	
										見込み		ガラス		70		板ガラス t=3	
										仕 上		アルマイト		樹脂合板フラッシュ		樹脂合板フラッシュ	
										金 物		丁番、ハンドル、ストッパー、アルミ水切り、額縁アングル		引手、本締り錠、SUS敷居 t=2.0		丁番、本締り錠、戸当り	
アル テ ッ ク 設 計 津 市 大 谷 町 2 3 3 番 地 TEL 059-225-1602				一級建築士 第177266号 伊 藤 公 智		DRAWING BY DATA		原図：A2 _____ _____ _____		上野放課後児童クラブ整備に伴う 津市立上野小学校屋内運動場改修工事		展開図 2 ・ 建具表 (改修前)		A - 11			
														S : 1/50			

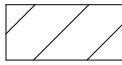


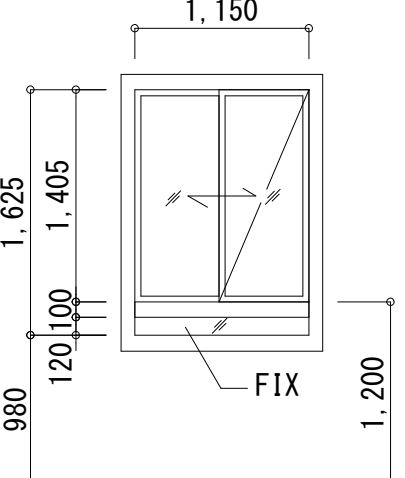
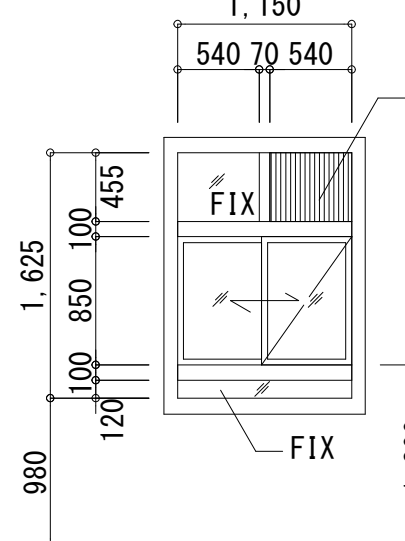
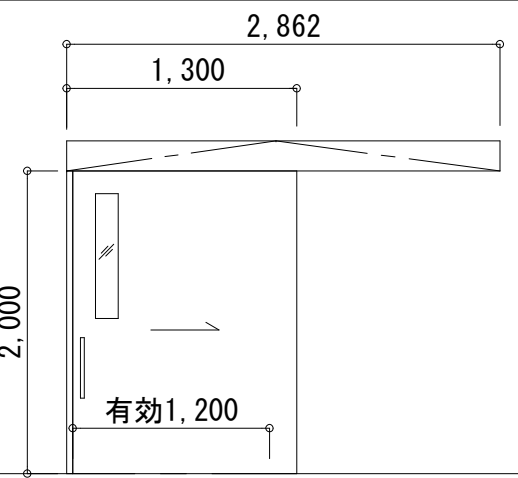
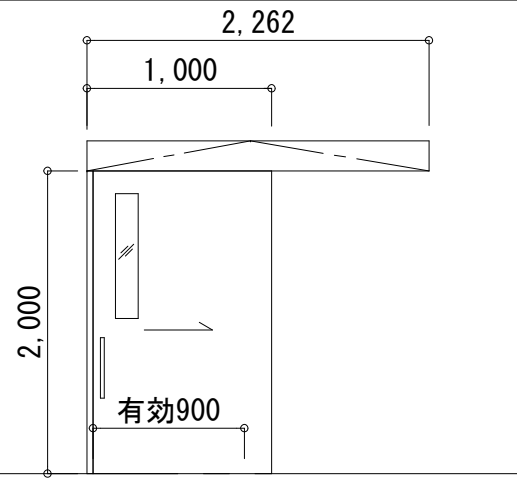


放課後児童クラブ C S: 1/50

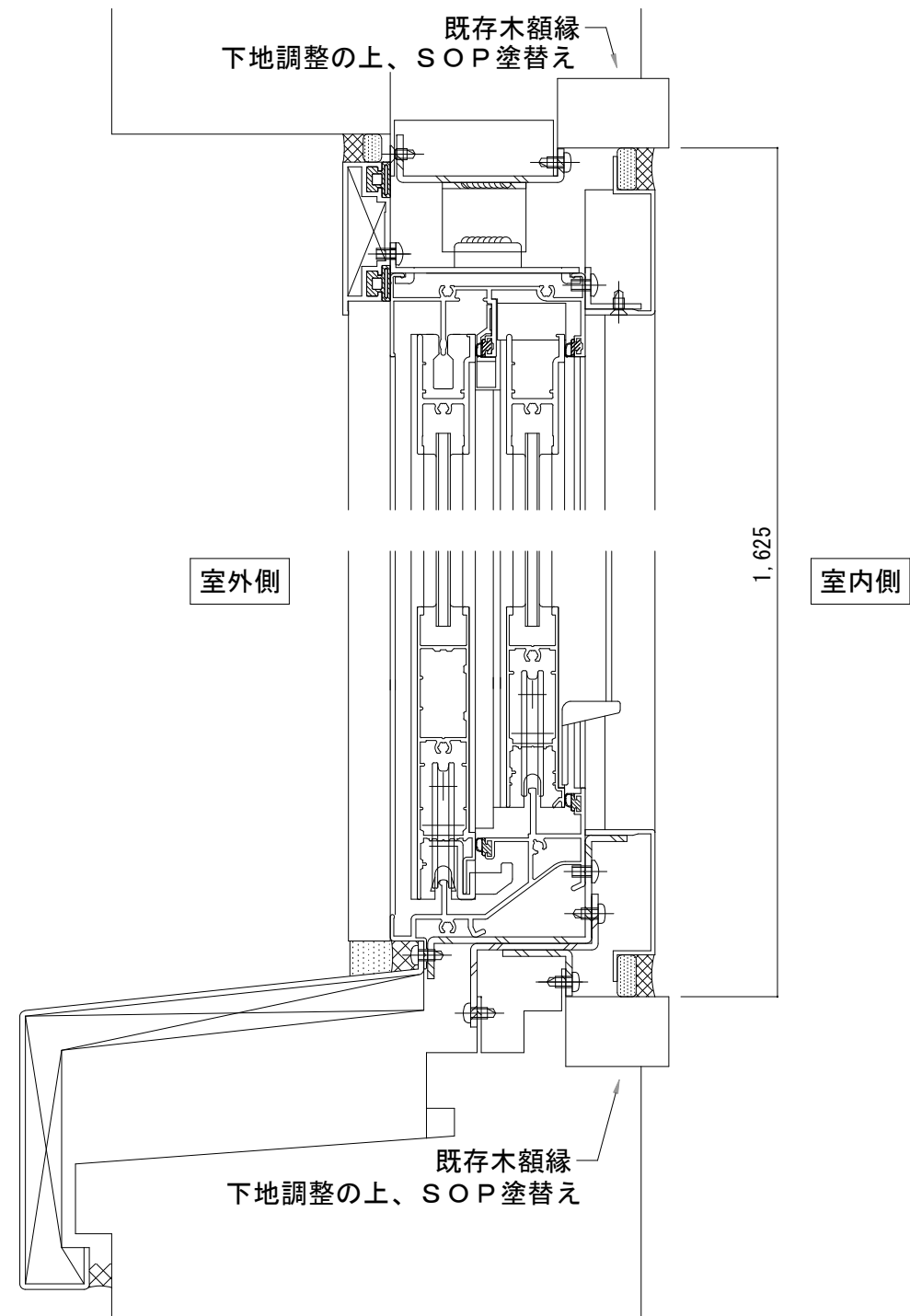


放課後児童クラブ D S: 1/50

 : 強化P B t=12.5両面二重張りの上 N A D LGS65下地（上部ｽﾗﾌﾞ 下端まで）

番 号	名 称	AW-1		AW-2	ランマ・FIX付きアルミ引違い窓
姿 図	F L ▼				
		カバー工法		カバー工法	
場 所	箇 所	ミーティング室	4	ミーティング室	1
見込み	ガラス	70	強化ガラス t=4. 0	70	強化ガラス t=4. 0、アルミパネル t=3. 0
仕 上	アルマイト		アルマイト		
金 物	クレセント、戸車、引手、アルミ水切り、ステンレス網戸		クレセント、戸車、引手、アルミ水切り、ステンレス網戸		
番 号	名 称	LSD-1	鋼製軽量片引き戸	LSD-2	鋼製軽量片引き戸
姿 図	F L ▼				
		新設		新設	
場 所	箇 所	ミーティング室	2	湯沸室	1
見込み	ガラス	80	耐熱板ガラス t=5. 0（耐火シール止め）	80	耐熱板ガラス t=5. 0（耐火シール止め）
仕 上	枠：スチール パネル：亜鉛メッキ鋼板		枠：スチール パネル：亜鉛メッキ鋼板		
金 物	ハンガーレール、樹脂製ハンドル、亜鉛メッキ額縁、ドアクローザー、油圧減速装置		ハンガーレール、樹脂製ハンドル、亜鉛メッキ額縁、ドアクローザー、油圧減速装置		

※ カバー工法にて改修するサッシは、既存木額縁 S O P 塗替えとし、サッシ周囲にシーリングを施工すること。



FIX付きアルミ引違い窓 詳細図

参考図

ア ル テ ッ ク 設 計

津 市 大 谷 町 2 3 3 番 地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号

伊 藤 公 智

DRAWING BY
DATA

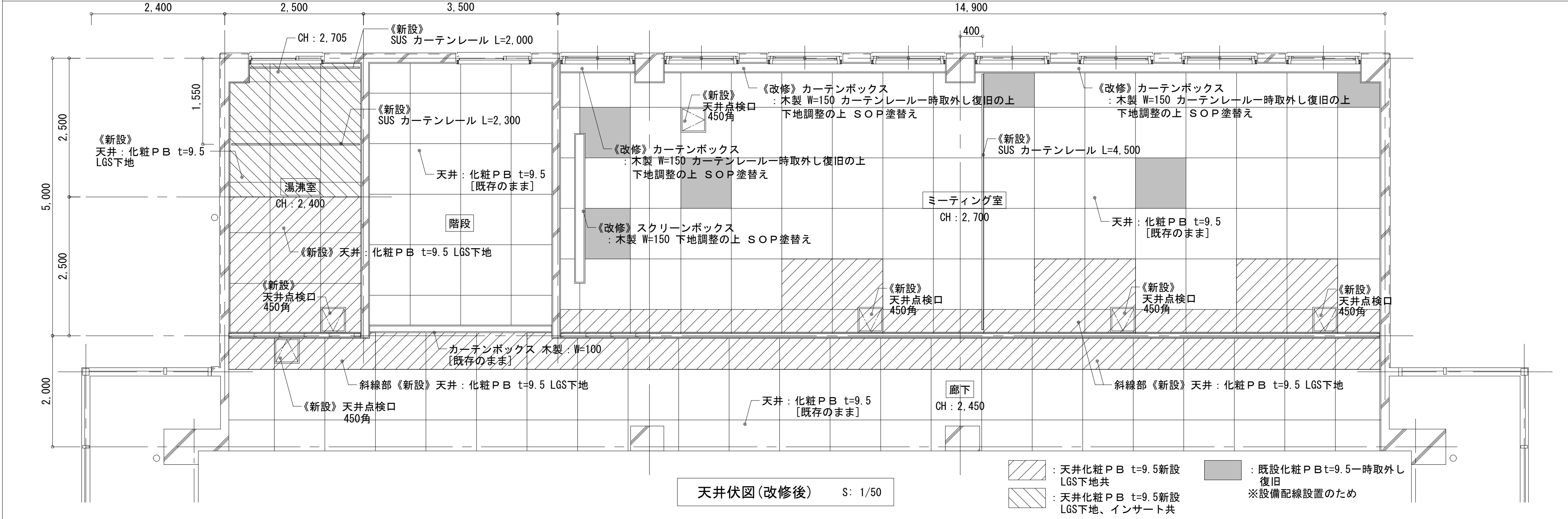
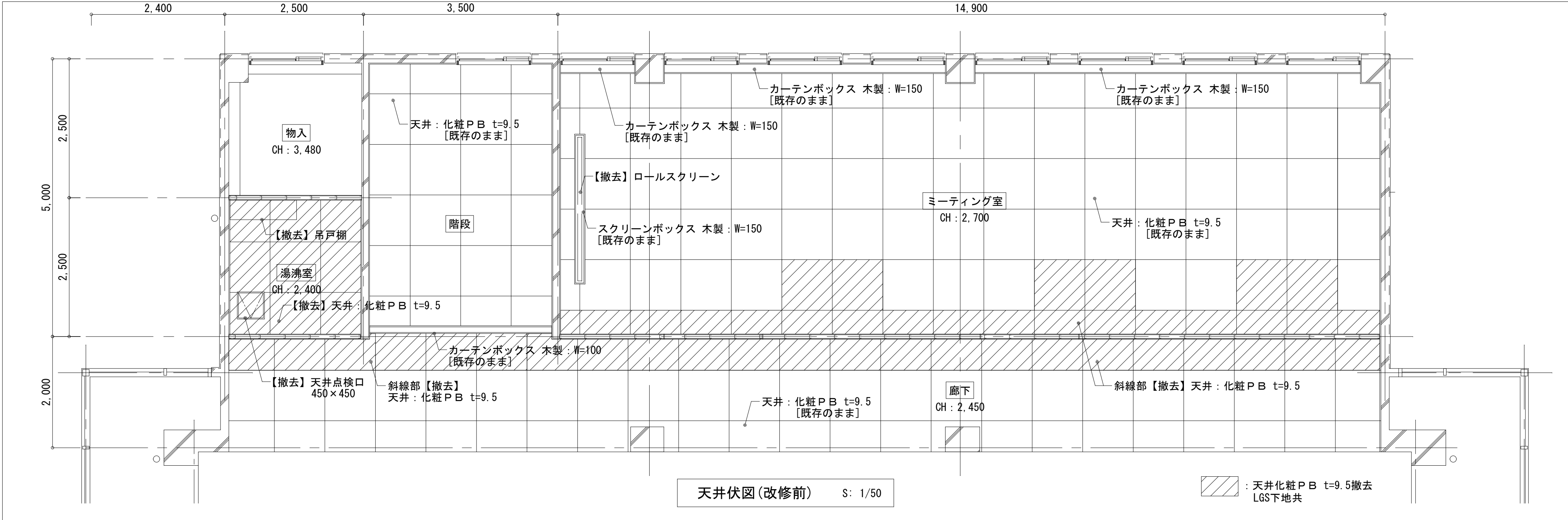
原図：A2

上野放課後児童クラブ整備に伴う
津市立上野小学校屋内運動場改修工事

展開図 2・建具表
(改修後)

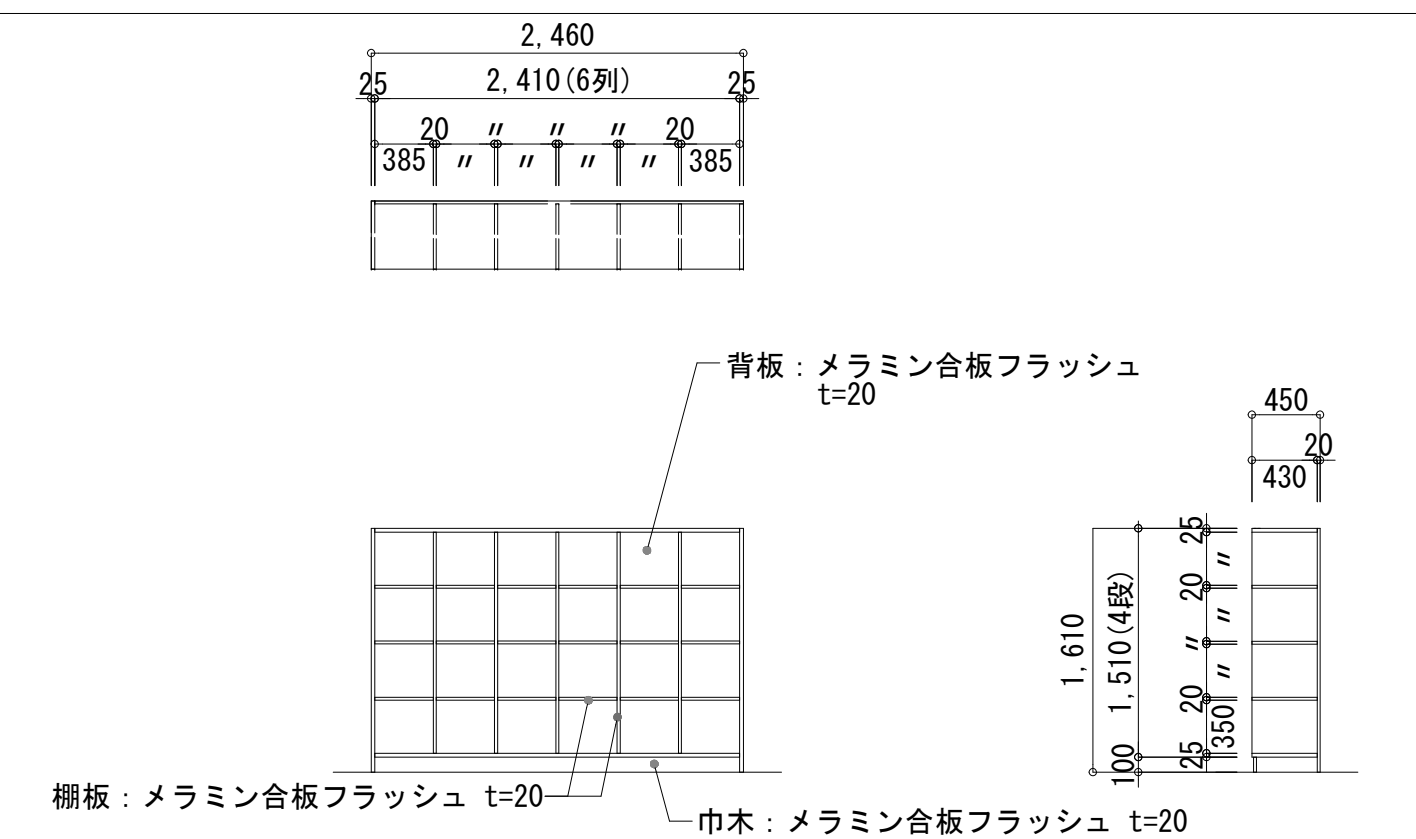
A - 13

S: 1/50

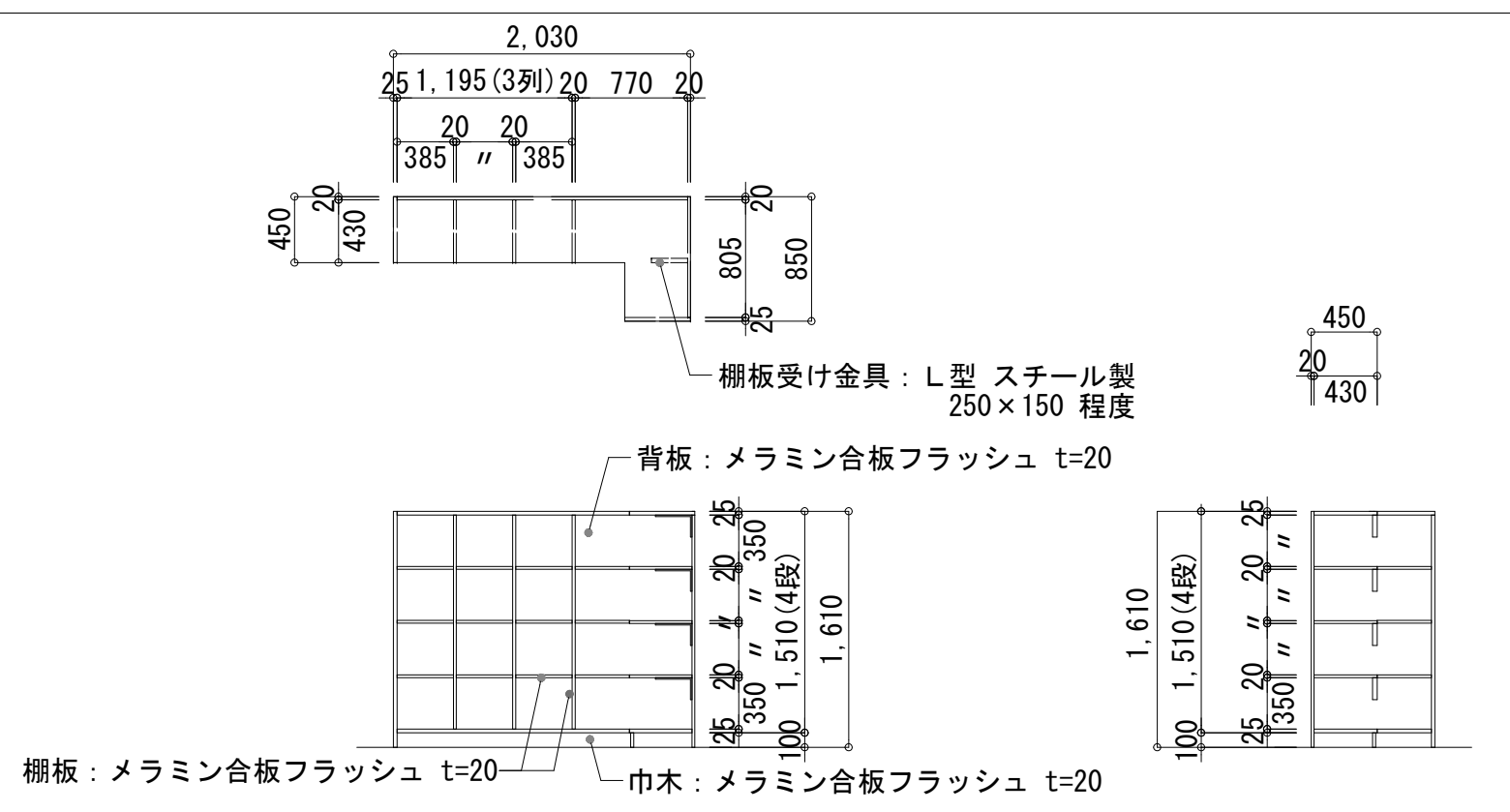


家具詳細図

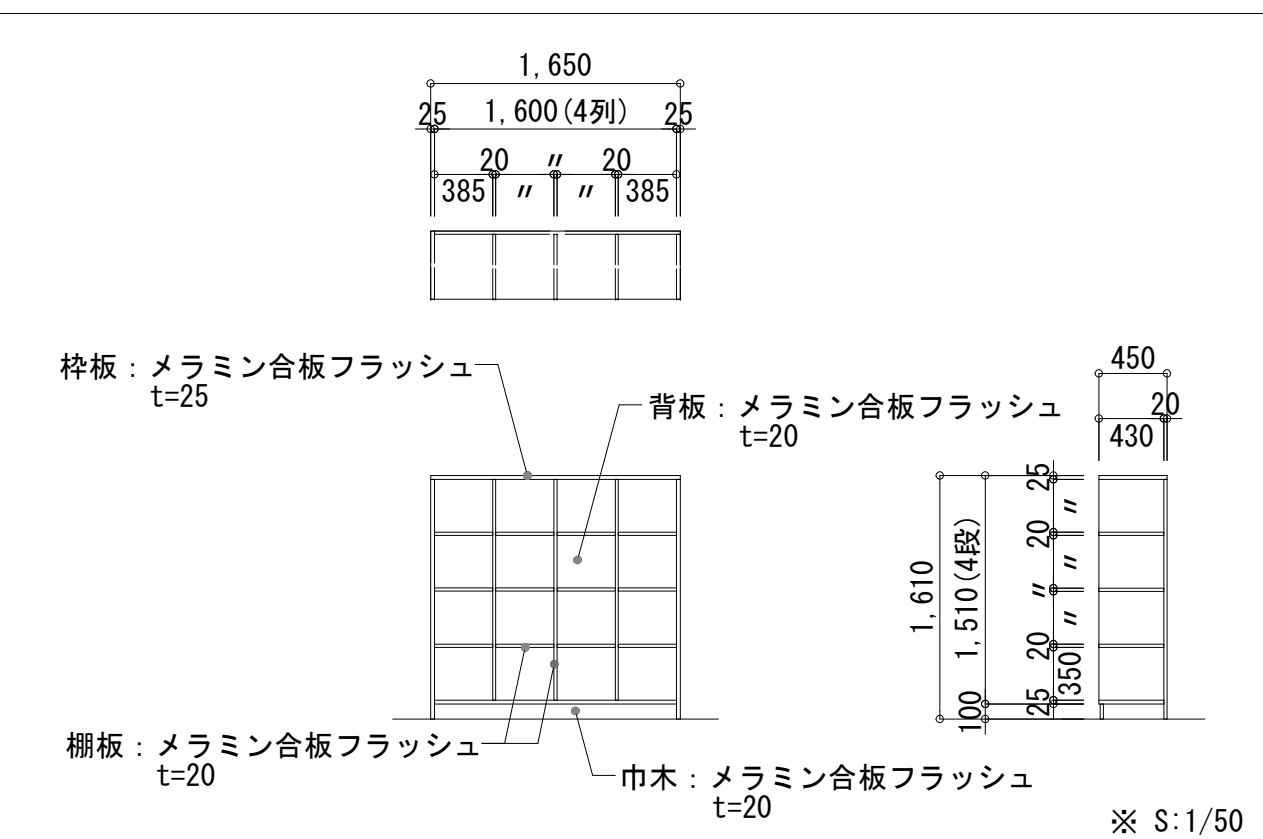
A. 児童用ロッカー(新設)



B. 児童用ロッカー(新設)

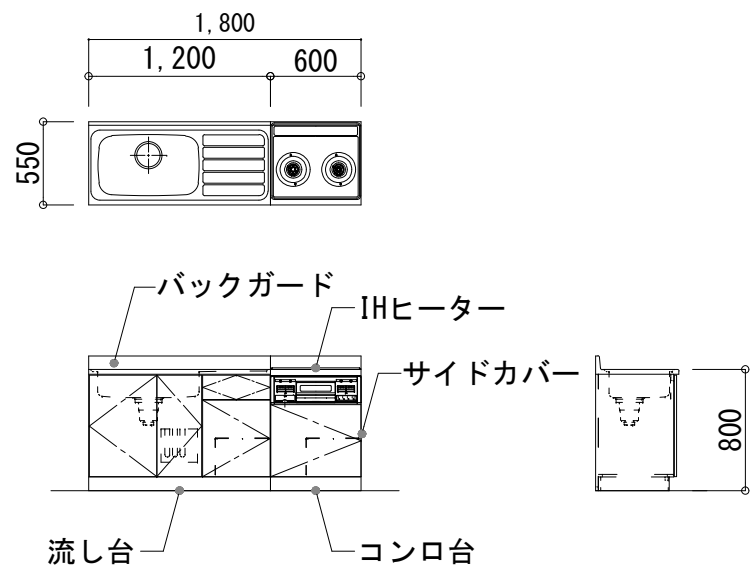


C. 児童用ロッカー(新設)



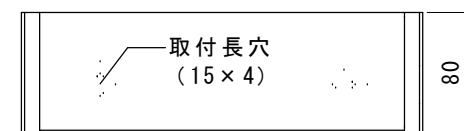
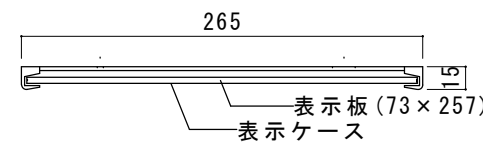
D. ミニキッチン(新設)

※ GKF-S-120MYNL + GKF-K-60KR + CH-D60KGJG (LIXIL) 同等品



✖ S:1/50

室名札詳細図

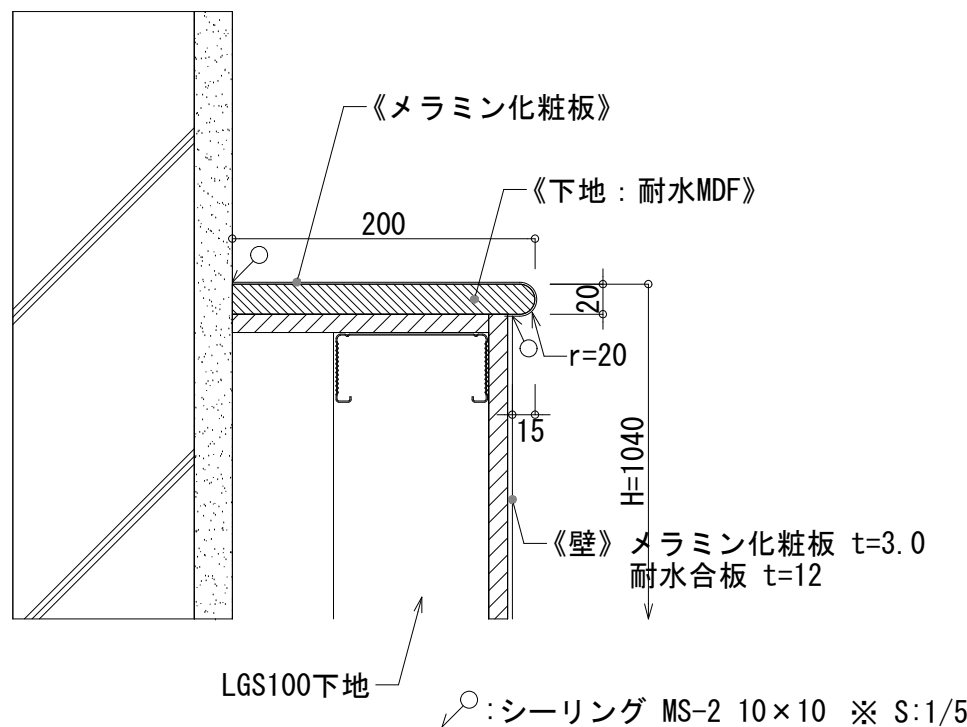


仕 様	材 質	仕 上
平 付 型	表示ケース：アクリル樹脂（透明） 表示板：塩ビ（乳白） 1.0mm 支持具：アルミ（シルバー）	シート貼

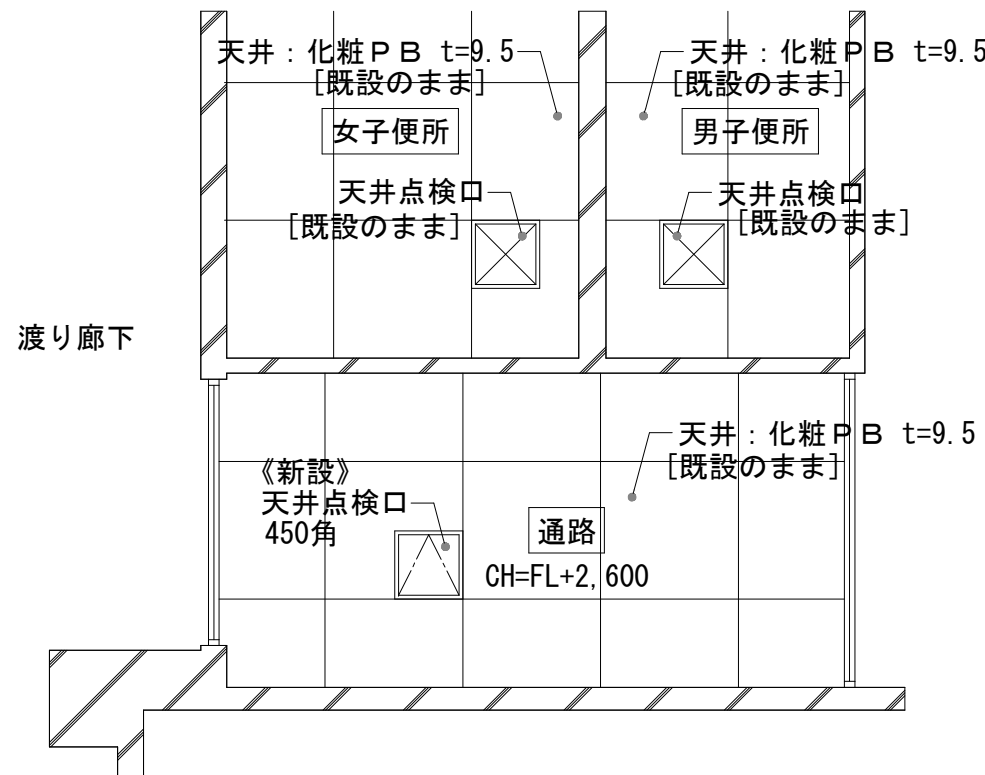
✖ S:1/5

雜詳細図

メラミンポストフォーム(新設)



天井点検口 1F便所前(新設)



アルテック設計

津市大谷町233番地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号

伊 藤 公 智

DRAWING BY
DATA

原図：A2

上野放課後児童クラブ整備に伴う
津市立上野小学校屋内運動場改修工事

家具詳細図・雑詳細図

電気設備工事特記仕様書

1. 工事概要
 1. 工事名称 上野放課後児童クラブ整備に伴う津市立上野小学校屋内運動場改修工事

2. 工事場所 津市 河芸町上野 地内

3. 建物概要

建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	用途区分
				消防法施行令別表第一
小学校	RC造	2		7 項
計				

(延べ面積は建築基準法による表記)

4. 工事項目
 主な工事種目は、下記の○印のついたものである。

工 事 種 目		工 事 場 所		
		屋内運動場		
電力設備	電力設備	○ 一式		
	動力設備			
	雷保護設備			
	接地設備			
受変電設備				
電力貯蔵設備	直流電源設備			
	交流無停電電源設備			
	電力平準化用蓄電設備			
	分散電源は林ダマダジノドハカシ			
発電設備	ディーゼル発電設備			
	ガスエンジン発電設備			
	ガスタービン発電設備			
	太陽光発電設備			
	風力発電設備			
	その他発電設備			
通信・情報設備	構内情報通信網設備			
	構内交換設備			
	情報表示設備			
	映像・音響設備			
	拡声設備			
	誘導支援設備	○ 一式		
	テレビ共同受信設備			
	テレビ電波障害防除設備			
	監視カメラ設備			
	駐車場管制設備			
	防犯・入退室管理設備			
	自動火災報知設備	○ 一式		
	自動閉鎖設備			
	非常警報設備			
	ガス漏れ火災警報設備			
中央監視制御設備				
医療関係設備				
構内配電線路				
構内通信線路				
その他				

1. 適用		
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用） ・国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ・国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準仕様書」（電気設備工事編・機械設備工事編） ・国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」 ・国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築物修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工計」 ・電気安全技術者の業務の適正化に関する法律 ・電気工事法 ・労働安全衛生法 ・消防関連法規（条例、所轄指導要領を含む。） ・電力会社供給約款 ・その他関連法令、関連諸基準		
2. 一般共通事項		
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。		
項 目	特 記 事 項	
1. 一般事項	(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ慎重に実施すること。 (2) 設計図書に定められた内容、現場の納まり、取合い等の不明な点や施工上の困難、不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとりに施工することで将来不具合が発生しないようと思われる場合においては、その度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとりの施工であって使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善案を講じるものとする。 (3) 当施工工との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、調整不足により有意的な仕上り不良や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。	
2. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。	
3. 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）により、的確でやすい安心感のある足場に關する基準に適合する手すり、中ん及び幅木の機能を有する足場とし、(1) 橋渡の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法」による足場の組立て等に関する基準」の2の(イ)の手すり据置方式又は(ロ)の手すり先行用足場方式により行うこと。	
4. 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物取扱費が計上されているため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度4月1日から4月31日までの間に三重県産業廃棄物支払請求書を産業廃棄物納付証明書を送付して当該工事の発生した費用に充当する旨の説明を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理業計算表（マニフェストの数値集）の額を超えて請求することはできない。	
5. 電気工作物の種類	一般電気工作物 自家用電気工作物 ●事業用電気工作物	
6. 電気工事士	電気工事士の区分により施工するものとし、契約電圧50V以下の電気工作物においても、第一種電気工事士より施工するものとする。	
7. 有資格者の配置	(1) 消防防衛の施工に従事する者は、当該設備に関する甲種消防防衛士の資格を有する者とする。 (2) 電話設備、その他施主に資格が必要なものにあつては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。	
8. 電気工事業者の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	
9. 電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し電気主任技術者に工事関係の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。	
10. 現場事務所等に備えたい図書	下記の図書（最新版のもの）を備え付ける。 ① 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ② 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準仕様書」（電気設備工事編・機械設備工事編） ③ 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ④ 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」 ⑤ 工事手続の握り方―建築設備及び工事の容量計算等に必要図書 ⑥ その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要図書	
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ① 各施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 工種別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとで作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ② 施工図（フロアプラン、平面図、展開図、各詳細図） 主要機器、重量機類、3kg超過吊昇器具等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ③ 新設計算書、幹線計算書等 ④ 照度分布図、セッティング範囲図など	
12. 品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けるとのこと。	
13. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以上の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。	
14. 機器類の能力等	機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原形として表示された数値以上とする。	
15. 工程表	関係業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員へ提出すること。 なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所の施工確認項目の該当月様子を印すること。	
16. 写真写真	営繕工事写真撮影表現（平成29年版）に従い撮影すること。	
17. 完成図面	● 作成する（●完成図・保全に関する資料（ ）） ●完成原因作図範囲（設計図を訂正） 完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は発注者に移譲するものとす。また、製本3部（原寸1部、A3（見開き）2部）により提出すること。	
18. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ●指定なし 一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ●指定あり 指定日（ ）時～（ ）時 2) 施工可能時間帯 ●指定なし 一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ●指定あり 指定時間（ ）時～（ ）時 3) 概成工期 ●適用する（工事期日より（ ）日前） 適用しない ④ その他	
19. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日まで、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置については監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況証拠取調、検証等に協力すること。	
20. 建設副産物	(1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の手続き中に「再生資源利用計画書」を作成し搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事が完成又は終了した場合は「再生資源利用計画書」「建設資材を搬出した場合」と及び「再生資源利用促進実施計画」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員へ提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJACIが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2) 請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再生資源率等が完了した後には報告書を提供すること。	

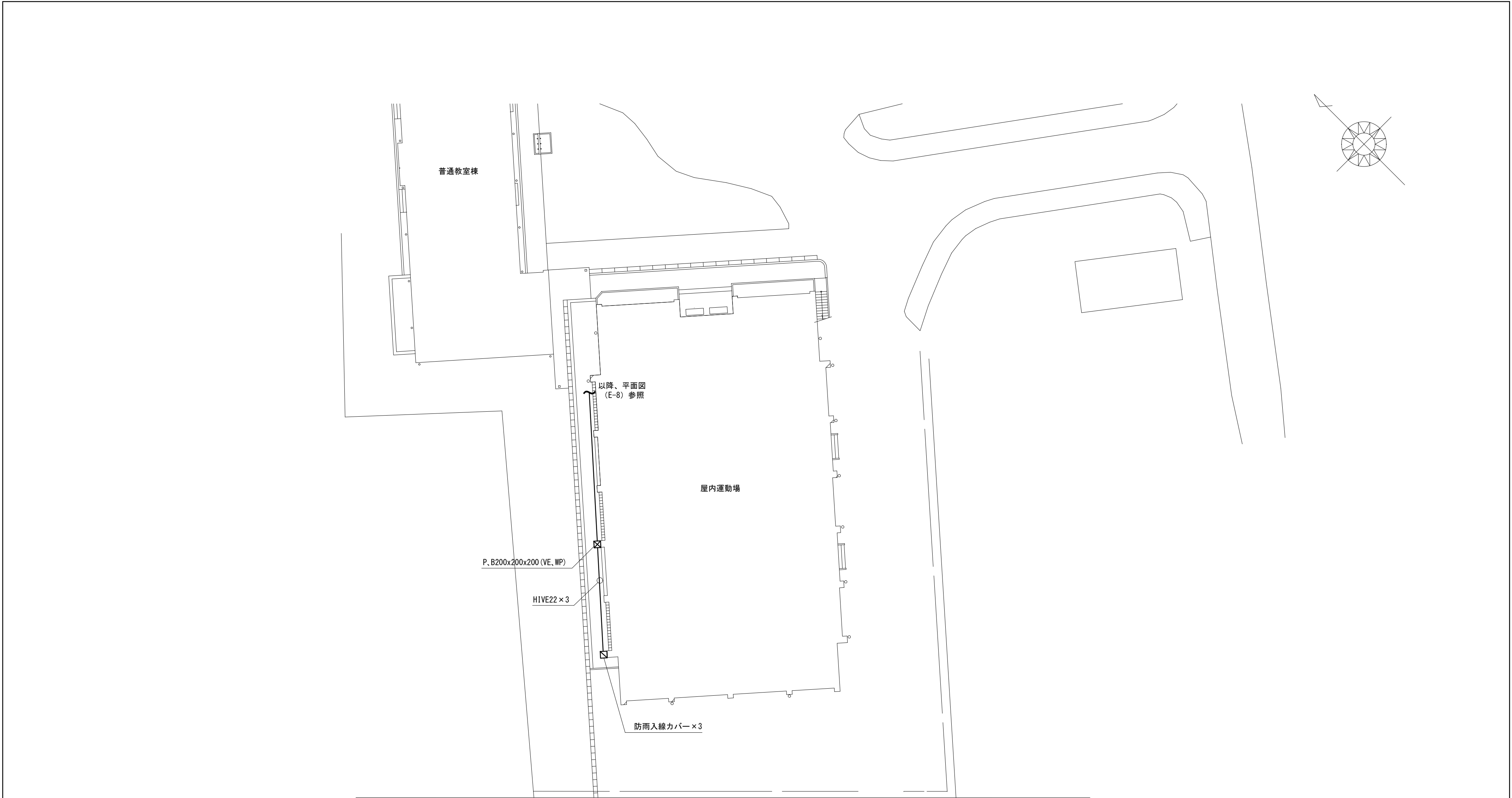
21. 発生材の処理等	(1) 引き渡しを要するもの 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 (2) 特別管理産業廃棄物 ・変圧器 ・コンデンサ ・その他 現場内の監督員の指示する場所へ保管するものとする。 なお施工に際して、ＰＣＢ等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等が発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3) 現場内において再利用を図るもの ・養生土 ・その他 (4) 再資源化を図るもの ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。 (6) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。（マフレストム、Ｂ、Ｓ系を提示すること。）
22. 官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ● 消防設備関係 ● 電気工作物関係 ● 受電関係 ● 通信関係 ● 建設工事関係 ● その他
23. 消防法関係の手続き	(1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事 ・（建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ） ・別途工事 (2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。
24. 工事用仮設物	構内への設置 できる（施設管理者と協議） できない
25. 工事用電力、水、その他	(1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。 (2) 本工事で新設受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。 また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。
26. 工事中等の保安管理	新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
27. 搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（厚、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、荷重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
28. 製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
29. 機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
30. 完成確認及び完成検査時の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
31. 完成時の操作説明	タイム、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。 また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
32. 不正軽油の使用の禁止	市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請業者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請業者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
33. その他	設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

施工仕様
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

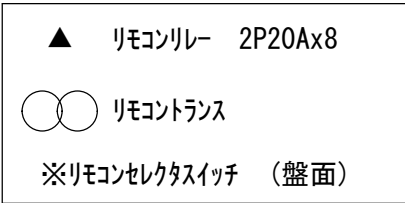
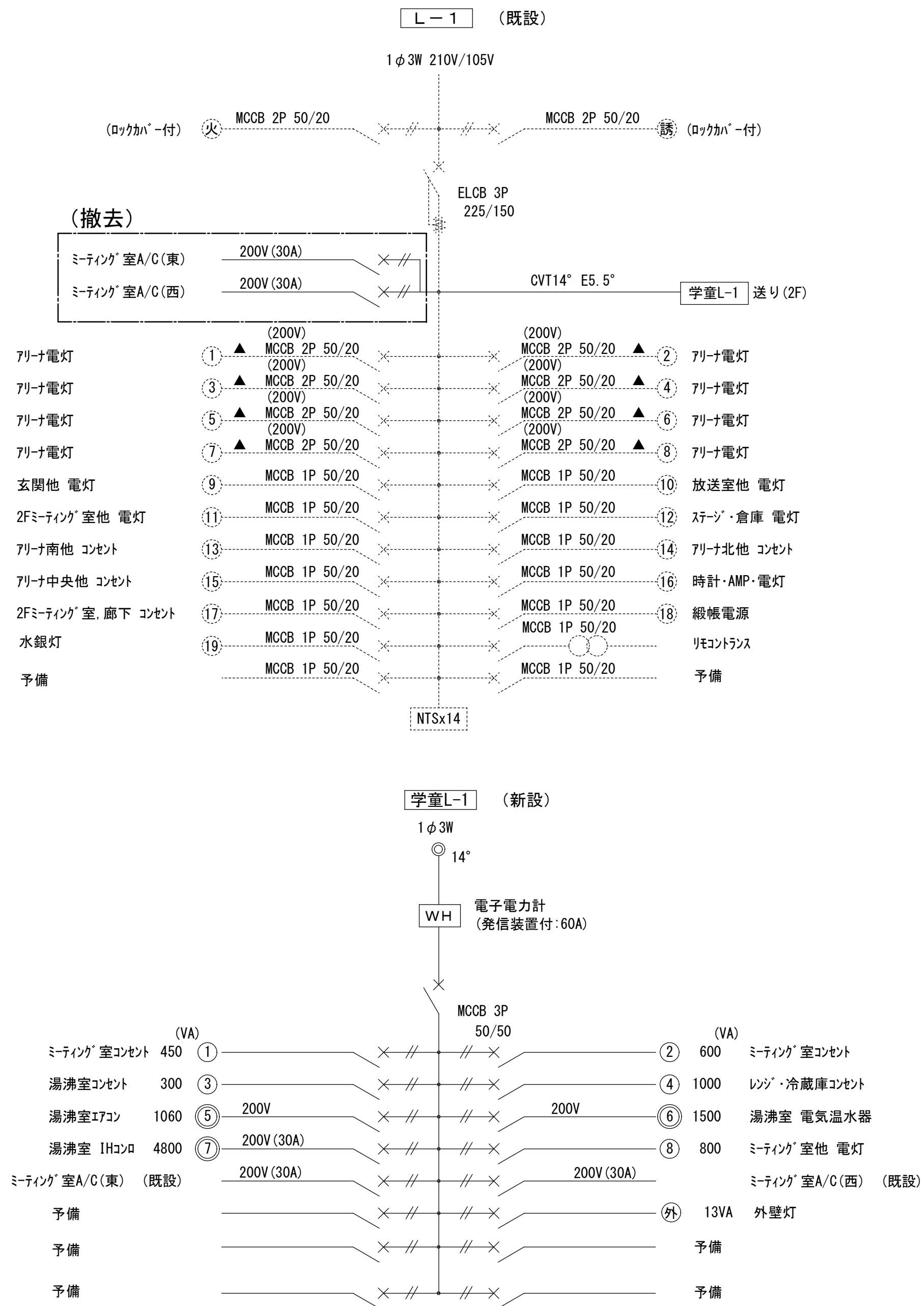
項目	特記事項																																																																		
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備・施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。 (1) 地中埋設管路 ① 項目 ・ 埋設管種 ・ 構造物 ・ その他 () ② 調査範囲 ・ 埋設ルート ・ その他 () (2) 真直及びはつり ① 項目 ・ 鉄筋 ・ 配管 ・ ●その他 () ② 調査範囲 ・ 施工部分 ・ その他 () (3) 既設との取合い ① 項目 ・ ●接続箇所 ・ 増設箇所 ・ その他 () ② 調査範囲 ・ 施工部分 ・ その他 ()																																																																		
2. 施工前の測定等	改修工事にあつては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。																																																																		
3. 耐震施工	(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。																																																																		
4. 耐震基準	(1) 適用 耐震措置の計算及び施工方法は、最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官庁官庁営繕部監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針」（独立行政法人建築研究所監修）による。 (2) 設計用水平地震力 機器の重量に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度 (Ks) <table><tr><th rowspan="3">設置場所</th><th rowspan="3">機器種別</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="3">上階廊、屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr><tr><td rowspan="3">中間階</td><td>機器</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr><tr><td rowspan="3">1階及び地下階</td><td>機器</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td><td>0. 6</td><td>0. 4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr></table>					設置場所	機器種別	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上階廊、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
設置場所	機器種別	耐震安全性の分類																																																																	
		特定の施設		一般の施設																																																															
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																														
上階廊、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																														
	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5																																																														
	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																														
中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																														
	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0																																																														
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																														
1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4																																																														
	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6																																																														
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																														
5. はつり	(1) 穴開け及び補修 ・ なし ●あり (2) 溝はつり及び補修 ・ なし ●あり																																																																		
6. あと施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 ・ 行う ●行わない																																																																		
7. 基礎の配線ビッド	基礎に配線ビッドを設ける場合、ビッドの寸法は敷設するケーブルの曲半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。																																																																		
8. 配管・配線の耐震措置	建物引込部の配管の耐震措置 ・ 行う ・ 行わない 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震措置 ・ 行う ・ 行わない																																																																		
9. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																																		
10. 露出配管	(1) 屋外など大気のある場所に施設する場合は、U字管を行わない。 (2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分 (2m以下) の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (3) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則 2.1m 以上とする。 (4) 監督員の指示がある場合は、上記に保わらずその指示に従う。																																																																		
11. 合成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、フッシングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。(P管)																																																																		
12. 金属製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製ボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 ① 屋外、屋内 (電気室、機械室、E P S、居室、廊下) ・ その他建築法上必要な箇所。 ② 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ処理のボルト及びナットは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 ③ 通気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) ④ 役所長連名の金属管又は管は必ず塗装を要すること。 (2) 塗装はエッチングプライマー 1 種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて鋼色ペイント 2 回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意図上、必要な箇所の露出フルボックスは指定色焼付塗装とする。																																																																		
13. 導入線	通線を行わない配管及び配線引き後に変となった配管には、導入線 (φ 1.2mm 以上の樹脂被覆鉄線等) を挿入する。ただし、長さ 1m 以下の部分は省略することができる。																																																																		
14. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。																																																																		
15. 軽空間仕口のボックス	軽空間仕口位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。																																																																		
16. フルボックス	(1) 屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの (一辺が 600mm 以上のもの) は、製作図を提出すること。 (2) 屋外形フルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング接続等による。ただし、既設フルボックスに接続する場合は防水パテ等でシールングを行う。 (3) 屋外形フルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。																																																																		
17. ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ・ ステンレス ・ 溶融亜鉛メッキ仕上げ																																																																		
18. ケーブル及び配線	(1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札 (ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。) を取り付ける。 ① ケーブル分岐部分 ② フルボックス内 ③ マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 ① 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・ 2 箇所 ・ 4 箇所 ・ () 箇所 ② 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・ 2 箇所 ・ 4 箇所 ・ () 箇所																																																																		
19. 高圧ケーブル端末処理	高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者統括 (屋内外共で、級名、作業日、氏名等を表示。) を取り付ける。																																																																		

20. 配線器具の設置	(1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電線の種類により色を区別する。 (3)配線器具を取り付ける場合は金属の場合は、絶縁棒を使用する。 (4)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を安裝しない位置ボックスには用途表示をする。 (6)フロアプレートは、水平高低調整型(空転防止リング付)とする。	
21. 照明器具の設置	(1)コードペンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。(乾燥した場所のコンタクト形器具(27W以下)を除く。) (2)接地線は電気配線と同一太さのケーブルの1芯(緑色)を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの絶縁電線(緑線)を添えることもできる。 (3)照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。 (4)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (5)天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (6)パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。	
22. 照明改修の際の測定	対象箇所の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所() 測定回数()回	
23. 分電盤、制御盤、キュービクル等	(1)図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。 また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。 (2)屋外キュービネットや露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックネットとボックスの間にゴムパッキン等を取り付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。	
24. 受変電設備、発電設備の設置場所	(1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。	
25. 発電設備の燃料配管	(1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を容易にし施工する。	
26. 電波関係の計算及び測定	(1)計算書の提出 電界強度測定結果による計算書を提出 ・施工前・躯体上がり時・その他() (2)測定の実施 ①項目 全受信チャンネルの電界強度、受信面質、等価C/N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。 ②測定時期 ・施工前・躯体上がり時・施工後・その他() ③報告書提出部数 ・2部・()部	
27. 土工	(1)埋戻しの材料及び工法 ・B種(材料:根切り土の中の良質土/工法:機器による締固め) ・その他() ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、GL-600mm以上とする。 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。 (4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。	
28. ハンドホール、マンホール	(1)地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 (2)地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。 ①地耐力は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 ②衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 (3)高さ900mmを超えるものにあつては、タラップ付とする。 ①地中線路の曲折箇所 ②道路横断箇所 ③直線部分では30m程度に1個	
29. 地中配線路の表示杭	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ①建物への引込口及び送出口付近 ②マンホール・ハンドホール付近 ③地中線路の曲折箇所 ④道路横断箇所 ⑤直線部分では30m程度に1個	
3. 機器仕様	下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については、図面による。	
【電力設備】		
1. 電灯設備	(1)既設等との取り扱い (2)機器類 (3)一般照明器具	・無し ●壁改造 ●配線接続 ●電源供給 ●その他() ●一般照明器具 ●照明制御装置 ●外灯(単独設置) ●コンセント等 ●分電盤、制御盤等 ・その他() (3)一般照明器具 1)形式 ●公共型 ●一般型 2)灯具 ●Hf蛍光灯 ●LED灯 ●HID灯 ●その他() 3)用途 ●屋内用 ●屋外用 ●防災用 4)環境 ●普通地域 ●塩害地域 5)照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6)蛍光灯の点灯管にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7)HIDランプを使用する下面開放形器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。
(4)照明制御装置	1)センサ類 2)調光方式	●明るさセンサ ●人感センサ ●タイマ ●調光スイッチ ・連続調光 ・段階調光 ・ON/OFF制御 ・その他()
(5)外灯(単独設置)	1)照明用ポール 2)基礎 3)灯具 4)安定器 5)電源	①材質 ●アルミニウム製 ●鋼製 ●溶融亜鉛メッキ ●その他() ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 ●その他() 3)灯具 ●水銀灯 ●ナトリウム灯 ●Hf蛍光灯 ●LED灯 ・その他() 4)安定器 ●一般形高力形(BH) ●低始動電流形 ●その他() 5)電源 ●商用電源(60Hz)(・200V・100V) ●単独電源(・太陽電池式 ●風車式) (点灯時間()時間、不日照保証日数()日) ・その他() 6)制御 ●リモコンタイプ ●その他() 7)接地 ●単独接地(・本工事・別途工事・既設利用) ●共用 ●その他()
(6)コンセント等	●一般型 ●防水型 ●ハイテンションアウトレット(・固定型 ●上下動型(アップ式を含む))	
(7)分電盤、制御盤等	1)銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2)図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3)表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取り付ける。 4)接地用端子又は接地線用脚等は点検のしやすい場所に設ける。 5)絶縁抵抗測定用接地端子は壁内の作業のしやすい場所に設ける。 6)配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7)電流計は赤指針付(定格電流指示)とする。	
2. 動力設備	(1)既設との取り扱い (2)機器類 (3)負荷設備 (4)負荷設備への接続 (5)電動機等の接地 (6)電動機等の力率の改善 (7)保護継電器 (8)分電盤、制御盤等	・無し ●壁改造 ●配線接続 ●その他() ・分電盤、制御盤等 ●その他() ・給水 ・排水 ・消火 ・空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他() 図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。 ・専用接地 (7.5kV以下) 本工事を含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。 過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。 1)銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2)図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3)表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取り付ける。 4)接地用端子又は接地線用脚等は点検のしやすい場所に設ける。 5)絶縁抵抗測定用接地端子は壁内の作業のしやすい場所に設ける。 6)配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7)電流計は赤指針付(定格電流指示)とする。
3. 雷保護設備	(1)避雷針 (2)雷サージ保護 (3)電源回路の保護 (4)通信回線の保護	1)受雷部 ●突針 ●機上導体 ●笠木等の別途施工物 2)避雷導線 ●引下げ導線 ●建築構造体利用 3)接地極 ●接地極埋設 建築構造体利用 ●測定用補助接地極 4)接地抵抗の測定 ①測定方法 ●電位差計方式 ●電圧降下法 ②測定回数 ●3回 ●()回 5)接地極埋設設備 接地には接地極埋設機を施工し、接地極の位置がわかるようにする。
【受変電設備】		
5. 受変電設備	高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。	
(1)既設との取り扱い	・無し ・その他()	・改造(機器取替、追加等を含む) ●増設 ●配線接続 ・その他()
(2)機器類	・盤類 ●交流遮断器 ●断路器 ●遮断器 ●負荷開閉器 ●変圧器 ●進相コンデンサ ・直列リアクトル ●配線用遮断器 ●電磁接触器 ●その他()	
(3)盤類	1)形式 ●キュービクル式配電盤(JIS C 4620) ●高圧スイッチギア(試電機(425)(・CX・CW・PW・MW)) ・開放形配電盤 ●その他() 2)中通路 ●有 ●無し 3)特記事項 ()	
(4)交流遮断器	真空遮断器(VCB) ①操作方式 ●手動ばね操作 ●電動ばね操作 ●電磁操作 ②引外し方式 ●電流引外し ●コンデンサ引外し ●電流電圧引外し	
(5)断路器	1)形式 ●3極単投 ●単極単投(選定電圧に限る) 2)操作方式 ●遠方手動操作 ●フック棒操作(選定電圧に限る)	
(6)負荷開閉器	1)形式 ●配電盤用 ●引込柱用 ●地中引込用 2)配電盤用 ①操作方式 ●フック棒操作 ●遠方手動操作 ●電動操作 ②限流用ヒューズ ●有(ストライカ付) ●無し ●無し 3)引外し装置 ●ストライカ引外し ●電圧引外し ●無し ①本体及び制御箱の材質 ●ステンレス製 ●鋼製 ②保護装置 ●過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ●避雷器 ●内蔵 ●無し 保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする	
(7)変圧器	1)形式 ●油入 ●モールド 2)設置方式 ●屋外型 ●屋内型 3)ダイヤル温度計 ●有(・最大値指針 無) ●無し 油入50kV A以上、モールド150kV A以上の場合は必須とする	
(8)進相コンデンサ	1)絶縁方式 ●油入 ●モールド ●ガス入 2)その他 ①内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ②放電装置を附属又は内蔵すること	
(9)直列リアクトル(進相コンデンサ用)	1)絶縁方式 ●油入 ●モールド 2)容量 ●6% ●13% 3)その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること	
(10)設備不平衡	高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が30%以下となるようにする。	
(11)キュービクル等	1)銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2)図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3)表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取り付ける。 4)接地用端子又は接地線用脚等は点検のしやすい場所に設ける。 5)絶縁抵抗測定用接地端子は壁内の作業のしやすい場所に設ける。	
(12)基礎	・本工事(・21N/mm2・18N/mm2) ●別途工事 ●既設利用 ●その他()	
(13)配線ビット及び重	1)施工 ●本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他() 2)ビット重の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。	
(14)設置場所	・屋内 ●屋外(・地上 ●屋上)	
【電力貯蔵設備】		
6. 直流電源設備	(1)用途 (2)容量 (3)整流装置 (4)蓄電池	・非常用照明器具電源 ●受変電設備制御電源 ●その他() () kVA 1)出力電圧 直流(・12V・24V・48V・()V) 2)整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。 1)種類 ●鉛蓄電池(・HS・MSE・長寿命形MSE) ●アルカリ蓄電池(・AH・AMH) ●その他() 2)最低蓄電池温度 ・5℃・15℃・25℃・-5℃・()℃
7. 交流無停電電源設備	(1)用途 (2)容量 (3)給電方式 (4)整流装置等 (5)蓄電池	() () kVA ・常時インバータ給電方式 ●ラインインタラクティブ方式 ●常時商用給電方式 ・その他() 整流装置、インバータ装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。 1)種類 ●鉛蓄電池(・HS・MSE・長寿命形MSE) ●アルカリ蓄電池(・AH・AMH) ●その他() 2)最低蓄電池温度 ・5℃・15℃・25℃・-5℃・()℃
(6)性能	停電補償時間 ()	
8. 電力平準化用蓄電設備	(1)用途 (2)機能 (3)蓄電池	() () ・ピークシフト機能 ●ピークカット機能 ●商用停電時のバックアップ機能 1)種類 ●リチウム二次電池 ●鉛蓄電池 ●ニッケル水素蓄電池 2)容量 () 3)期待寿命 () 4)充放電回数 () 5)放電時間 () 6)種類類 ●製造者標準 ●その他()
(4)性能	1)交流入出力電気方式 2)自立運転 3)系統連系 4)計測表示 5)分散電源	・三相3線式(・200V・()V) ・単相3線式(200V/100V) ・単相2線式(・200V・100V・()V) ・しない ・しない 遠方監視用接点 ●設けない ●設ける(詳細は別図による) 移動用の遠方監視用接点の搭載を必須とする。
9. 分散電源	仕様詳細は別図による。	
【発電設備】		
10. 燃料系発電設備	(1)用途 (2)設置場所 (3)機器 (4)発電装置	1)用途 ●防災電源専用(防災認定品) ●防災電源兼用(防災認定品) ●一般用 2)区分 ●常用 ●非常用 ・屋内 ●屋外(・普通地域 ●塩害地域) ・発電装置 ●燃料槽 ●給油ボックス ●燃料移送ポンプ ・その他() 1)種類 ●ディーゼル発電装置 ●ガスエンジン発電装置 ●ガスタービン発電装置 2)形式 ●簡易形 ●オープン式 ●キュービクル式(・85dB(A)/1m・75dB(A)/1m) 3)始動時間(停電検出後) ●10秒以内 ●40秒以内()秒以内 4)連続運転時間 ●2時間以上 ●10時間以上 ●24時間以上 ●72時間以上 ・その他() 5)発電機 ①電気方式 ●三相3線式(・6.6kV・200V・()V) ●単相3線式(200V/100V) ●単相2線式(・200V・100V・()V) 60Hz ②定格周波数 ()kVA ③定格出力 ()kW以上()ps以上 ④冷却方式 ●ラジエーター方式 ●冷却水循環式 ●その他() 6)原動機 ①定格出力 ()kW以上()ps以上 ②ラジエーター方式 ●冷却水循環式 ●その他() 1)種類 ●軽油 ●灯油 ●A重油 ●その他() 2)引込時燃料 ●満タン ●指定なし ●その他() 1)形式及び容量 ●パッケージ搭載タンク()リットル ●燃料小出槽 ●リットル ●主燃料槽()リットル 2)燃料小出槽 ●屋外型(・ステンレス製 ●鋼製) ●屋内型(・ステンレス製 ●鋼製) 3)主燃料槽 ①設置場所 ●屋内 ●屋外(地上) ●地下埋設(・タンク室内埋設 ●直埋設) ②形式 ●二重殻タンク ●一重殻タンク () ③設置工事 ●本工事 ●別途工事 ●その他() ④タンク室工事 ●本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他() 1)材質 ●ステンレス製 ●鋼製 ●その他() 2)油量指示計 ●有 ●無し 1)電動ポンプ ●歯車ポンプ ●油中ポンプ 2)手動ポンプ(ウイングポンプ) ●有 ●無し 3)電動ポンプ水没防止カバー ●有 ●無し (9)基礎 ・本工事(・21N/mm2・18N/mm2) ●別途工事 ●既設利用 ●その他()
11. 太陽光発電設備	(1)機器 (2)太陽電池アレイ (3)パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 (4)情報処理装置 (5)仕様詳細	・太陽電池アレイ ●パワーコンディショナ ●系統連系保護装置 ●接続箱 () 1)発電能力 公称出力()kW 2)架台は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。 1)出力電気方式 ●三相3線式(・200V・()V) ●単相3線式(200V/100V) ●単相2線式(・200V・100V・()V) 60Hz 2)定格周波数 ()Hz 3)設置場所 ●屋内 ●屋外 ●その他() 4)設置方式 ●壁掛型 ●自立型 ●その他() 5)機能 ●系統連系(・高圧連系 ●みなし低圧連系 ●低圧連系) ●自立運転 ●その他() 6)系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。 1)装置 ●データ処理装置 ●データ表示装置 ●気温計 ●日射計 2)記録作成 ●日報 ●月報 ●年報 仕様詳細は「太陽光発電設備特記仕様書」による。
12. 風力発電設備	(1)機器 (2)風車発電装置 (3)制御盤 (4)支持構造物 (5)情報処理装置 (6)仕様詳細	・風車発電装置 ●制御装置 ●系統連系保護装置 ●支持構造物 ●情報処理装置 () 発電能力 定格出力()kW 1)出力電気方式 ●三相3線式(・200V・()V) ●単相3線式(200V/100V) ●単相2線式(・200V・100V・()V) 60Hz 2)定格周波数 ()Hz 3)設置場所 ●屋内 ●屋外 ●その他() 4)設置方式 ●壁掛型 ●自立型 ●その他() 5)機能 ●系統連系(・高圧連系 ●みなし低圧連系 ●低圧連系) ●自立運転 ●その他() 6)系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。 自重、積載荷重、積雪、振動、衝撃等に対し、安全が確保されたものとする。 1)装置 ●データ処理装置 ●データ表示装置 ●風速計 ●風向計 ●気温計 2)記録作成 ●日報 ●月報 ●年報 仕様詳細は「風力発電設備特記仕様書」による。
13. その他発電設備	()の仕様詳細は別図による。	
【通信・情報設備】		
14. 構内情報通信網設備	(1)インターフェース (2)機器 (3)ケーブル (4)アウトレット	1)LAN ●1000BASE-T ●無線LAN() 2)WAN () 2)機器 ●スイッチ ●ルータ ●メディアコンバータ ●ファイアウォール ●時刻同期装置 ●ネットワーク管理装置 ●機器収納ラック ●アウトレット ●その他() 各機器の仕様詳細は別図による。 1)幹線系 ●UTP ●光ファイバ ●その他() 2)支線系 ●UTP ●光ファイバ ●その他() 3)フロア系 ●UTP ●その他() (4)アウトレット ●ローテーションアウトレット(・固定型 ●上下動型(アップ式を含む)) ●壁コンセント ●その他()
15. 構内交換設備	(1)機器 (2)交換装置 (3)局線応答方式 (4)本配電盤(MDF) (5)電源装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット	・交換装置 ●電話機 ●端子盤類 ●アウトレット ・その他() 1)種類 ●構内交換装置(・デジタルPBX ●IP-PBX ●VoIPサーバ) ●ボタン電話装置 ●その他() 2)局線応答方式 ●局線中継台方式 ●分散中継台方式 ●ダイヤルイン方式 ●ダイレクトインライン方式 ●ダイレクトインライン方式 ●その他() 3)保安用接地 ●本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他() 4)本配電盤(MDF) ●自立フレーム(・片面形 ●両面形) ●交換機一体型 ●壁掛型 5)電源装置 ①形式 ●別置型 ●一体化 ●その他() ②停電補償時間 ●30分以上 ●()以上 1)一般電話機 ●多機能電話機 ●IP電話機 2)デジタルコードレス電話機(PHS方式) ●IPコードレス電話機(無線LAN方式) ・その他() 1)端子盤 ●中継端子盤(IDF) ●室内端子盤 2)中継端子盤には実装数の20%以上、室内端子盤には10P以上の接続端子板スペースを見込む。 ●ローテーションアウトレット(・固定型 ●上下動型(アップ式を含む)) ●壁コンセント ●その他()
16. 情報表示設備	(1)設備 (2)マルチサイン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置	・マルチサイン装置 ●出退表示装置 ●時刻表示装置 ●警報等表示装置 1)機器 ●操作制御部 ●情報表示部 ●その他() 2)通信方式 ●TCP/IP ●その他() 3)操作制御部 ●イメージスキャナ ●有 ●無し 4)情報表示部 ●発光ダイオード式 ●液晶式 ●その他() 1)機器 ●制御装置 ●出退表示部 ●その他() 2)出退表示部 ●発光ダイオード式 ●液晶式 ●その他() 1)機器 ●観時計 ●子時計 ●電源装置 ●単独時計 ●その他() 2)観時計 ①形式 ●ラックマウント型(ラック架組込) ②時刻補正機能 ●FM放送受信(・アンテナ設置 ●既設利用) ●長波標準電波受信(・アンテナ設置 ●既設利用) ③回数録 ()回数 ④機能 ●電子チャイム()曲 ●時報 ●プログラムタイマ(引込し時は機器の説明及びプログラムの入力を行うこと。) 3)子時計 ①方式 ●アナログ式 ●デジタル式 ②設置場所 ●屋内 ●屋外 ●その他() 4)電源装置 ①方式 ●アナログ式 ●デジタル式 ②設置場所 ●屋内 ●屋外 ●その他() ③時刻補正機能 ●有 ●無し 1)機器 ●表示部 ●検出装置 ●その他() 2)表示部 ①表示方式 ●表示窓式 ●その他() ②施工 ●本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他() 3)検出装置 ①検出方式 ●電極 ●無電圧圧点 ●その他() ②施工 ●本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他() 4)図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。

17. 映像・音響設備		23. 駐車場管制設備		【中央監視制御設備】		Ⅲ. 機器標準取付高さ
(1)設備	・映像機器	(1)機器	・管制盤	29. 中央監視制御設備	・動力設備	標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(○印はバリアフリー対応)
(2)映像機器	1) 表示機器	(2)管制盤	・検知器	(1)監視制御対象設備	・受変電設備	
	・プロジェクタ(・前面投射式	(3)検知器	・信号灯	(1)監視制御対象設備	・発電設備	
	・スクリーン(・反射マット形	(4)信号灯・警報灯	・警報灯	(2)既設との取り扱い	・火災報知設備	
	・スクリーン巻上装置(・電動式	(5)発券機	・発券機	(3)機器	・その他(	
	・液晶ディスプレイ	(6)カーゲート	・カーゲート	(4)機能	・監視操作装置	
	2) 付属機器	(7)カードリーダー	・カードリーダー	(5)監視操作装置	・信号処理装置	
	・録画再生装置(・HDD	(1)方式	・磁気式	仕様詳細は別図による。	・記録装置	
	・Blu-ray/DVD	(2)検知器外箱	・Iカード式	1) 形式	・伝送装置	
	・その他(	(3)検出対象車両	・その他(	2) 表示装置	・端末装置	
	・テレビチューナー(・UHF	(4)検出対象速度	・鋼製	3) 操作装置		
	・BS	(5)方式	・鋼製	(6)信号処理装置		
	・CS	(6)発券方式	・鋼製(防錆処理)	(7)記録装置		
	・その他(	(7)発券券				
	・カメラ	(8)発券券発行				
	・パソコン	(9)発券券発行				
	・その他の機器(	(10)発券券発行				
		(11)発券券発行				
(3)音響機器	1) 増幅器	(12)発券券発行				
	① 出力	(13)発券券発行				
	② 方式	(14)発券券発行				
	③ 出力インピーダンス	(15)発券券発行				
	・Lo形	(16)発券券発行				
	・Hi形	(17)発券券発行				
	2) 付属機器	(18)発券券発行				
	・グラフィックイコライザー	(19)発券券発行				
	・録音再生装置(・CD	(20)発券券発行				
	・FM	(21)発券券発行				
	・AM	(22)発券券発行				
	・その他(	(23)発券券発行				
	・ラジオチューナー	(24)発券券発行				
	・FM	(25)発券券発行				
	・AM	(26)発券券発行				
	・その他(	(27)発券券発行				
	・無線マイクロホン	(28)発券券発行				
	・無線マイクロホン(・電波式	(29)発券券発行				
	(・アナログ	(30)発券券発行				
	・デジタル)	(31)発券券発行				
	・赤外線式)	(32)発券券発行				
	・その他(	(33)発券券発行				
	・天井分散配置方式	(34)発券券発行				
	・併用方式	(35)発券券発行				
	・その他(	(36)発券券発行				
(4)操作装置	1) 形状	(37)発券券発行				
	・卓型	(38)発券券発行				
	・キャビネットラック型	(39)発券券発行				
	・その他(	(40)発券券発行				
	2) 設置	(41)発券券発行				
	・固定式	(42)発券券発行				
	・可動式	(43)発券券発行				
	・その他(	(44)発券券発行				
18. 拡声設備		(45)発券券発行				
(1)機器	・増幅器	(46)発券券発行				
	・付属機器	(47)発券券発行				
	・操作装置	(48)発券券発行				
	・スピーカ	(49)発券券発行				
	・その他(	(50)発券券発行				
(2)増幅器	・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照)	(51)発券券発行				
	・専用	(52)発券券発行				
	出力	(53)発券券発行				
	(・1W	(54)発券券発行				
	・3W	(55)発券券発行				
	・Lo形	(56)発券券発行				
	・Hi形	(57)発券券発行				
	・その他(	(58)発券券発行				
	・出力インピーダンス	(59)発券券発行				
	・Lo形	(60)発券券発行				
	・Hi形	(61)発券券発行				
	・その他(	(62)発券券発行				
(3)付属機器	・オーディオミキサー	(63)発券券発行				
	・リモコンマイク	(64)発券券発行				
	・電源制御器	(65)発券券発行				
	・録音再生装置(・CD	(66)発券券発行				
	・FM	(67)発券券発行				
	・AM	(68)発券券発行				
	・その他(	(69)発券券発行				
	・アナウンスレコーダ(・チャイム	(70)発券券発行				
	・独自メッセージ	(71)発券券発行				
	・プログラムタイマ	(72)発券券発行				
	・その他(	(73)発券券発行				
	・無線マイクロホン	(74)発券券発行				
	・無線マイクロホン(・電波式	(75)発券券発行				
	(・アナログ	(76)発券券発行				
	・デジタル)	(77)発券券発行				
	・赤外線式)	(78)発券券発行				
	・その他(	(79)発券券発行				
	・ラジオチューナー(・FM	(80)発券券発行				
	・AM	(81)発券券発行				
	・その他(	(82)発券券発行				
	・スピーカ切替装置	(83)発券券発行				
	・その他の機器(	(84)発券券発行				
	・その他(	(85)発券券発行				
(4)操作装置	・卓型	(86)発券券発行				
	・キャビネットラック型	(87)発券券発行				
	・壁掛型	(88)発券券発行				
	・その他(	(89)発券券発行				
(5)スピーカ	・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照)	(90)発券券発行				
	・専用	(91)発券券発行				
	接続	(92)発券券発行				
	(・1W	(93)発券券発行				
	・3W	(94)発券券発行				
	・Lo形	(95)発券券発行				
	・Hi形	(96)発券券発行				
	・その他(	(97)発券券発行				
	・インピーダンス	(98)発券券発行				
	・Lo形	(99)発券券発行				
	・Hi形	(100)発券券発行				
	・その他(	(101)発券券発行				
19. 誘導支援設備		(102)発券券発行				
(1)設備	・音声誘導装置	(103)発券券発行				
	●インターホン	(104)発券券発行				
	・トイレ等呼出装置	(105)発券券発行				
(2)音声誘導装置	1) 検出方式	(106)発券券発行				
	・磁気式	(107)発券券発行				
	・無線式	(108)発券券発行				
	・画像認識式	(109)発券券発行				
	・その他(	(110)発券券発行				
	2) 設置場所	(111)発券券発行				
	・屋外(防雨形)	(112)発券券発行				
	・屋内	(113)発券券発行				
	・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する	(114)発券券発行				
	・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする	(115)発券券発行				
	・その他(	(116)発券券発行				
	3) 機能	(117)発券券発行				
	・制御装置	(118)発券券発行				
	・送信機	(119)発券券発行				
	・受信機	(120)発券券発行				
	・その他(	(121)発券券発行				
	4) 制御装置	(122)発券券発行				
	・壁掛型	(123)発券券発行				
	・卓上形	(124)発券券発行				
	・複合壁組込	(125)発券券発行				
	・その他(	(126)発券券発行				
	5) 送信機	(127)発券券発行				
	・壁掛形	(128)発券券発行				
	・卓上形	(129)発券券発行				
	・埋込形	(130)発券券発行				
	・その他(	(131)発券券発行				
	6) 受信機	(132)発券券発行				
	・スピーカ式	(133)発券券発行				
	・イヤホン式	(134)発券券発行				
	・その他(	(135)発券券発行				
(3)インターホン	1) 用途	(136)発券券発行				
	・内部受付用	(137)発券券発行				
	・外部受付用	(138)発券券発行				
	・夜間訪問用	(139)発券券発行				
	・身体障害者用	(140)発券券発行				
	・保守用	(141)発券券発行				
	2) 機能	(142)発券券発行				
	・音声通話	(143)発券券発行				
	●映像モニタ	(144)発券券発行				
	●音声通話	(145)発券券発行				
	●複合式	(146)発券券発行				
	3) 通話方式	(147)発券券発行				
	・同時通話式	(148)発券券発行				
	・交互通話式	(149)発券券発行				
	・その他(	(150)発券券発行				
	4) 通話方式	(151)発券券発行				
	●同時通話式	(152)発券券発行				
	●交互通話式	(153)発券券発行				
	●その他(	(154)発券券発行				
	5) 機器	(155)発券券発行				
	●観機	(156)発券券発行				
	●子機	(157)発券券発行				
	●その他(	(158)発券券発行				
	6) 観機	(159)発券券発行				
	①形状	(160)発券券発行				
	●壁掛型	(161)発券券発行				
	・卓上形	(162)発券券発行				
	・複合壁組込	(163)発券券発行				
	・その他(	(164)発券券発行				
	②送受話器	(165)発券券発行				
	・電話機形	(166)発券券発行				
	・マイク形	(167)発券券発行				
	●その他(ハンズフリー	(168)発券券発行				
	7) 子機	(169)発券券発行				
	①形状	(170)発券券発行				
	●壁掛型	(171)発券券発行				
	・卓上形	(172)発券券発行				
	・埋込形	(173)発券券発行				
	・その他(	(174)発券券発行				
	②送受話器	(175)発券券発行				
	・電話機形	(176)発券券発行				
	・マイク形	(177)発券券発行				
	●その他(ハンズフリー：ドアホン	(178)発券券発行				
(4)トイレ等呼出装置	1) 用途	(179)発券券発行				
	・トイレ呼出	(180)発券券発行				
	・受付呼出	(181)発券券発行				
	・非常通報	(182)発券券発行				
	・その他(	(183)発券券発行				
	2) 機器	(184)発券券発行				
	・観機	(185)発券券発行				
	・壁掛型	(186)発券券発行				
	・卓上型	(187)発券券発行				
	・複合壁組込	(188)発券券発行				
	・その他(	(189)発券券発行				
	4) 呼出スイッチ	(190)発券券発行				
	・押ボタン式	(191)発券券発行				
	・引紐式	(192)発券券発行				
	・その他(	(193)発券券発行				
	5) 警報装置	(194)発券券発行				
	・光	(195)発券券発行				
	・音声	(196)発券券発行				
	・ブザー	(197)発券券発行				
	・ベル	(198)発券券発行				
	・その他(	(199)発券券発行				
20. テレビ共同受信設備		(200)発券券発行				
(1)受信放送	・UHF	(201)発券券発行				
	・BS	(202)発券券発行				
	・CS	(203)発券券発行				
	・FM	(204)発券券発行				
	・CATV	(205)発券券発行				
	・その他(	(206)発券券発行				
(2)機器	・増幅器	(207)発券券発行				
	・増幅器	(208)発券券発行				
	・混合器	(209)発券券発行				
	・分波器	(210)発券券発行				
	・分岐器	(211)発券券発行				
	・分配器	(212)発券券発行				
	・機器収容箱	(213)発券券発行				
	・アンテナ	(214)発券券発行				
	・その他(	(215)発券券発行				
(3)アンテナ	1) 放送	(216)発券券発行				
	・UHF	(217)発券券発行				
	・BS	(218)発券券発行				
	・CS	(219)発券券発行				
	・FM	(220)発券券発行				
	・その他(	(221)発券券発行				
	2) マスト	(222)発券券発行				
	・地上波用	(223)発券券発行				
	・壁面取付	(224)発券券発行				
	・自立	(225)発券券発行				
	・既設利用	(226)発券券発行				
	・その他(	(227)発券券発行				
	3) 自立用基礎	(228)発券券発行				
	・本工事	(229)発券券発行				
	・別途工事	(230)発券券発行				
	・既設利用	(231)発券券発行				
	・その他(	(232)発券券発行				
21. テレビ電波障害防除設備		(233)発券券発行				
(1)対象戸数	(	(234)発券券発行				
	戸数	(235)発券券発行				
(2)機器	・増幅器	(236)発券券発行				
	・増幅器	(237)発券券発行				
	・混合器	(238)発券券発行				
	・分波器	(239)発券券発行				
	・分岐器	(240)発券券発行				
	・分配器	(241)発券券発行				
	・機器収容箱	(242)発券券発行				
	・アンテナ	(243)発券券発行				
	・その他(	(244)発券券発行				
(3)アンテナ	1) 放送	(245)発券券発行				
	・UHF	(246)発券券発行				
	・BS	(247)発券券発行				
	・CS	(248)発券券発行				
	・FM	(249)発券券発行				
	・その他(	(250)発券券発行				
	2) マスト	(251)発券券発行				
	・地上波用	(252)発券券発行				
	・壁面取付	(253)発券券発行				
	・自立	(254)発券券発行				
	・既設利用	(255)発券券発行				
	・その他(	(256)発券券発行				



配置図 S: 1/400

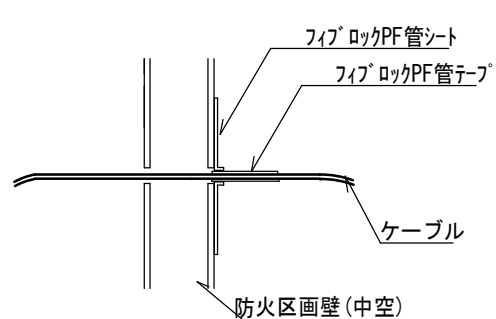
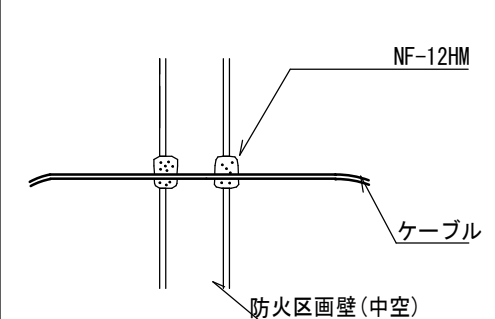


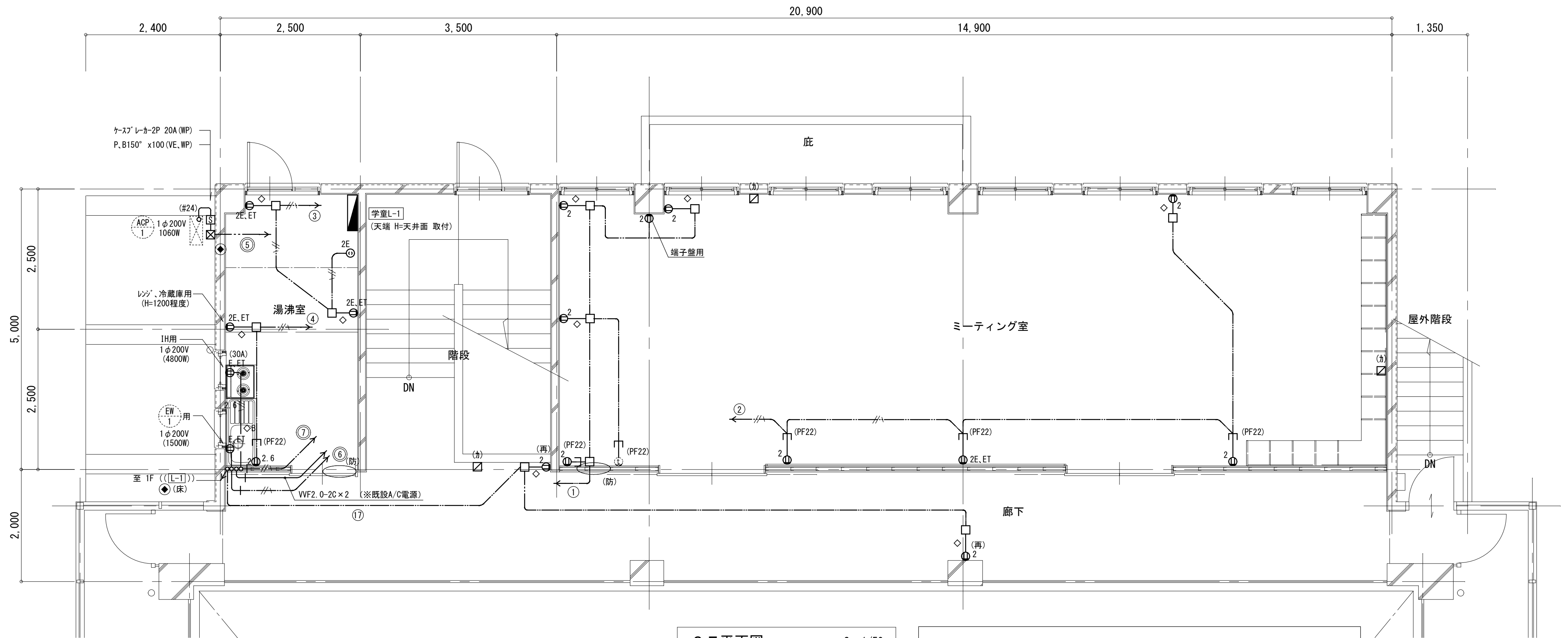
B:MCCB 2P 50/30(200V) - 3

MCCB 2P 50/20(200V) - 2

MCCB 2P 50/20 - 11

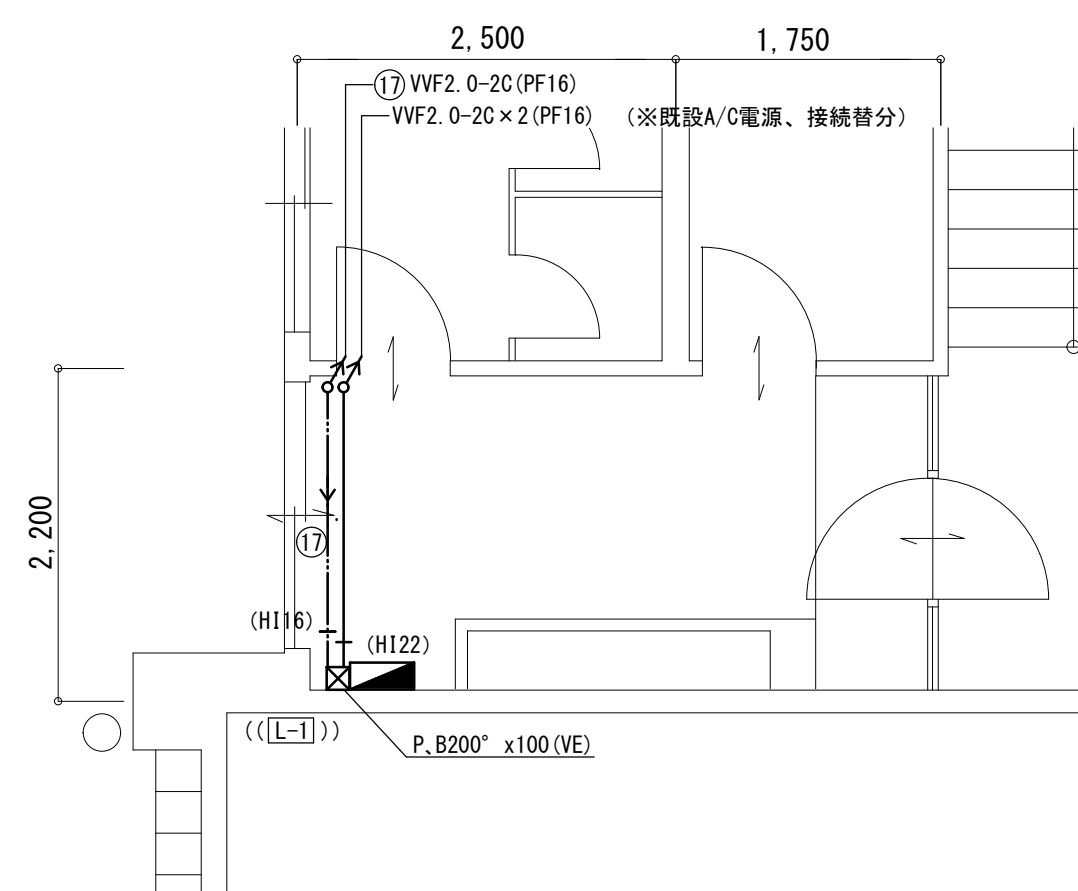
A43	LEDライトバー 43.1W (5000K)	B12	LEDライトバー 12.1W (5000K)
			
LSS10-6800LM		LSS9-1550LM-2	
C33	LEDライトバー 32.5W(WP) (5000K)	WL19	LEDウォールライト 19.0W(WP) (5000K)
			
LSS9MP/RP-4650LM		参考型番:NNFS21810J	
ML20	LED流し元灯 12.0W (5000K)		
		参考型番:LGB52096LE1	

防火区画貫通処理	防火区画貫通処理工法（建築基準法施工令第129条）
防火区画貫通	防火区画貫通
	
認定番号 PS060 WL-0297	認定番号 PS060 WL-0575



2 F 平面図 S: 1/50

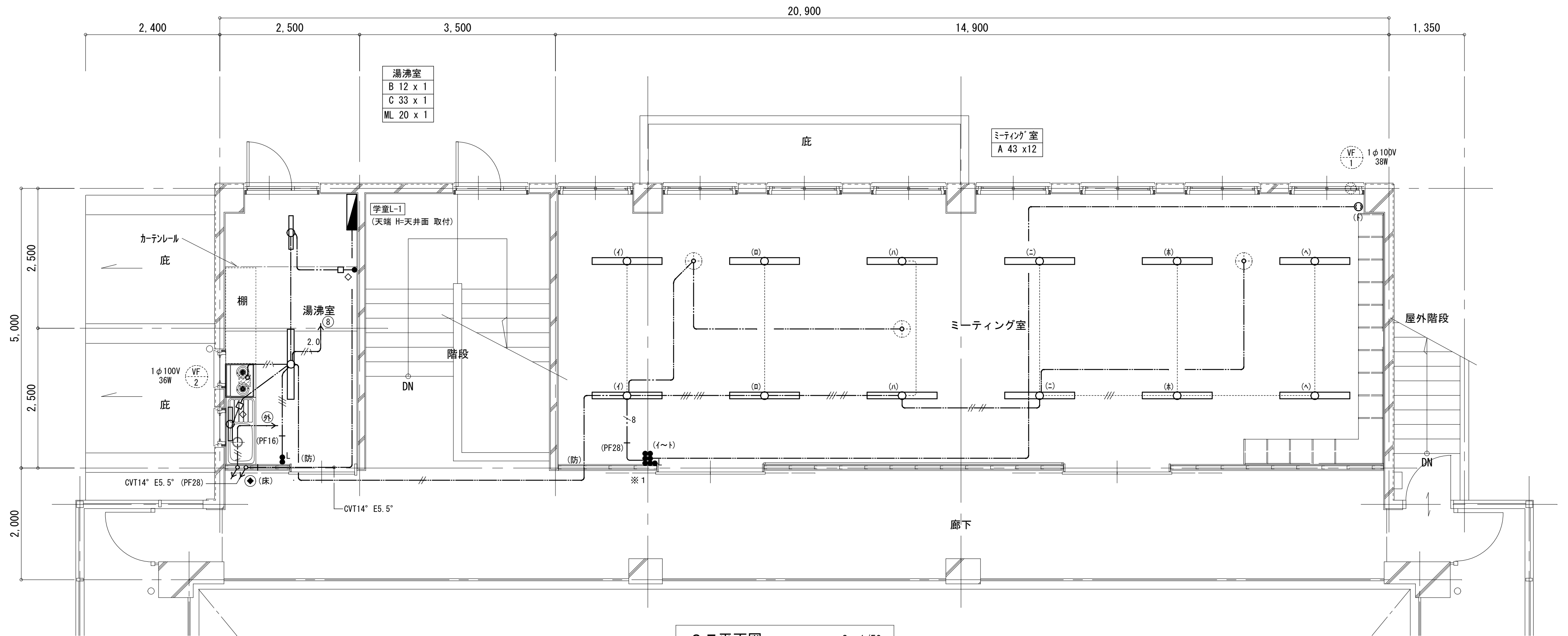
S: 1/50



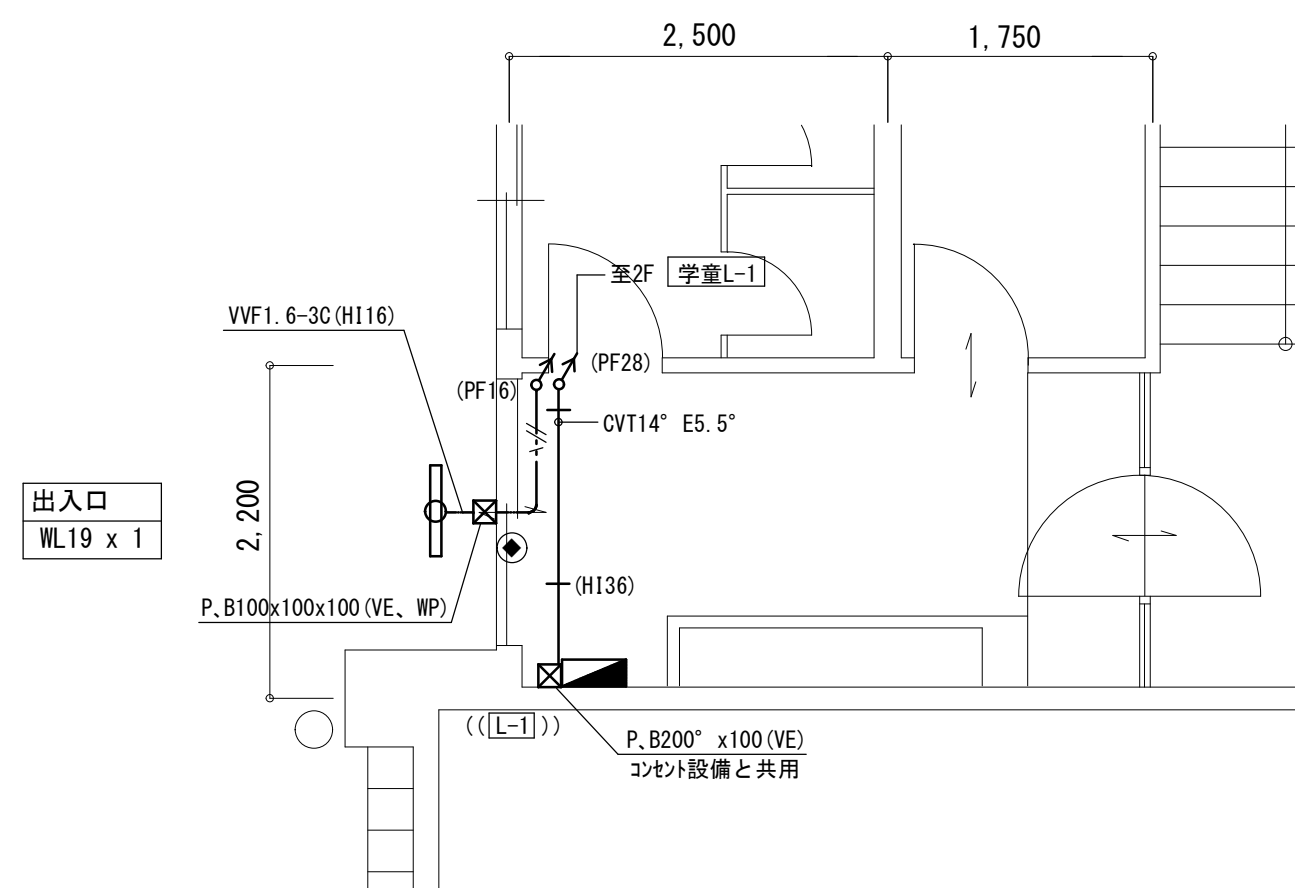
1 F 平面図

S: 1/50

-  : ターミナル A型を示す
 (防) : 防火区画貫通処理を示す
 (カ) : カバープレート取付を示す
 : 既設躯体コア抜(又ははつり)を示す
 (再) : 既設再取付品を示す
 (())及び は既設(又は別途工事)を示す

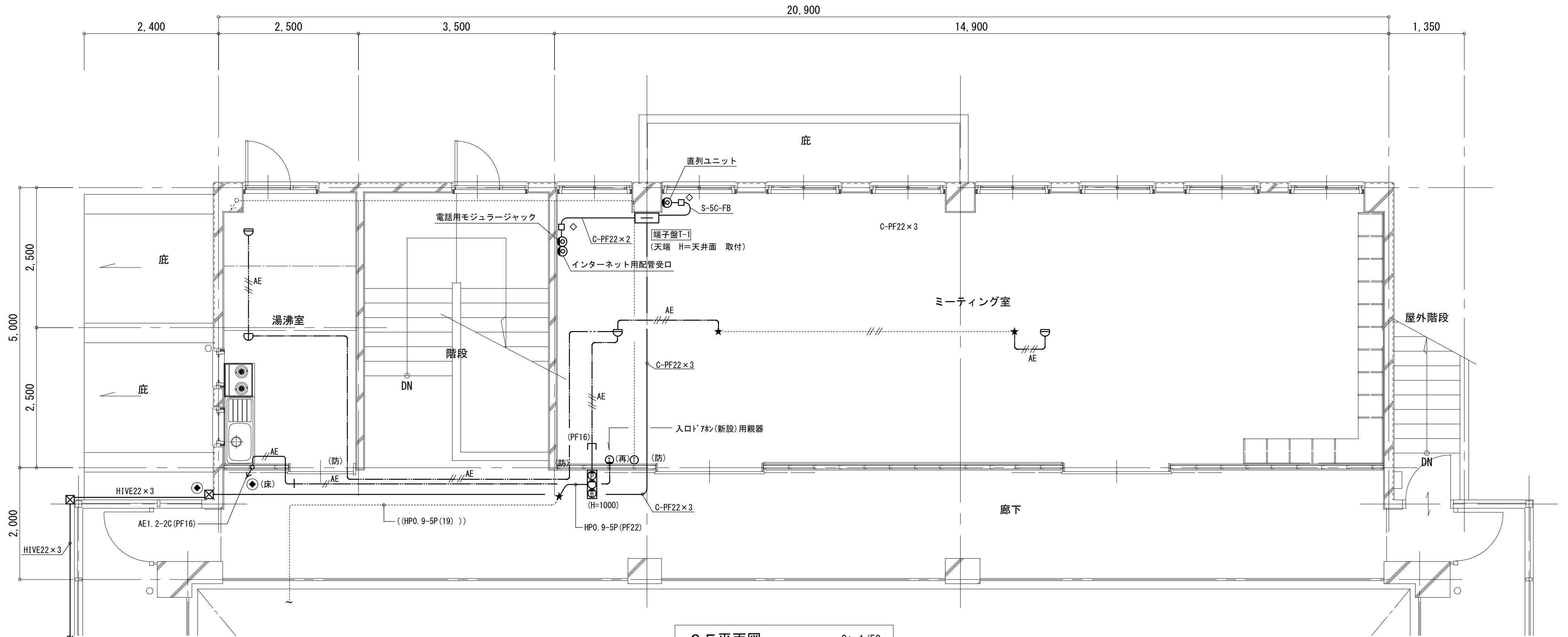


2 F 平面図 S: 1/50

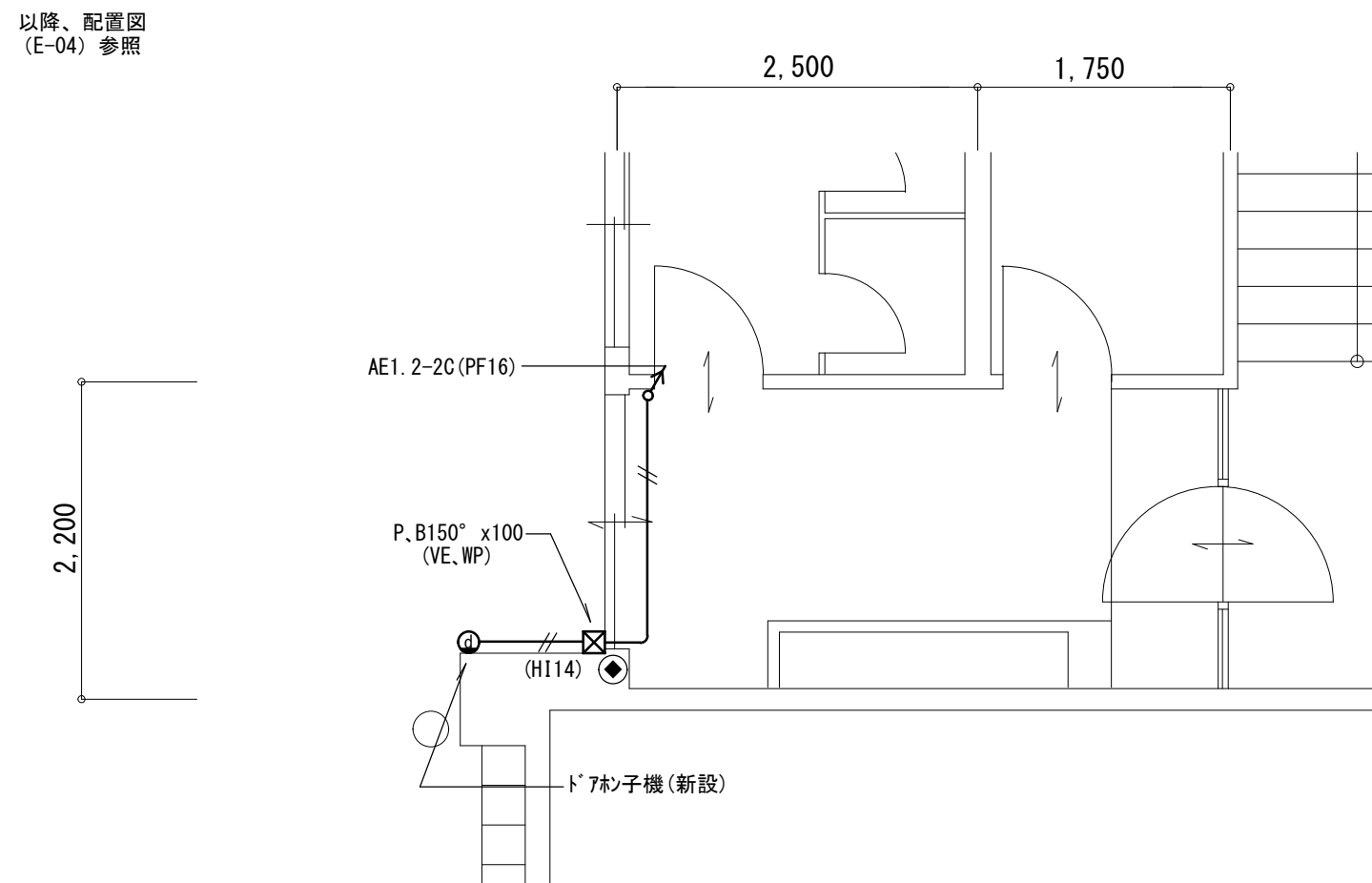


1 F 平面図 S: 1/50

- | | | | |
|---|----------------------|---|------------------|
|  | :天井扇風機(機械設備工事) |  | VVF2.0-2C |
| | |  | VVF1.6-2C |
| (防) | :防火区画貫通処理を示す |  | VVF1.6-3C |
| | |  | VVF1.6-3C(1C,E) |
|  | :3core A型を示す |  | VVF1.6-2Cx2 |
| | |  | VVF1.6-3Cx2+2C |
|  | :既設躯体77抜(又ははつり)を示す | | |
| | | | ※壁内立下げはPF管にて保護する |
| (())及び | ----- は既設(又は別途工事)を示す | | |
- ※1 サイクル扇のリモコン取付 (機械設備より支給)

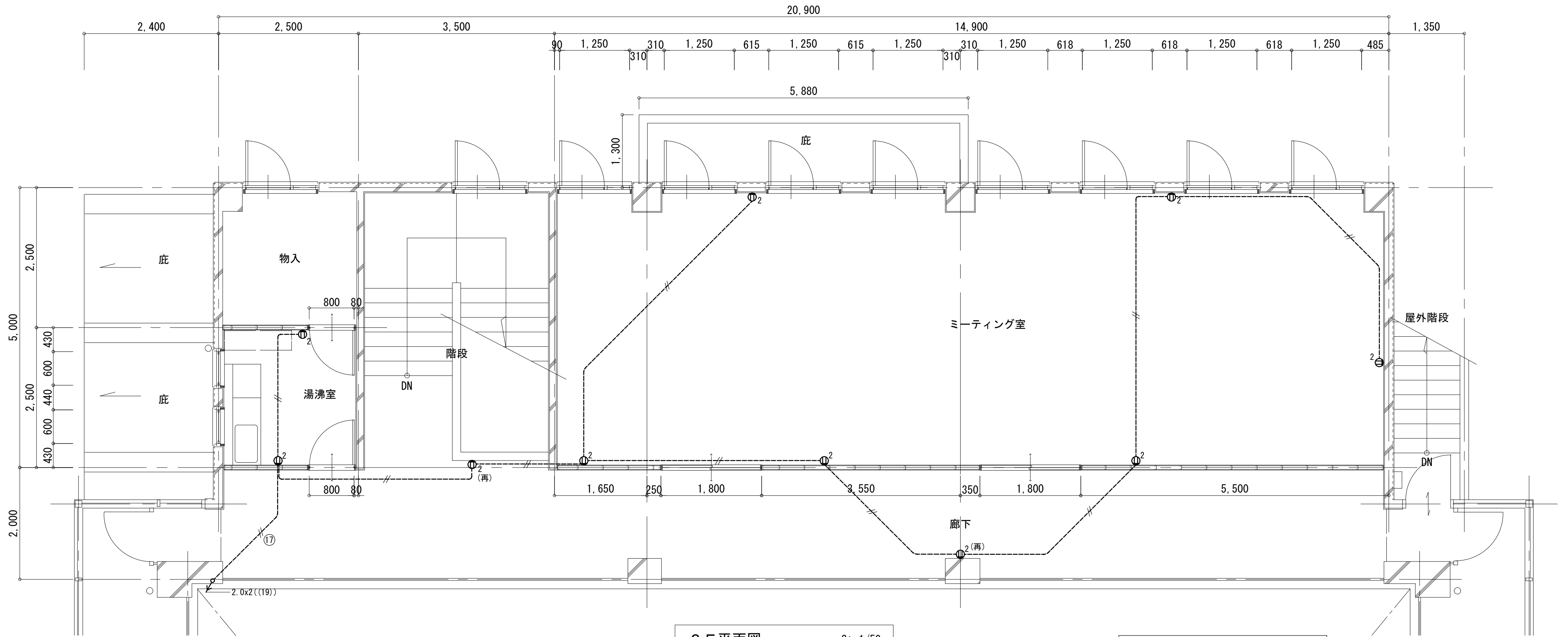


2 F 平面図 S: 1/50



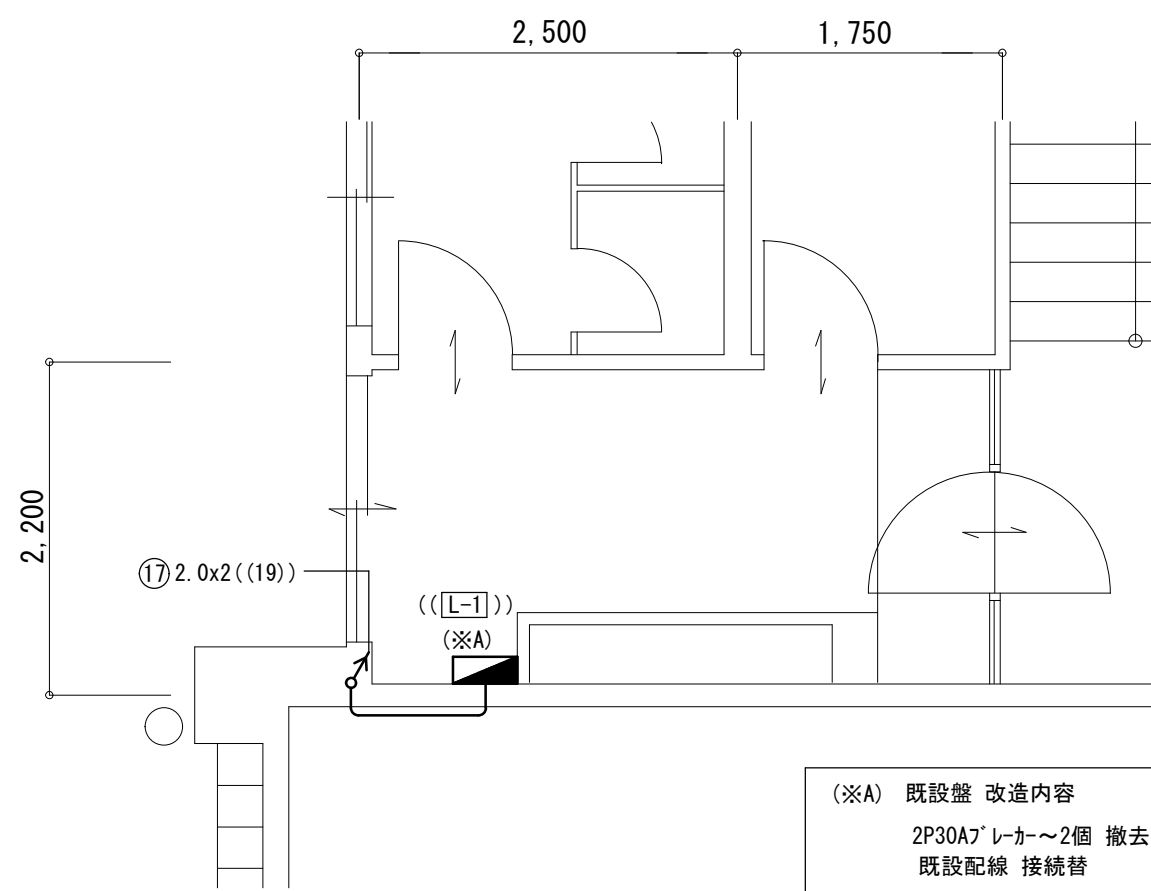
1 F 平面図 S: 1/50

- | | |
|----------------------------------|--|
| □◇ : マルモール A型を示す | (火報) AE1.2-4C |
| ★ : 既設配線と接続を示す | (インターホン) AE1.2-2C |
| (防) : 防火区画貫通処理を示す | ㊦㊧ カメラ付インターホンSet : 参考型番 JQ-12 (ハンズフリー) |
| (再) : 既設再取付品を示す | ☒ : P、B200x200x200 (VE、WP) |
| ⦿ : 既設躯体コブ抜 (又ははつり) を示す | |
| (()) 及び : 既設 (又は別途工事) を示す | |



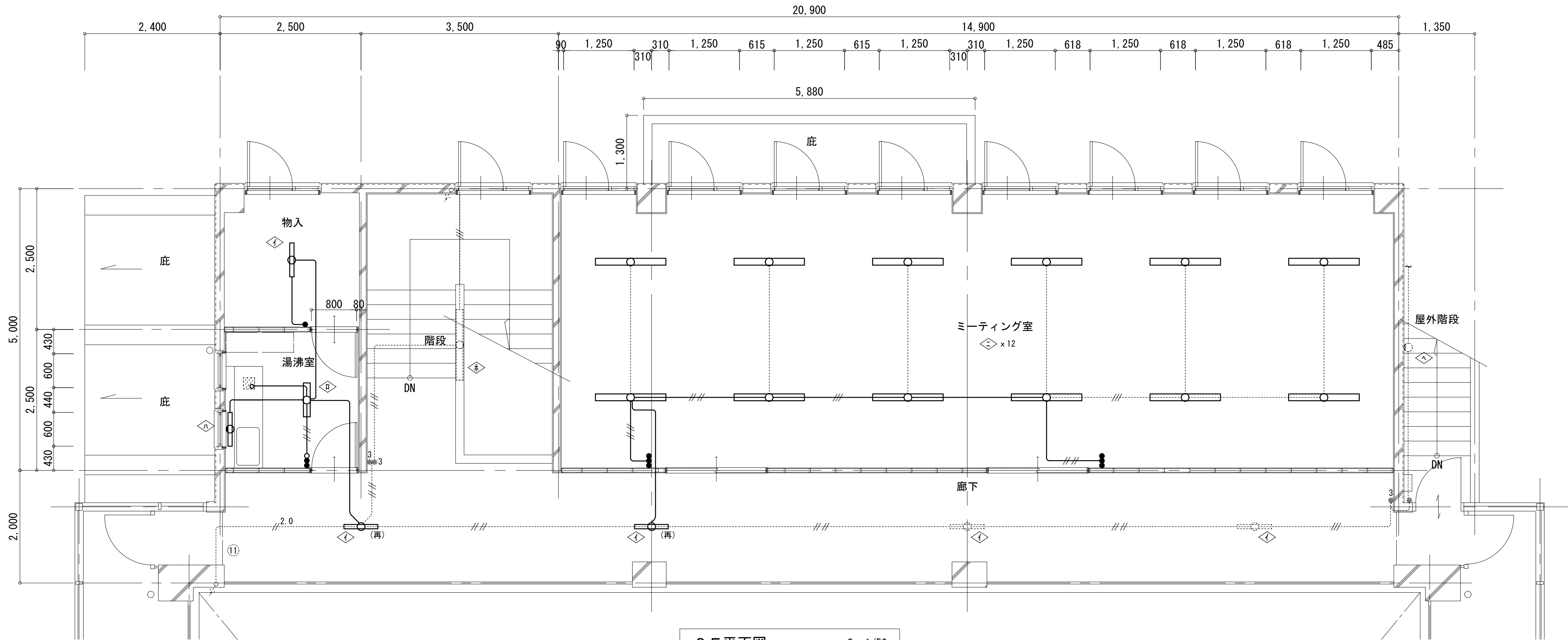
2 F 平面図 S: 1/50

---//--- 2.0x2(管内)
※躯体打込み配管は、残置とする
(再) : 一時取外し、再取付品を示す



1 F 平面図 S: 1/50

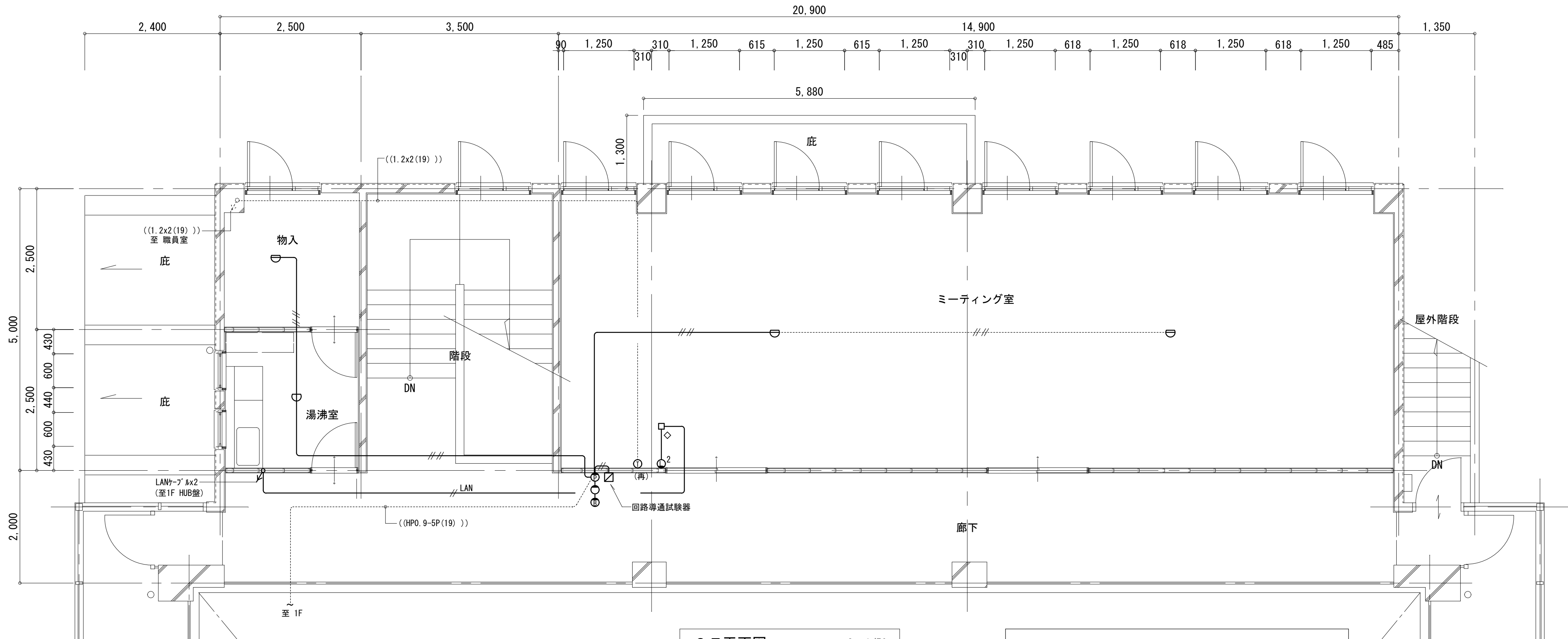
(※A) 既設盤 改造内容
2P30A7' レーダー2個 撤去
既設配線 接続替
(盤結線図参照)



2 F 平面図 S: 1/50

◇	逆富士型	FL20Wx1	—— ^{2.0} ——	2.0x2 (19)
◇	逆富士型	FL20Wx2	————	1.6x2 (19)
◇	笠なし器具	FL20Wx1	———	1.6x3 (19)
◇	逆富士型	FL40Wx2	———	1.6x4 (25)
◇	埋込下面開放型	FL40Wx2		
◇	ブラケット灯	FL20Wx1		

(再) : 一時取外し、再取付品を示す
太線(実線)のみ撤去し、----- は既設のままを示す



2 F 平面図 S: 1/50

—//— 1.2x2 (管内)
—///— 1.2x4 (管内)
—LAN— UTP0.5-4P x2

(再) : 一時取外し、再取付品を示す

太線 (実線) のみ撤去し、----- は既設のままを示す

機械設備工事特記仕様書 1 工事名称上野放課後児童クラブ整備に伴う津市立上野小学校屋内運動場改修工事 2 工事場所津市 河芸町上野 地内 3 建築概要 4 適用基準消法令の適用 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 国土交通省大臣官房庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）平成28年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、 ■印のついたものを適用する。 5 一般事項 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に念いかつ誠実に施工すること。 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施工することで行将来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書と通りの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による悪質な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。 (1) 提出図書 ■建築工事に準じる 1) 工事書類：・ 施工計画書 ・ 打合記録 ・ 施工要領書 ・ 機器使用照 ・ 機器明細書 ・ 工程表 ・ 施工図等 2) 工事完成図書：・ 品質確認書類 ・ 工事日報 ・ 工事写真 ・ 安全・訓練実施記録 ・ 竣工図〔製本4(原寸 2部、A3(見開き) 2部)〕 ・ 機器完成図（ファイル等1部） ・ 保守に関する説明書（取扱説明書・保証書） 2部 ・ 機器性能試験成績書 1部 ・ 総合調整測定表（試験結果・測定結果等） 1部 ・ 官公署届出書類表 検査済証 1部 ・ 出来形確認書類 1部 等 ※ 竣工図・施工図はCADにより作成すること。 ※ 工事写真は営繕工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。 ※ 建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。 (2) 機器及び材料等 工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。 尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同品番以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に努める。 又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。 (3) 官公署等への届出手続 工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が滞滞なく、これに要する費用も負担する。 1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 □本工事（□建築工事 □電気設備工事 □機械設備工事） □別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入）を行うこと。 (4) 品質管理 工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。 (5) 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器据付 ・ 耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ） ・ 基礎寸法 ・ 水平、垂直等 2) 配管・ダクト工事 ・ 支持間隔 ・ 振れ止め支持間隔 3) 屋外排水工事 ・ 排水勾配 ・ 樹の深さ 4) 水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ (6) 製品確認 発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 □ 適用する ■ 適用しない (7) 耐震安全性の分類 構造体（ ）類 建築非構造部材（ ）類 建築設備（ ）類 (8) 機器の地震力（主要機器） □図示による 機器名 設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0） 水槽類 設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0） その他監督員が指示するもの □適用する ■適用しない (9) 冷媒（フロン類）の回収 □適用する 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・フロン回収行程管理票 ・特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券） 撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。 パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。 (10) 中間技術検査 実施回数（ ）回 実施回数（ ）回		(11) 発生材の処理等 ■建築工事に準じる 1) 引渡しを要するもの（ ） 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 2) 特別管理産業廃棄物（ ） 処理方法（ ） 3) 現場内において再利用を図るもの □発生土 □その他（ ） 4) 再資源化を図るもの（ □コンクリート塊 □アスファルトコンクリート塊 □建設発生木材 ） 5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 6) 引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。（マニファスタ、B2、D票を提示すること。） (12) 電気保安技術者 □ 適用する ■ 適用しない (13) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 □ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり ■ 指定なし（ ） 2) 施工可能時間帯 ■ 指定なし □ 指定あり（ 時 ～ 時 ） (14) 概成工期 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 ■ 指定なし □ 指定あり（ 平成 年 月 日 ） (15) 仮設工事 構内既存の施設 ■建築工事に準じる 1) 便所 □ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 (16) 足場 ■建築工事に準じる 1) 内部足場 □ 脚立 □ 足場板 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による養生 □ 適用する □ 適用しない ※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 (17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品品とするほか別記記載の指定資材及び参考見積メーカー又はこれらと同等級品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名：) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努めること。 (認定製品の品名： ・間伐材製工事用バリケード・間伐材工事看板・間伐材表示板（ ）) (18) 建設副産物 1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I Cが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 2) 請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書提出すること。 (19) 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェスト）の数量の集計）を超えて請求することはできない。 (20) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。 (21) 既設との取合い・養生 本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ等、既設にない復旧すること。 (22) 不正軽油の使用の禁止 1) 一般事項 工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 また、受注者は下請負者等に同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかには是正措置を講じなければならない。 また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかには是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。		(23) その他 1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 測定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。 測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。 3) フロン回収及び充填 当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）等の関係法令を遵守し、第1種フロン充填回収登録業者が行うこと。 6 工事種目 給排水衛生設備工事 □ 屋外給水設備工事 ■ 屋内給水設備工事 □ 屋外排水設備工事 ■ 屋内排水通気設備工事 ■ 衛生器具設備工事 □ 消火設備工事 □ 給湯設備工事 □ 屋外ガス設備工事 ■ 屋内ガス設備工事 □ 浄化槽設備工事 □ 厨房機器設備 空調設備工事 □ 機器設備工事 □ 配管設備工事 ■ 換気設備工事 7 工事概要 給排水衛生設備工事 (1) 給水設備工事 本工事は図示のごとくを工事範囲とし、既設管に接続し所要の各所に給水する。直圧部の弁類は、水道局規格品JIS 10K を使用する。 (2) 屋内排水通気設備工事 本工事は流し台の排水を既設管に接続する。 (3) 屋内排水通気設備工事 本工事は流し台の排水を既設管に接続する。 (4) 衛生器具設備工事 衛生器具を所定の位置に附属金具により堅固に取り付けるものとする。 色は監督員と協議の上決定する。 (5) ガス設備工事 本工事は図示のごとく既設管を撤去、プラグ止め工事をおこなうものとする。 空調設備工事 (1) 機器設備工事 本工事は、ワイヤードリモコンの移設を行う。 (2) 換気設備工事 換気扇の設置ならびに付帯ダクト設備を行うものとする。 8 総合調整 (1) 風量調整 □ 適用する ■ 適用しない (2) 水量調整 □ 適用する ■ 適用しない (3) 室内外空気温度測定 □ 適用する ■ 適用しない (4) 室内外空気湿度測定 □ 適用する ■ 適用しない (5) 室内気流及びじんあいの測定 □ 適用する ■ 適用しない (6) 騒音の測定 □ 適用する ■ 適用しない (7) 飲料水の水質の測定（水道法施行規則第10条による水質検査） □ 適用する ■ 適用しない のうち 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度 について測定を行うこと。 ※遊離残留塩素 については、上記適用の有無にかかわらず、測定を行うこと。 (8) その他（ ） □ 適用する □ 適用しない		工事細目 (1) 配管材料 部分的に配管種類を変更する場合は、図面に明記すること。 ■ 給水管 ■ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般：SGP-VB 地中：SGP-VD) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般：SGP-FVA FVB 地中：SGP-FVD) ※ 継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※ 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合（工場加工）とする。 □ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742 (一般・地中：H1VP) □ 水道配水用ポリエチレン管 JWWA K 144 (地中：PE) □ 水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448 ※ 地中埋設管は、取出し位置の0L面又はSL FL面より+100立ち上げた所までとする。 ■ 雑排水管 □ 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用（地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） ■ 土間・一般： 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間： リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。 □ 通気管 □ 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用（地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。 □ 汚水管 □ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 042 ※ 同上MD継ぎ手 JPF MDJ 002 □ 土間・一般： 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間： リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。 □ 鉛管 □ 排水・通気用鉛管 SHASE-S203 □ 給湯管 □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 (一般：SGP -HVA 地中：WHTLP 内外面耐熱性硬質塩化ライニング鋼管) □ 水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448 □ ガス管 □ 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452 (SGP- 白) □ 土間： 塩化ビニル被覆鋼管（黒） □ ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774 (地中：PE) ※ 地中埋設鋼管は、取出し位置の0L面又はSL FL面より+100立ち上げた所までとする。 □ ガス事業者の供給規定に準じる □ 消火管 □ 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452 (SGP- 白) □ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（白）WSP041 (SGP-VS) ※ 地中埋設管VSは、取出し位置の0L面又はSL FL面より+100立ち上げた所までとする。 □ 屋外埋設排水 □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (RE P-VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797 (RS-VU) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ コンクリート管 JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品） (1類水路用通心力鉄筋コンクリート管) □ 冷温水配管 □ 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452 (SGP- 白) □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 (一般：SGP -HVA) □ 冷却水管 □ 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452 (SGP- 白) □ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般：SGP-VA、VB) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般：SGP-FVA、FVB) □ ドレン管 □ 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452 (SGP- 白) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 保温層付硬質ポリ塩化ビニル管 □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 RF-VPは屋外露出不可。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はJIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。 □ 冷媒管 □ 銅及び銅合金継目無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 □ 断熱材被覆鋼管 原管はJIS H3300による。製造者標準品 ただし、保温厚は ガス管 20mm、液管 10mm(液管の呼び径が9. 52mm以下の断熱厚さは3mmとしてよい) とする。 ※ 冷媒用鋼管の肉厚は、冷凍保安規則関係基準の規定による。 □ 油管 □ 配管用炭素鋼鋼管（黒） JIS G 3452 溶接接合 □ 蒸気管 □ 配管用炭素鋼鋼管（黒） JIS G 3452 □ フライング管 □ 配管用炭素鋼鋼管（黒） JIS G 3452 ※ 弁類 揚水ポンプ（二次側）、消火ポンプ（二次側）、水道直圧部は 10Kとし、それ以外は5K とする。 塩化ライニング鋼管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。					
アル テ ッ ク 設 計		DRAWING BY		原 図：A2		上野放課後児童クラブ整備に伴う 津市立上野小学校屋内運動場改修工事		機械設備 特記仕様書（1）		M - 1	
津 市 大 谷 町 2 3 番 地 TEL 059-225-1602		DATA								S：	
一級建築士 第177266号		伊 藤 公 智									

※ 横走り管の吊り間隔

鋼管	100A以下 125A以上	— —	2m 以下 3m以下
ビニル管 耐火二層管 銅管	80A以下 100A以上	— —	1m 以下 2m以下
鉛管			1. 5m以下
铸铁管	標準図による		

※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
鋼管	—	50A～100 A	125A～
铸铁管			
ビニル管 耐火二層管 銅管	25A～40A	50A～100A	125A～

※ 冷媒用銅管の横走り管の支持間隔

基準外径 9. 52mm 以下 吊り間隔 1. 5m以下

基準外径 12. 70mm 以上 吊り間隔 2. 0m以下

形鋼振れ止め支持間隔は、銅管に準ずる。

※ 液管・ガス管共吊りの場合は
液管の外径を基準とする。

(2) ダクト工事

矩形ダクト

□ 垂鉛鉄板 JIS G 3302 (SGGC、SGCCA) 鍍金付着Z18以上

□ ステンレス鋼板 JIS G4305

□ アングルフランジ工法

□ 共板フランジ工法

■ スライドオンフランジ工法

工法

形鋼補強
丸ダクト

□ SUS鋼材 JIS G 4317

■ スパイラルダクト

□ 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)

(3) 保温塗装工事

1) 材料 部分的に材料を変更する場合は、図面内に明記すること。

■ グラスウール保温材 (屋内一般等)

保温筒 JIS A 9504 2号 40K

保温板、保温帯 JIS A 9504 2号 40K

■ 給水管

□ 排水管

■ 給湯管

□ 温水管

□ 蒸気管

□ 冷水・冷温水管

□ 冷媒管

□

(屋外等)

□ 給湯管

□ 温水管

□ 蒸気管

□ 冷水・冷温水管

□ 冷媒管

□

□

□

□ ロックウール保温材 (防火区画貫通部等)

保温板、保温帯、ブランケット 1号JIS A 9504

□ 給水管

□ 排水管

□ 給湯管

□ 温水管

□ 蒸気管

□ 冷水・冷温水管

□ 冷媒管

□ 消火管

□ ポリスチレンフォーム保温材 (屋内一般等)

保温筒 JIS A 9511 3号

保温板 JIS A 9511 3号

□ 給水管

□ 排水管

□ 冷水・冷温水管

□ 冷水管 (2～4℃)

□ ブライン管

□

□

□

(屋外等)

□ 給水管

□ 排水管

□ 給湯管

□ 冷水・冷温水管

□ ブライン管

□ 消火管

□

□

□ 調合ベイント塗り塗料 (露出)

JIS K 5516 (合成樹脂調合ベイント) 1種

□ 給水管

□ 排水管

□ 通気管

□ ドレン管

□ ガス管

□ 消火管

□ 油管

□ 冷却水管

2) 保温厚

・ グラスウール、ロックウール

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯	～80A	100～150A	—	200A～	—
膨張・温水・消火管	—	—	32～50A	65A～	—
蒸気管	～25A	—	—	—	—
冷水・冷温水・冷媒管	—	—	～25A	32～200A	250A～

・ ポリスチレンフォーム

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	～80A	100A～	—	—	—	—
冷水・冷温水管	—	—	～25A	32～200A	250A～	—
冷水管 (冷水温度2～4℃)	—	—	～20A	25A～100A	125A～	—
ブライン管	—	—	—	～25A	32～80A	100A～

・ 機器ダクト保温厚

保温厚	
25mm	ダクト(屋内露出〔機械室、書庫、倉庫〕、隠蔽部)、消音チャンパー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)
50mm	ダクト(屋内露出 [一般居室、廊下])、サブライチャンパー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排気筒隠蔽部 (ロックウール)
75mm	煙導 (ロックウール)

3) 種別

給排水衛生設備配管の保温仕様

	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カパー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内	アルミガラスクロス粘着テープ			
暗渠内 (ビット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

※ 1) 排水管については、上表暗渠内 (ビット内) の仕様を防食テープ巻きに読み替える。
※ 2) サヤ管工法：架橋ポリエチレン・ポリブデン管使用の場合は、上表保温不要。
※ 3) 消火管の外部露出は保温を行う。

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様の目)

	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カパー		
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	アルミガラスクロス仕上	
天井内・P S内 (温水・蒸気管以外)	保温筒	鉄線	アルミガラスクロス仕上		
暗渠内 (ビット内)	保温筒	鉄線	着色アルミガラスクロス仕上		
屋外露出	保温筒	鉄線	SUS鋼板仕上		

※ 1) 冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の保温種別
□ 保温化粧ケース仕上 (屋内露出) □ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上 (屋外露出部分)

機器保温仕様

	1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク 鋼板製タンク	紙	保温板	ポリエチレン フィルム	鉄線	SUS鋼板仕上 カラー鉄板 (屋内)
冷水・冷温水ヘッダ					
温水・膨張・還水 貯湯タンク	紙	保温板	鉄線	SUS鋼板仕上 カラー鉄板 (屋内)	
温水・蒸気ヘッダ 熱交換器					

※ 1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンパー・煙道 保温仕様

	1	2	3	4	5
長方形ダクト	屋内露出	一般・廊下	紙	保温板	カラー鉄板
		機械室	紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
	屋内隠蔽、D S内		紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
	屋外露出、多湿箇所		紙	保温板	ポリエチレンフィルム
スパイラルダクト	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラー鉄板
		機械室	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋内隠蔽、多湿箇所		アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出、多湿箇所		保温帯	鉄線	ポリエチレンフィルム
サブライチャンパー			紙	保温板	ガラスクロス
消音チャンパー、エルボ			紙	保温板	ガラスクロス
排煙ダクト長方形	屋内隠蔽		紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
排煙ダクト円形	屋内隠蔽		アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ	
煙道		ブランケット	鉄線		カラー鉄板

※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帯、1号を使用。
※ 2) 煙道ブランケットは、JIS G 3554 (亀甲金網) による垂鉛鍍金を施した網目16線径0. 55
による防錆処理を施したプラス0号で外面補強したものを使用。
※ 3) 銅亀甲金網は、JIS H 3260 網目10、線径0. 5

配管用炭素鋼鋼管の塗装仕様

機材	状態	塗料の種別	塗り回数			備考
			下塗り	中塗り	上塗り	
白管	露出	調合ペイント	1	1	1	下塗りはさび止めペイント
黒管	露出	調合ペイント	2	1	1	下塗りはさび止めペイント

※ 1) ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

4) 施工

ダクト保温施工範囲

1. S A

□ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ()

2. E A

□ 保温あり ■ 保温なし □ 図面による □ その他 ()

3. R A

□ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ()

4. O A

□ 保温あり ■ 保温なし □ 図面による □ その他 ()

チャンパー内貼施工

□ 内貼あり (mm) □ 内貼なし □ 図面による □ その他 ()

(4) スリーブ工事

1. 管スリーブの径は、原則として、管の外径 (保温されるものは、保温厚さを含む) より40mm程度大 (=2サイズUP) なるものとする。
箱抜きスリーブは、木枠又は鋼板 (実管ダクト) とする。
2. 地中部分のスリーブは、塩化ビニル管 (VU) とし、水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とする。
3. その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、配管前に必ず撤去のこと。

共通事項

1) 陸上ポンプ、送排風機 (エアハン含む) の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。
2) 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
3) 系統が分かるように、必要箇所 (機械室、P S内等) に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。
4) 機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
5) 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
6) 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
7) 機器、配管の前震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
8) 雨がかり部に取り付けるガラリのチャンパーには、水抜きを設けること。
9) 屋外埋設管 (給水、消火、ガス) には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設標を施工すること。
10) 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受けを使用すること。
11) 水栓は、節水機構付きのものを使用すること。
12) 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
13) 地中埋設配管については、下記の沈下対策を講ずること。
・ 管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。
・ 接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。
・ 土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。
・ 呼び径100A以下はM10、125A～250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
14) 屋外露出及び多湿箇所 (トレンチビット等) の配管架台は、SUS又はSS溶融垂鉛メッキ仕上とすること。
15) 屋外設置のマンホール類には用途名を入れること。
16) 合成樹脂製カパーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊座の取り付けを行うこと。
17) 送風機用ベルトカバーには点検口を設けること。
18) 建設発生土は場外自由処分とすること。

アル テ ッ ク 設 計

津 市 大 谷 町 2 3 3 番 地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号

伊 藤 公 智

DRAWING BY

DATA

原図：A2

上野放課後児童クラブ整備に伴う
津市立上野小学校屋内運動場改修工事

機械設備 特記仕様書 (2)

M - 2

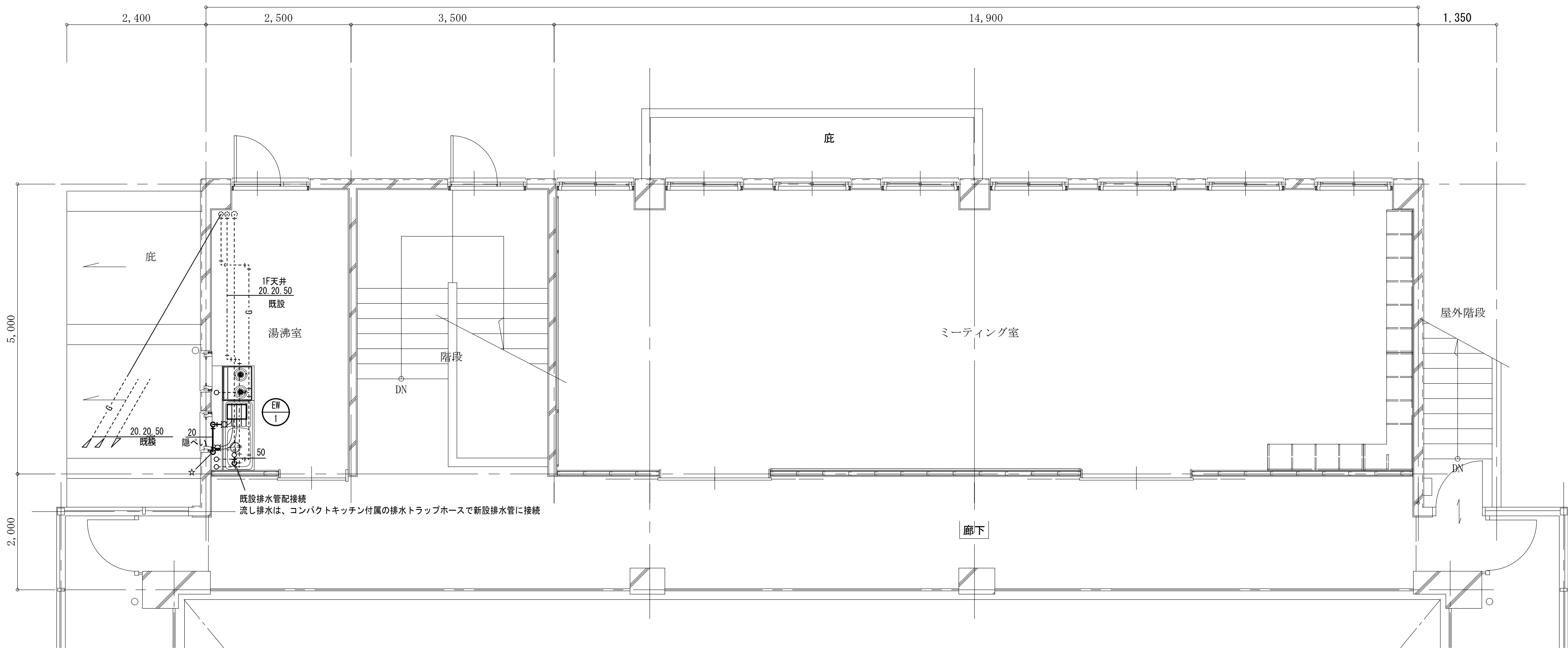
S :

換 氣 機 器 表	
1	換氣機
2	換氣機
3	換氣機
4	換氣機
5	換氣機
6	換氣機
7	換氣機
8	換氣機
9	換氣機
10	換氣機
11	換氣機
12	換氣機
13	換氣機
14	換氣機
15	換氣機
16	換氣機
17	換氣機
18	換氣機
19	換氣機
20	換氣機
21	換氣機
22	換氣機
23	換氣機
24	換氣機
25	換氣機
26	換氣機
27	換氣機
28	換氣機
29	換氣機
30	換氣機
31	換氣機
32	換氣機
33	換氣機
34	換氣機
35	換氣機
36	換氣機
37	換氣機
38	換氣機
39	換氣機
40	換氣機
41	換氣機
42	換氣機
43	換氣機
44	換氣機
45	換氣機
46	換氣機
47	換氣機
48	換氣機
49	換氣機
50	換氣機
51	換氣機
52	換氣機
53	換氣機
54	換氣機
55	換氣機
56	換氣機
57	換氣機
58	換氣機
59	換氣機
60	換氣機
61	換氣機
62	換氣機
63	換氣機
64	換氣機
65	換氣機
66	換氣機
67	換氣機
68	換氣機
69	換氣機
70	換氣機
71	換氣機
72	換氣機
73	換氣機
74	換氣機
75	換氣機
76	換氣機
77	換氣機
78	換氣機
79	換氣機
80	換氣機
81	換氣機
82	換氣機
83	換氣機
84	換氣機
85	換氣機
86	換氣機
87	換氣機
88	換氣機
89	換氣機
90	換氣機
91	換氣機
92	換氣機
93	換氣機
94	換氣機
95	換氣機
96	換氣機
97	換氣機
98	換氣機
99	換氣機
100	換氣機

記 号	機 器 名 称 参 考 型 番	形 式 ・ 仕 様		電 気 容 量	台 数	設 置 場 所	備 考
				電 源 (V)			
				消 費 電 力 (W)			
	壁付換気扇 EX-25SC3-S	形 式	電気シャッター式 窓枠据付格子タイプ	1φ-100 38	1	ミーティング室	
		風 量	900 m ³ /h (開放風量)				
		付 属 品	SUS製FD付給排気タイプウェザーカバー (防鳥網付)、他一式共				
	天井換気扇 VD-18ZY9	形 式	低騒音形 オール金属タイプ	1φ-100 36	1	給湯室	
		風 量	200 m ³ /h × 65Pa				
		付 属 品	SUS製深形PF (ガラリ付)、天吊金具、他一式共				
	天井付扇風機 CY30-WD	形 式	羽根径 300φ 羽根材質 AS樹脂 3段旋回角度調整、ガード二重落下防止構造	1φ-100 37/25/22	3	ミーティング室	
		風 量	3000/1950/1700 m ³ /h				
		付 属 品	3ノッチ速度調整器				
	壁掛扇風機 K30-YQ	形 式	羽根径 300φ 羽根材質 AS樹脂 引きひもタイプ	1φ-100 37/25/22	1	給湯室	
		風 量	2850 m ³ /h				
		付 属 品	3ノッチ速度調整器				

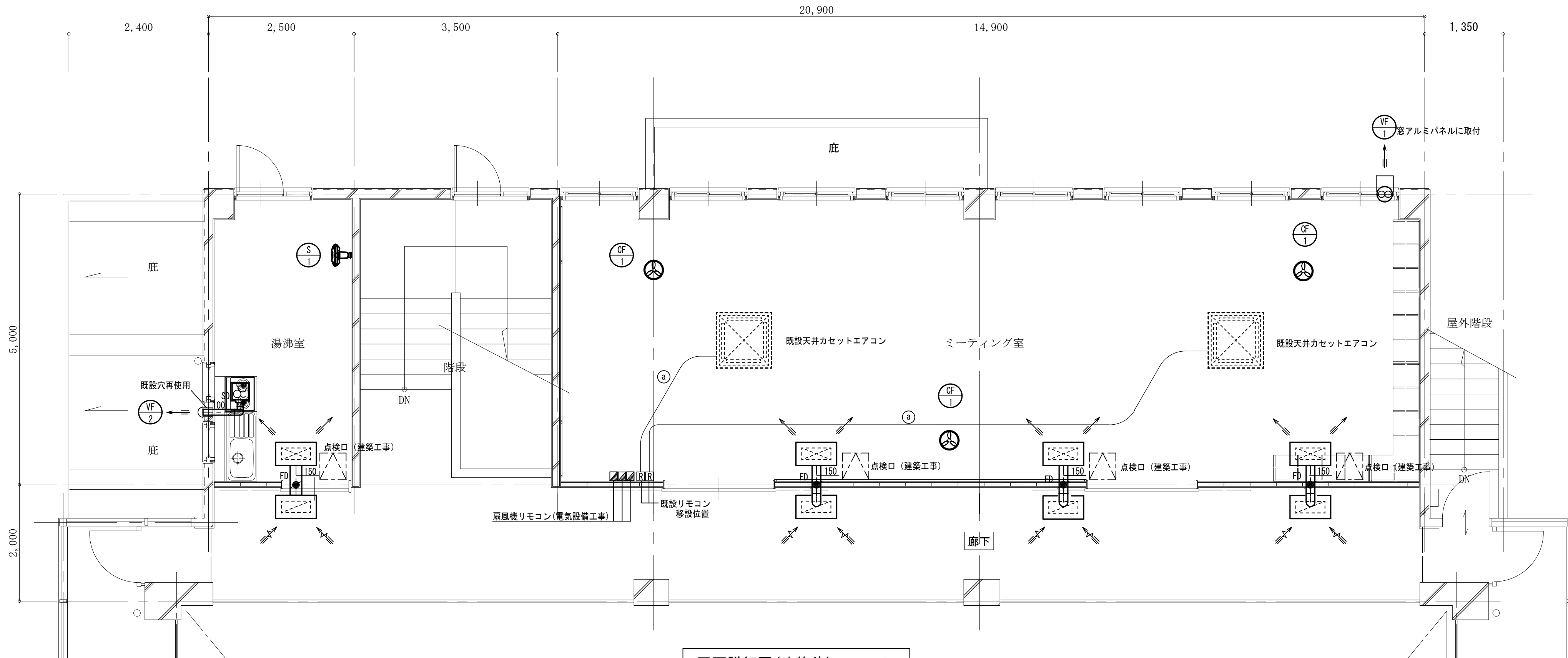
特記事項

1. 天井付扇風機のスイッチは電気設備に支給し、電気設備にて配線、取付けとする。

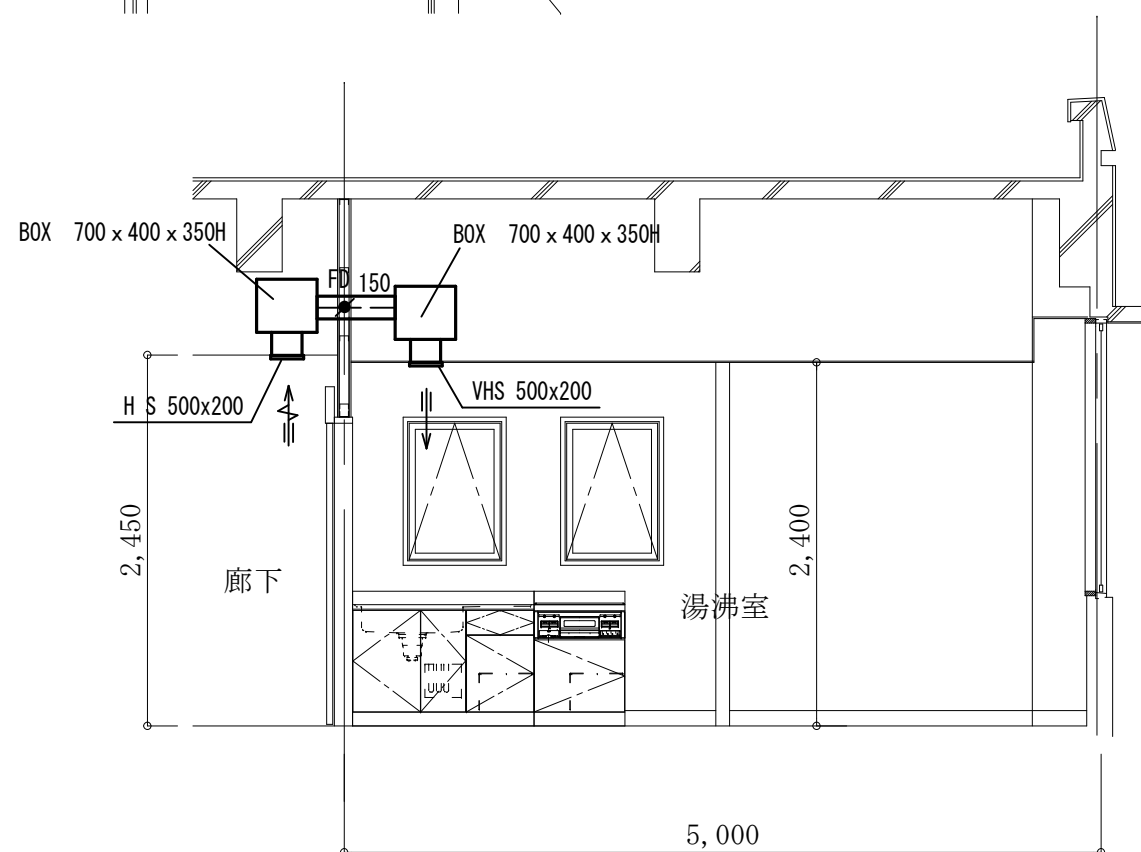


平面詳細図(改修後) S: 1/50

衛生器具表		
名 称	参 考 品 番 (上 段 : T O T O 下 段 : L I X I L)	合 計
混合水栓	TKS05311J	1
	SF-WM435SY	
EW-1 : 電気温水器	飲料水用 : REKB12A22 (12L : 1φ200V1.5kW) , RHE708R, RHE22H-50N, TL348CU, 連結管, ニップル, 他付属品共	1
	飲料水用 : EHPN-KB12ECV2 (12L : 1φ200V1.5kW) , ELF-3SEK, EFH-5MK, EFH-DA1, EFH-CP1, 他付属品共	
IHクッキングヒーター	建築工事	(1)
コンパクトキッチン	建築工事	(1)



平面詳細図(改修後) S: 1/50

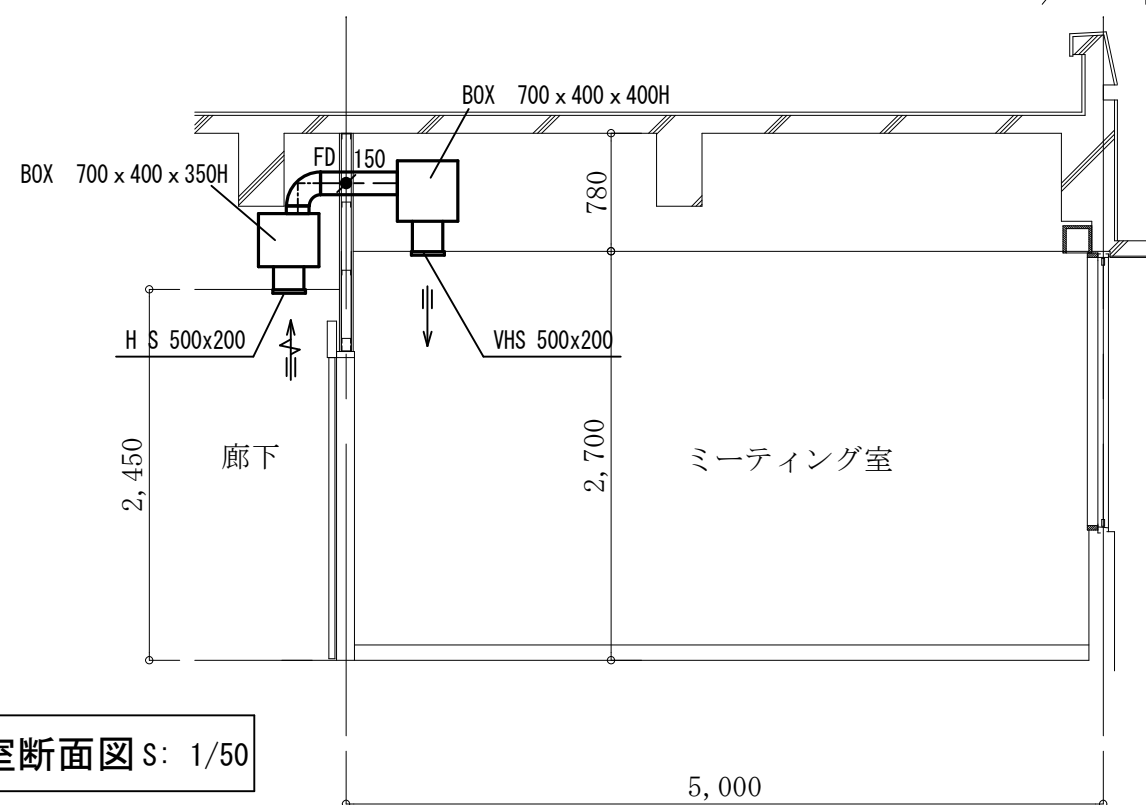


廊下 バスダクト		
吸込口	H S 500x200	1
	BOX 700 x 400 x 350H	
湯沸室 バスダクト		
吹出口	VHS 500x200	1
	BOX 700 x 400 x 350H	

廊下 バスダクト		
吸込口	H S 500x200	3
	BOX 700 x 400 x 350H	
ミーティング室 バスダクト		
吹出口	VHS 500x200	3
	BOX 700 x 400 x 400H	

配線リスト

記号	ケーブル・配線	備考
①	CW-S1.25-2C	壁内 PF16内入線



ミーティング室断面図 S: 1/50

アルテック設計

津市大谷町233番地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号

伊藤 公智

DRAWING BY
DATA

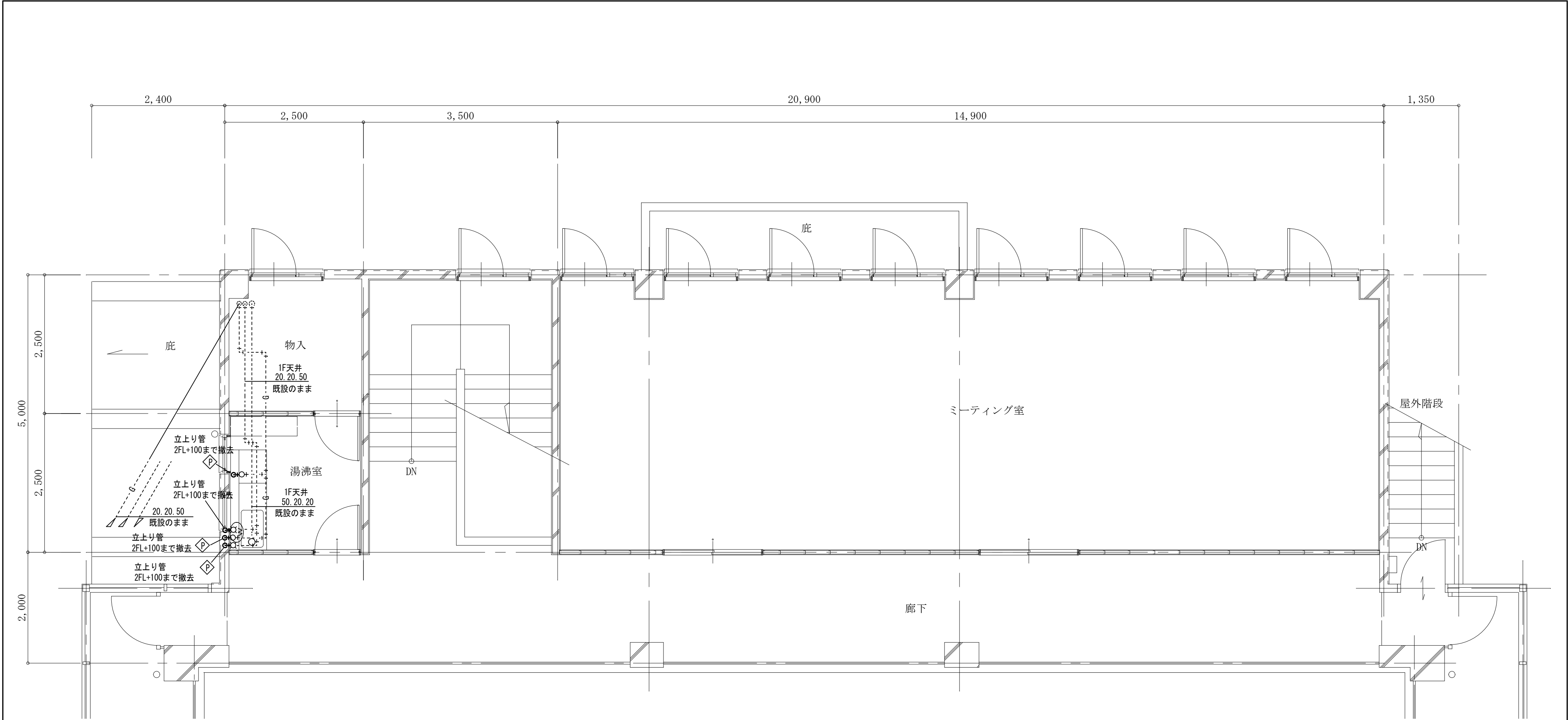
原図: A2

上野放課後児童クラブ整備に伴う
津市立上野小学校屋内運動場改修工事

空調・換気設備平面図
(改修後)

M - 5

S: 1/50



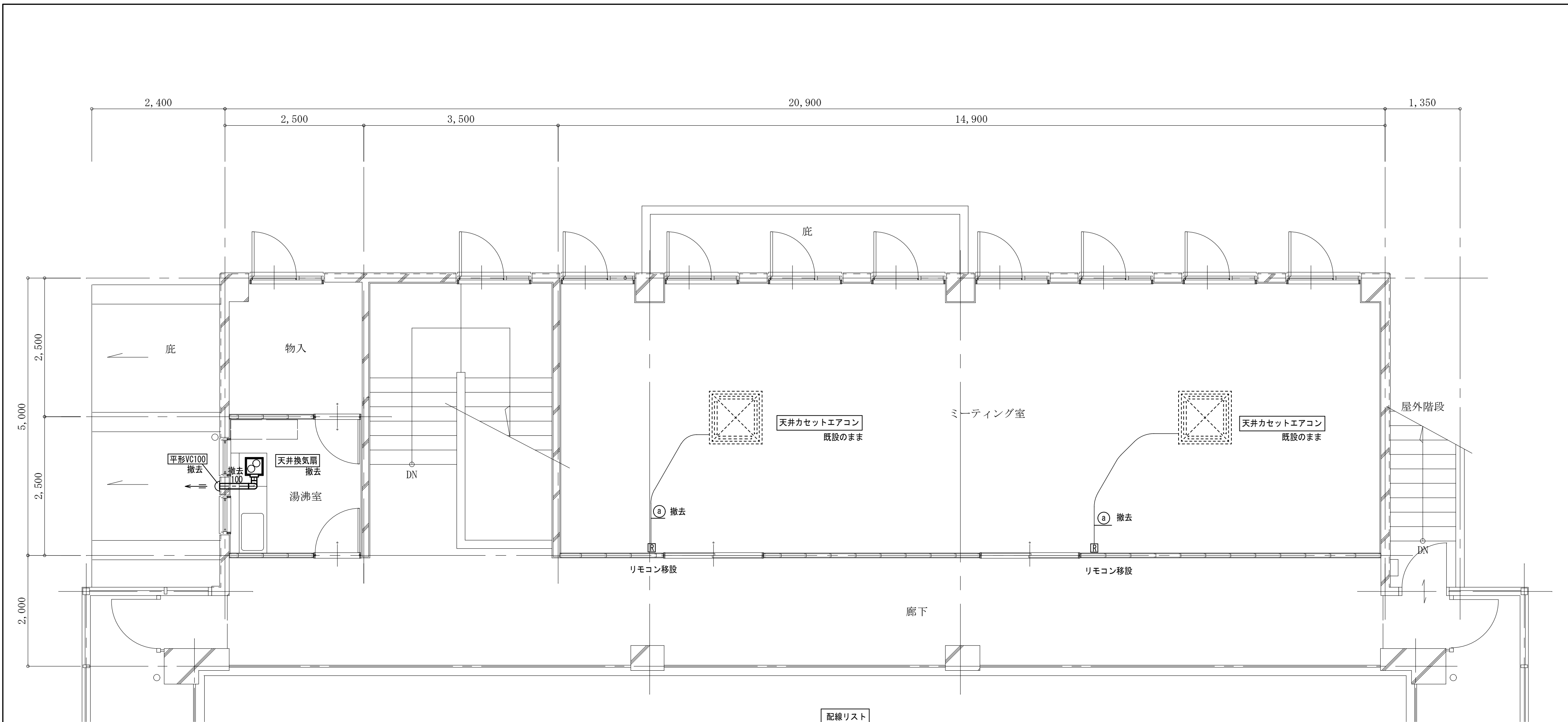
衛生器具表 下記の器具はすべて撤去とする。

品名	品番・形式・付属品	数
自在水栓	T30AR13	1
単口ガスコック	(ヒューズ付) LP仕様	1
止水栓	T4A SUSフレキ13φ x 200L共	1
可とう管コック	強化ガスホース共 LP仕様	1
ガス湯沸器	元止式 5号 LP仕様	1
2口ガスコンロ	据置形 片面焼グリル付 LP仕様	1
流し台	建築工事 W=1200	(1)
コンロ台	建築工事 W=600	(1)

平面詳細図(改修前) S: 1/50

凡例

◇ プラグ止め



平面詳細図(改修前) S: 1/50

配線リスト

記号	ケーブル・配線	備 考
㊦	VCT0.75 ² -2C	壁内 PF16内入線